

衆議院 第四百四十回国会 行政改革に関する特別委員会 議録 第九号

平成九年五月二十六日(月曜日)
午後二時四十分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 自見庄三郎君

理事 谷津 義男君

理事 鹿野 道彦君

理事 枝野 幸男君

理事 赤城 徳彦君

理事 大原 一三君

理事 熊代 昭彦君

理事 谷 洋一君

理事 福田 康夫君

理事 松永 光君

理事 山本 公一君

理事 石田幸四郎君

理事 北側 一雄君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 富田 茂之君

理事 増田 敏男君

理事 池田 元久君

理事 島山健治郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

國務大臣 梶山 静六君

(内閣官房長官) 武藤 嘉文君

國務大臣 武藤 嘉文君

(総務庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣内

政審議室長 田波 耕治君

内閣審議官 島中誠二郎君

内閣審議官 白須 光美君

地方分権推進委

員会事務局局長 東田 親司君

理事 野呂田芳成君

理事 柳沢 伯夫君

理事 中井 治君

理事 松本 善明君

理事 白井日出男君

理事 金田 英行君

理事 杉浦 正健君

理事 中谷 元君

理事 船田 元君

理事 山口 俊一君

理事 伊藤 達也君

理事 今井 宏君

理事 倉田 栄喜君

理事 谷口 隆義君

理事 西田 猛君

理事 安住 淳君

理事 木島日出夫君

理事 新井 将敏君

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

國務大臣 梶山 静六君

(内閣官房長官) 武藤 嘉文君

國務大臣 武藤 嘉文君

(総務庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣内

政審議室長 田波 耕治君

内閣審議官 島中誠二郎君

内閣審議官 白須 光美君

地方分権推進委

員会事務局局長 東田 親司君

委員外の出席者

行政改革会議事

務局参事官 坂野 泰治君

総務庁行政官

局長 陶山 皓君

大蔵大臣官房総

務審議官 武藤 敏郎君

自治省行政局長

松本 英昭君

議員 鈴木 淑夫君

議員 倉田 栄喜君

議員 北脇 保之君

議員 中川 正春君

議員 島 聡君

特別委員会第三

調査室長 田中 達郎君

委員の異動

五月二十六日

辞任

永井 英慈君

官本 一三君

土屋 品子君

北側 一雄君

谷口 隆義君

新井 将敏君

補欠選任

官本 一三君

永井 英慈君

土屋 品子君

本日の会議に付した案件

金融監督庁設置法案(内閣提出第六六号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に関する法律案(内閣提出第六七号)

日本銀行法案(鈴木淑夫君外四名提出、衆法第

二九号)

金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出、

衆法第三〇号)

○野呂田委員長代理 これより会議を開きます。
委員長所用のため、その指名により、私が委員
長の職務を行います。

内閣提出、金融監督庁設置法案及び金融監督庁
設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
案並びに鈴木淑夫君外四名提出、日本銀行法案及
び金融委員会設置法案の各案を一括して議題とい
たします。

この際、鈴木淑夫君外四名提出、日本銀行法案
及び金融委員会設置法案について、提出者より趣
旨の説明を求めます。鈴木淑夫君。

日本銀行法案
金融委員会設置法案
(本号末尾に掲載)

○鈴木(週)議員 私は、新進党を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました我が党提出の金融
委員会設置法案及び日本銀行法案につきまして、
提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

数々の失敗を繰り返して、限界を露呈してござい
ます我が国金融行政システムに対し、今最も求めら
れていることは、これまでの密室的行政指導によ
る裁量性の高い護送船団行政から脱却し、預金者
や投資家の保護と自己責任に基づく公正な競争の
促進という市場原理貫徹の観点から、事前に明ら
かにした透明性の高いルールに基づく行政へと転
換することであり、また、中央銀行の独立性
に関し、国際的な標準に立つことでもあります。

この点から見て、今回政府が提出した金融行政
改革関連法案はまことに不十分なものでありま
す。とりわけ、橋本内閣の当面の行政改革の最大

の目玉であるはずの金融監督庁設置法案は、行政
改革の名に全く値しないばかりか、従来の護送船
団行政に対する何の反省も感じられない、むしろ
大蔵省の権限拡大の焼け太り法案と言わざるを得
ません。

以下、我が党提出の二法案につきまして、その
骨子を申し上げます。

その第一は、政府案のように日本銀行を大蔵省
所管の認可法人とし、その日本銀行内の政策委員
会において金融政策を決定する仕組みでは金融政
策決定の独立性の担保が十分でないとの考えの方か
ら、日本銀行政策委員会に相当する委員会を日本
銀行の上に金融委員会という名の独立行政委員会
として設置し、大蔵省と対等の立場に置き、専管
的に金融政策の決定に当たらせることによりまし
て、金融政策決定の独立性を確保しようとするも
のであります。

また、その骨子の第二は、金融検査監督行政を
大蔵省から切り離すに当たって、中央省庁の中に
いたずらに新しい組織をつくり、行政改革の流れ
に逆行するのではなく、これを金融政策を担当す
る金融委員会の所掌とすることで、行政改革の趣
旨に沿った効率的でスリムな中央省庁の仕組みを
つくろうとするものであります。金融検査監督行
政と金融政策の間には、財政政策の場合とは異な
りまして利益相反の関係はなく、むしろ相互に補
完関係にあることも、この行政組織改革の根拠に
なっております。

次に、二法案の概要を申し上げます。

まず、金融委員会設置法案について申し上げます。

これは、金融行政を所管する組織として、金融
委員会を国家行政組織法第三条に基づき総理府に
設置するものであります。

この金融委員会は、一、通貨及び金融の調節に

関する事項に関する金融政策の決定権限及び日本銀行に対する監督権限、さらには、二、銀行、証券会社、保険会社、信用金庫等に対する免許、検査等の監督権限を有することとしております。また、金融委員会が金融機関に対する監督権限のうち、金融機関に関する検査は日本銀行に行わせることができることとしております。現行の証券取引等監視委員会は、国家行政組織法第八条の委員会として金融委員会のもとに設置することといたします。

次に、日本銀行法案についてであります。

日本銀行の組織形態は、現行どおり認可法人として金融委員会の下に存置し、日本銀行には政策委員会を置かないことといたします。日本銀行は、金融委員会の金融政策の決定に基づき、同委員会の監督のもとにその業務を行うとともに、金融委員会からの委任を受けて、その監督のもとに金融機関に対する検査の業務を行うこととしております。

以上が二法案の概要であります。

なお、大蔵省の銀行局、証券局、国際金融局を金融局に統合し、金融局は、金融制度の企画及び立案を行うこととしております。

委員各位におかれましては、何とぞ両法案の趣旨を御理解いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。私の趣旨弁明を終わります。ありがとうございます。

(野呂田委員長代理退席 委員長着席)

○綿貫委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長 次に、内閣提出、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案に対し、池田元久君外一名から修正案が提出されております。池田元久君。提出者より趣旨の説明を求めます。池田元久君。

金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施

行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○池田(元)委員 私は、民主党を代表して、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

今回の大蔵省改革、金融行政機構の改革は、日本銀行法の改正とともに、我が国の金融行政の歴史を遡りかえる大改正であり、橋本内閣の提唱する行政改革の第一弾をなすものであります。改正に当たりましては、住専問題や大和銀行事件など、たび重なる金融不祥事や不良債権問題に有効な対処ができなかった過去の金融行政に対する反省を踏まえて、指摘されている問題を克服できる新しい金融行政の体制をつくり上げていくことが重要であると考えます。

こうした観点から見ると、政府案は、大蔵省から金融検査監督部門を総理府に新設する金融監督庁に移管するものの、金融検査監督の一元化は先送りになり、地方では引き続き大蔵省の財務局や財務支局が検査監督に当たるなど、組織的にも権限の面でも、金融ビッグバン時代の金融検査監督機関としては不十分な内容と言わざるを得ません。

民主党としては、金融の検査監督と企画立案は、実務上は密接不可分の関係にあると考えております。一方で大蔵省に金融の企画立案業務を残したのでは、財政と金融の分離はできません。

そこで、民主党の修正案では、政府案の金融監督庁は金融庁にその名称を改め、金融制度の企画立案業務を内閣総理大臣に移管することとしております。さらに、企画立案業務の一部、すなわち、金融監督に密接に関連する政令や総理府令の策定、企業会計基準の策定等の事務は、金融庁長官に委任することとしております。

また、住専問題等の最近の金融問題のたびに指摘されてきました縦割り行政の弊害を是正するた

めに、過去の反省を踏まえて、金融の検査監督の権限を金融庁に一元化し、従来は事業官庁との共管であった信連等の機関に対しても、金融庁が一元的に金融検査や行政処分等の監督ができるようにして、その監督責任の所在を明確にしております。

このように金融に関する監督の事務権限を金融庁に一元化するとともに、事業官庁に対して金融庁が重要な検査結果を報告すること、業務停止処分等の行政処分を行う前に事業官庁の大臣に事前協議をすることを金融庁長官に義務づけております。これによりまして、金融以外の政策の要請に対応して、例えば農業政策の推進という観点から、問題を生じないように政府部内で所要の調整を図ることとしております。

金融庁は、地方に独自の機関として金融局及び金融支局を設置し、地方の金融機関の検査監督も自前の機関で行うこととし、大蔵省の財務局等への監督事務の委任規定は削除することとしております。政府案では、金融監督庁長官が地方の検査官をふやそうと考えても、定員要求は大蔵大臣の所管であるという矛盾がありましたが、金融庁の独自の地方組織を認めることで、そうした矛盾は生じないと考えております。

また、政府案では、日本銀行や預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護基金の信用秩序維持に関する機関が大蔵省の所管とされておりますが、民主党の修正案では、これを金融庁の所管に移管し、信用秩序の維持のために必要な場合には、大蔵大臣との協議を経ずに、金融庁長官の独自の判断で、預金保険機構からの資金援助の発動や日本銀行への資金協力の要請ができることとしております。さらに、必要に応じて、金融庁長官が大蔵大臣に財政的な支援についても協議をすることができるとしてしております。

こうした修正を行うことにより、金融庁長官が中心になって、機動的に信用秩序の維持を図っていく仕組みができるものと考えております。

我が党の修正案の趣旨は以上のとおりであります。各党、各会派の委員の皆さんの御賛同を賜ればまことに幸いであります。

○綿貫委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長 この際、鈴木淑夫君外四名提出、日本銀行法案及び金融委員会設置法案並びに内閣提出の両案に対する池田元久君外一名提出の修正案について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柳沢伯夫君。

○柳沢委員 我々の金融監督庁法案及び関連する法律の整備に関する法案も、多くの質問時間を費やしましてはばまとの段階に入ってきた、こういうことでございます。非常に重要な問題ですから、それについて野党の皆さんの方から対案が出るといふことも当然なことだといふように受けとめておりました。これについて、私どもの立場からのコメントといふか質疑をさせていただきたい、こういうことでございます。

我々のこの法案が審議に入りました後も、まさに激動の時代といふか、金融が大きな変貌を遂げる中で、また過去のいろいろな不祥事があらわれているといふことを見るわけでございまして、そういう意味では、我々の委員会が今審議に当たっているこの法案の重大さというのはいくらも浮き彫りになっている、そういうふうな時期である、こういうふうな認識をしているわけでございまして、ただ、きょう、私は三十分の持ち時間でございます。大変変則的な質疑の方式をとることをまずあらかじめ申し上げ、お許しを賜っておきたいと思っております。

一問一答の形式をとりますと、質疑者の意図とは違つて、答弁者が時間を費やすというふうなことになると思いますが、私が予定しておる質疑をすべて網羅することが到底できなくなるだろう、こう思っていますので、できるだけ皆さんの答弁の時間も確保したいと思いつつ、私の方から先にお話をさせていたいただいて、それについて総括的にまた皆さ

んの方からの御答弁というか御回答をいただきました、このようにお願いを申し上げる次第です。

今回の状況を総括させていただくわけですが、こういう金融監督検査が問題になった背景というのは、一つは何よりも金融破綻です。金融破綻がそこそこ起こる、しかもその破綻の規模は非常に大きくなっている、こういう背景があります。同時に、業態の垣根が崩れまして、金融がすべてユニバーサルサービスに融合してきています。こういう事態も、これまでの金融検査のあり方ではないのか、金融監督のあり方ではないのか、こういうことで私どもは金融機関の検査監督の再編成をしなければならぬ、そういうことになってきた、これが最大の背景であります。

我が国では、それに対して政府・与党でいろいろ考えた結果、どういう結論に達したかというのを復習しておきますと、日本銀行の調査は法律に改めて定めることにはいたしましたが、基本的には現状維持でいい、こういう方式。それから、政府の検査監督については、金融制度の企画立案からこれを分離する。こういう結論で、これが今考えられるベストな案であろう、こういう考え方に立って案が形成されたということでございます。

それで、改革の背景となった考え方を、これは、自民党あるいは他の与党、さらには政府、それぞれ大勢の方がいらつしやいますから、以下申し上げることがすべての人の共通認識だとまでは私言つてもありませんけれども、私なりに整理をさせていただきます。

まず、中央銀行の検査監督については、日々の市場の動きに最も密着した機関の検査監督であつて、これはこれなりに大変意義がある、こういうことであらうと思つております。

しかし、今新進党案の提案者である鈴木委員の提案理由説明を聞きますと、頭から、中央銀行の検査監督については他の中央銀行の業務と利益相反がないということを簡単に言い切られましたけれども、先生ほどの学者でございますから、多分

それは、知見がありながら、ここではそういう立場をとられたのだらうとは思ひます。

世に言われるところはどうかということかと、そこに利益相反があるのだ、こういうことでございませう。それは、明らかに中央銀行は最後の貸し手でございまして、日本の場合でいうと日銀特融、こういうことがありますから、金融検査に行つた場合に、この日銀特融との間でやはり緊密な関係がある。あえて言えば、利益相反関係があつて、そして金融検査のことであらわれ得る事実というのに対して全くニュートラルではあり得ない、そういう立場にあることは識者が指摘しているところですよ。

第二番目には、金融調節との関係です。これも、中央銀行の中で金融の検査監督をやっているところはとかく低金利政策をとりやすい、だから、大局的に見ると、インフレを呼び起こす割合が多いとされる、そういうことを分析して主張している学者さんもうらつしやるようでございませう。つまり、中央銀行の検査監督にも、中央銀行の他の業務との間で利益相反がないということは言えない、こういう考え方を我々はとりました。それから第三番目は、総理もお答えになったことですけれども、何といつても中央銀行の検査監督は行政権ではありませんから、そこにおのずと、これを拡大していくことには限界が見られる、こういうことであります。

次に、政府の検査監督について申し上げます。政府の検査監督は、日々の金融市場とはちよつと離れたところにおりますから、必ずしもその意味では適任者ではないかもしれない、こういうことを言われております。

第二番目に、今鈴木委員も言いましたように、財政支出の間にやはりある程度の利益相反がある、これは、指摘されるのとおりです。

しかし、第三に、デリバティブがどんどん膨れ上がるような金融市場の中で、これからの損失というのは思ひのほか大きくなってくる、予想されております。なるがゆえに、巨大な損失

を見込むと、やはり最終的には財政が面倒を見なければならぬ、ではないかというふうなことで、世の中の傾向は、もし金融検査機能というものを統一するならば、中央銀行に統一するのではなくて、政府側の機関として取りまとめていこうというのが大勢だ、こういう知見を述べる識者もいらつしやるわけでありませう。

それから第四番目に、行政権ゆえに、業態の融合に対しては、つまり保険だとか証券だとかというものの対しては、金融と一緒にこれに対応して金融検査の対象にしていくというよりはやりやすいことですね。こういうことが我々の検討の結果出てきたことでございませう。

そこで、結論として、二元的な、つまり中央銀行と政府による二元的な検査監督というのはやはりやむを得ないんだ。それぞれが長所を持っている、また利益相反という弱点も持っている、こういうことで、私どもは二元的な検査監督の道を選じた、こういうことでございませう。それから同時に、政府の検査監督について最も弱点とされる財政支出との相反関係については、そこを注意深く、不即不離の関係をしよう、こういうふうなことで、今度企画立案から切り離して、これを総理府に持つていった。

これが我々の結論なんです。かなりよく考えた末の結論であつたということは、今までの私の説明ではおわかりにならうと思つてわけでありませう。

そこで、しかし、それに対して今回、問題点の指摘が今までの審議を通じてございませう。どういふ問題であつたかという、突き詰めて言うところ、やはり財政との関係が多かつた。

これは、利益相反があるではないか。あるいは、新聞記事の論説のコラムを引いて、金融制度の企画立案、あるいはその前に財政がある、その下に免許がある、あるいは免許の取り消しがある、あるいは日々の日常活動についての監督がある、さらに監督の資料を得るための検査がある、そのどこを切るのが一番合理的な制度として仕組

めるか、さんざつばら我々は与党の中で議論したのです。

しかし、今回の審議の過程で、その切りどころが誤っているではないかという議論もありました。あるいは、我々の案のように、ある程度不即不離の関係を、適切な緊張関係を持った距離というところで仕組んだにもかかわらず、なおまだ不当な圧力が財政当局から働くのではないか、そういう指摘もあつたわけでありませう。

しかし、よくよく私の話を聞いていただければ、これは、圧力だとかなんとかいって、同じ屋根の下にいる官庁ではない。別の官庁になることの重みということ。これは、後で私は総括で、皆さん方、ここに並んでいらつしやる方々が、北脇さんを除いて、私の知っているところでは、余り行政経験があまりにない。それがための弱点として、行政組織なり行政機関なりというものを見る目がちよつと、何というか、失礼な物の言い方になつてしまふのですが、成熟しておらない。もうちよつと御経験を積むと、そういつたことが事実問題として肌でわかるようになってくる。そういうふうな……(発言する者あり)いや、ちよつと静かにしなさい。人の言うことはよく聞きなさい。いやいや、そんなことはない、ちゃんと説明しますから。

そういうことで、二つの官庁の間には、検査だけを別の官庁にしても、検査をやつた結果を今までのようにすぐ銀行課に持つていってしまつて、これどうしましやうというのとはやはりわけが違ふ、そこにある種の透明性、ある種の客観性というものが生まれてくる、こういうふうな私どもは考えております。

ここが確保されることによって、結局財政が出ざるを得ないときもあるのです。ですから、全く離れてしまふわけにはいかない。こういうことの中で、私どもは、非常に適切な距離を設けたという制度が我々の制度であるということを主張したいし、また御理解もいただきたい、こういうことであります。

それから、財務局の問題も、非常に枝葉の問題と私はあえて考えたのですけれども、指摘をされる方がありました。

これも、総本山が分離されているときの地方支分部局の委任事務が、どういう格好で処理されるか。このことについて、先ほどこちらから大変不規則発言が多く寄せられましたけれども、やはりこれは実体論というか、実際の体感に基づく感覚、こういうものが判断の基準にならざるを得ませんね、どのぐらいの距離感が出てくるかというのは、そのことについてはやはり少しまたお考えもいただきたい、こういうことであります。

形式がすっきり整っていない。しかし、行政組織としての、ユニットとしての、例えば人事だとかその他指揮だとかというようにすることについて一体どういう影響が、三、四人とかあるいは十人ぐらいの役所をつくったときにどういうことになるか、こういうようなことについてもやはり少し吟味をしていただきたい、御主張なさるならばそういうこともお考えいただきたい、こういうふうに思うのでございます。

以上が、我々の案の背景にある考え方、それと同時に、皆さんの指摘に対して、我々がどう考えているかということを示し述べさせていただきます。

次に、対案として出された新進党さん及び民主党さんの案について、私どもの、私の考え方を申させていただきます。

まず新進党さんの案ですけれども、これは、中央銀行の検査監督にも利益相反がある、このことがまず一番の基本です。そのことが、だからこそ、各国とも今度金融の検査監督についての機能をどのように再編成していくかということについても、これは我々の審議中にたまたま出たあのイギリスの金融検査監督の再編成の案というようにものを引くまでもなく、各国とも中央銀行にさつと取りまとめることにはかなり慎重だということの背景としてあることをよくひとつ御認識賜りたい、これが第一点です。

第二点は、先ほども言ったことですからもうつづめて申し上げますけれども、大口損失の可能性がりますので、これに配慮して、やはりほかの世界の大勢も、私、これは最初、冒頭のこの委員会における発言でも申し上げたんですけれども、どちらかといえば、統合するのならば政府側に統合するということが多いということです。中央銀行の側に事もあらうに統合してしまおうということについては、何か世界の大勢とはちょっと離れたアイデアではないか、こういうことでござい

それから第三番目は、これはもう言うまでもないことですが、中央銀行は行政機関ではありません。そこで、私が最初のときにも指摘しましたけれども、契約外の、例えばそれが銀行であったり、あるいは金融機関という銀行、パンキングがやっているビジネスにあつても、契約外のものまでこれを対象に取り組んでいくということについては、やはり無理がある。契約先のとらと契約外のものにとらに本当に、例えばそうやっただとしても、同じような態度で日銀の職員がそこに取り組めるだろうか。こういう懸念は、受ける側は当然持つことは想像にたかなくないんです。そういうようなことがある。

まして、証券は証券の、山一証券のころから日本銀行でも取引先は相当持っておられるようにすけれども、しかし、証券の検査というものは、日銀さんがこれまでやってきたようなところとは、視点は随分違ふはずですね。そういうような、証券行政の一環としての証券会社の検査監督、あるいは保険、保険まで今度取り込む、こういうことなんですけれども、これはやはり幾ら何でも無理なのではないか、こういうふうに思います。

先ほど、私は、鈴木委員の提案理由説明を聞いておりましたが、何というか、検査監督のところをこの金融委員会の所掌にする理由は、非常に消極的なものと聞こえました。確かに、金融委員会とあり、そうしたいんだ、これは非常に熱っぽく

語られて、それは立場は違ふんですが、よくわかるんです。しかし、金融監督検査を金融委員会の所掌事務にするということについては、行政改革の中から、ほかの行政機関を設立するわけにはいかぬからこのところへ集めちゃうんですと。

これは、聞いたなら、もうそこに当たる職員の士気に大きな影響をもたらす御発言だったと私は思いますよ。ついでにやっちゃ困るんです、そういうことは、そんな消極的なことでは困るんです。委員が、金融調節あるいは金融政策の機能を金融委員会にやらせたい、所掌させたいと同じような情熱、同じような重要性、こういうものをやはり、金融検査監督をこの委員会に所掌せしめるならば、同じようなものを持っていただかないと困ります。私はそれを聞いて、まあちょっとやつつけ仕事のような気味があるなと思って聞いておったのでござい

第四番目は、金融検査監督の中の検査は、確かに日銀職員にやらせるとなっている。監督はどこでやらせるんだ。これは金融委員会の事務局でやらせる、皆さんが提案された法律を読んでみれば、そういうふうに見られるわけです。

私、よくわかりませんが、このところは、わからないけれども、冒頭の、金融検査監督を金融委員会に所掌させるんだということについても大した理由はなかった上に、監督だけ、小さい五、六十人の事務局が何かつづつて、そこでやらせる。どうやってその役人さんたち、職員さんたちの士気を確保していくんですか、維持していくんですか。どうやって人事の円滑を確保していくんですか。

そういう思いつきでは困るんです。私は、はっきり申し上げておきます。職員の組織、行政組織というものについて、先ほど私が言ったように、余りにもナイーブ過ぎると言ったのはそういう点なんです。

それから、企画立案との関係です。金融制度の企画立案は大蔵大臣に所掌させる。

金融委員会は偉い方が並ぶでしょう。しかし、政治家と政治家でない方が対等の形で切り結ぶということとはなかなか難しいんです。正直言つて、かえって、こういうことをやって、企画立案については大蔵大臣と金融委員会が互いに提携するとか何とかというふうなことを言つても、それはなかなかいかないんですよ。

私は、逆に、こういうところで大蔵大臣との間をある種、何というか、仕事の上では主従のような関係を伴わざるを得ない企画立案について、そういう関係を樹立したならば、金融委員会の金融政策における独立性まで損なわれる危険性すら持った組織だと言わざるを得ない、このように思うのでござい

そういう意味で、私は、行政実務というものについては、ちょっとまあ必ずしも透徹した考え方が貫かれていと言いたいというのが、私の皆さんの案を聞いての感想でございます。

次に、民主党の案について申し上げます。

民主党の案は、財政、金融の分離ということをや、立場が違ひますから、その議論にはききようは入りません、私は、入らないんですが、企画立案事務との分離がない。この意味が、これから我々は、我々の行政改革で企画立案と執行の分離をしていこう、こういうふうに私どもはやっておるわけですから、その重要性ということをおつともわかつていらつしやらない。全くナイーブ過ぎると思います。

私どもが今度行政改革の中で企画立案と執行を分けようというのは、議院内閣制のもとでは、行政権というのは立法補佐機能を持たざるを得ない。しかし、その結果として、立法補佐機能、つまり企画立案と執行とが混然一体、融合してしまっている。そこから行政府の人たちの肥大化、権限の強大化ということが起こっているんです。つまり、仕事をつくる人と仕事をする人が混然一体と融合してしまふことのめがめが出ているんです。

我々の歴史に、その一番端的にわかる例を持っています。軍部なんです。軍部。日本の戦前戦中の軍部は、まさに統帥権の名のもとで、仕事をやる人が仕事をやっていったんです。同じことが戦後の官僚機構の中でやられてやしないか、こういう反省なんです。ですから、防衛庁は、その反省のもとでシビリアンコントロールというものをつくって、制服の人は企画立案はしない、仕事はつくっちゃいけない、背広の人たちがつくったルールのもとで誠実に仕事をしていく、これにとどまるべきだ、これがシビリアンコントロールです。

ですから、我々が今度、企画立案と執行を分けるというの、あたかもこのシビリアンコントロールを、あえて言えばレジスレータースコントロールにしようということなんです。企画立案者と執行とを分けて、執行は本当に企画立案者が言ったルールに基づいて誠実に実行するのみ、実際自分で仕事をくりやんなかしてはいけない、こういうことなんです。これはプラスの方向で、仕事ができる方向についても、ふえる方向について我々は大きな災厄をこの時期受けているわけですが、これも、仕事をやらないことについても同じなんです。

皆さんの案で一つ例を挙げますとどういうことになるかというと、金融の技術革新について、大所高所から判断してやるといふようなことにブレキがかかるんじゃないか。これは私が言っているんじゃないんです。金融の検査監督機能を企画立案から分けるときの学者の議論なんです。非常に消極的だと言います。そういうようなことで、私も、企画立案との分離がないということについて、大変大きな問題を感じています。

それから、金融政策との関係ですね。金融政策との関係で、日本銀行の金融政策に対して物申すのは、民主党案では、一体どなたなんですか。金融庁長官なんですか、あるいは大蔵大臣なんですか。金融庁長官としたら、私は、これまたちよつと格落ちだと思えます。

日本銀行の金融政策、金融政策といったって、私は個人的な意見を言うわけですから、あくまで経済政策の中の一環です。ですから、日本銀行が金融政策で独立したい、これはいいですよ。しかし、絶対に政府全体の経済政策から離れるわけにはいきません。なぜ、独立をさせることがこれだけ強調されるかといふたら、それはやはり政府の側からインフレ圧力がかるからなんです。このことだけをしっかりと明確に、中央銀行が断れる立場をいかにつくってやるかなんです。そういうことなんです。

ですから、金融政策との関係でも、例えば大蔵大臣が行くんですといふたら、大蔵大臣、日ごろの金融のことを何もやらない人が突如として金融政策の話といふたつて、それは無理というものでしょう。金融庁の長官が行くといふたら、これは格落ちでしょう。

もっと格落ちのことを最後に申し上げます。これは、金融制度の企画立案をする大臣はいるんですか、いないんですか。総理大臣と申すんでしょ、うね、恐らく、それも、余りにも物を知らな過ぎる。どういふことかといふと、法律を立案して、閣議で決定して、それでこの国会にまで持ってくる間には相当の調整が要するんですよ。総理大臣がやるわけにはいかないんですよ。

余り私は、ここで実例を引いて言つと、これはいろいろ問題になりますから申し上げたくないんですけれども、やはり大臣をいただかない役所が、法律改正をしたくてしたくて仕方がないんだけれども、さしてもええない、こういうことのために、どんだん行政がゆがんでいる例が我が国の状況にもあるんです。

これから、金融において、企画立案というのは非常に大事なんです。今、安定的な金融制度の状況じゃない。どんだん金融の技術革新といふのは日進月歩で、これを受けとめて、金融制度の改革をどんだんやらなきゃならないといふときに、担当の大臣がいらないなんというふうなことでやっていけるんでしょうか。あえて言えば、

ナイーブ過ぎる話です。

最後に、もう一つつと申します、せっかくあれしましたからね。

業務停止のときに、農林の系統金融機関には、農林大臣に突然共管を申し込むというんでしょ。それは、池田さん、もとは民社党だったか何だか忘れたけれども、有事駐留の考え方と同じです。有事駐留の考え方で、要するに、日ごろは駐留は困る、しかし有事になったら急に駐留して戦争やってくれ。私に言わせたら、本当にもう何ともいふようなないといううけかけた議論が昔ありました。それと同じなんです。今まで何にも金融のこと、情報をもらわすに、業務停止のときだけ情報をもらうて、さあ、あなた、共管だから何とかせい、こんなでたため言われたら困るよといふのが農林大臣の立場じゃないでしょうか。

結局、私の質問時間、皆さんの答弁の時間を残そうと心がけてやりましたが、こういう状況なんです。だから、もう議論の帰趨というのは、これは皆さんの答弁がどうあろうと、私はちよつと問題にしないという感じなんです。要するにそういうことでありますので、どうぞ、何かコメントがあったら、してください。

○鈴木(源)議員 三十分の質問時間のうちの二十五分以上を費やされたので、私も、柳沢委員が提起された五つの問題に回答したいと思えますが、時間が非常に制約されているようでございいますから、簡潔に申し上げます。

四番目の監督に関しては中川委員から、そして最後の企画立案に関しては、行政実務に通じているとお褒めの言葉をいただきました北脇委員からお答えいたします。私は、最初の三つについて簡単に回答いたします。

第一、利益相反。柳沢委員も率直にお認めになつておられます。検査監督と財政政策の間には深刻な利益相反がある、だから切り離すんだ。しかし、金融政策との間にもあるとおっしゃいます。政府が提出された日本銀行法案においても、日本銀行の目的というのは、金融調節によ

る物価安定と信用秩序の維持でしょう。信用秩序の維持というのは、検査監督によって裏打ちされていくわけですね。ですから、この二つの間は、さつきおっしゃったように、短期的にちよつとした利益相反がありますが、基本的な目的は同じ方向を向いています。信用秩序の維持をしない限り、金融政策の効果は伝わっていかない。この両者は、むしろ補完関係にあるのであります。

二番目、二番目におっしゃいましたのは、デリバティブなどでこれから損失が大きいから、一本化するなら財政を握っている大蔵省側に一本化するのが世界の大勢だと言つたけれども、そんなことは全然ないですね。

イギリスだって、あれは大蔵省にくつつけるんではない。むしろ、中央銀行にくつつける例なら、幾らでも挙げることができる。アメリカのマネーセンターバンクは、まさに米国の連邦準備制度理事会が検査監督と金融政策の両方を握っている。ヨーロッパをこらんなつても、オランダだって、イタリヤだって、あれは中央銀行が検査監督を握っております。

ですから、そういう十分な知識を持って言つていただかないと、さっきの言ひ方は、あれは間違つていふに思ひます。

最後に、契約外のものまで検査するのは無理だとおっしゃいますが、この法案をこらんなればおわかりのように、三条機関としての金融委員会、これはもう行政組織であります。この行政組織が決定した方針に基づいて、その委任を受けて、日本銀行という、この行政機関の下で認可法人がやるんです。これは今までの、契約に基づく検査とは全く違ふのでありまして、法制上も実行上も何ら問題はございません。

以上です。

○中川(正)議員 先ほどの検査監督の部分についてお答えをしたいと思います。

柳沢委員のお話を聞いていますと、どうも検査監督を分けること自体も余り積極的でなかった、どつちかといふたら、大蔵省がみんなやらなきゃ

いけないんだ、そんな流れがその中に酌み取れしました。それだけに、私たちは、その大蔵省に對峙する力として日銀を再定義していく、そんな中で、この機能を三条機関の委員会に付与していく、そんな考え方でまとめました。

よろしく御理解をいただきたいと思うんです。○北脇議員 企画立案行政の扱いについてお答えを申し上げます。

私どもの案では、金融委員会を独立委員会とするということで独立性を確保する、それと同時に、もう一方で、大蔵大臣との連携ということを経営の中に規定して、制度づくりについての情報提供とか情報交換を十分にやっていく、これが基本の考えでございます。

そして、委員御指摘のような、大蔵省の方の力によって、主従関係みたいなものが生じるんじゃないか。この点については、金融委員会が独立委員会であるということで、このところに歯どめをかけていく、担保していくという考えでございます。

もう一つは、今度の企画立案は市場ルールづくりということでございますので、これからの行政というのは、今までのような非常に密室的なものでないということにこの分離の意味が生じてくる、この点を申し上げたいと思います。

○池田(元)委員 民主党の池田でございます。

きょうは、柳沢委員と一問一答で十分議論できることを楽しみにしてやってみました。結果的に、すべて総括的に決めつけで終わつたというのには甚だ残念でございます。

まず、財政と金融の分離。これは皆さん、狂乱インフレ、パブル発生の、大衆国民に大きな痛手を与えたあの経験を思い起こせば、どうしてもこのところははっきりと、金融が財政のしわ寄せを受けないという形に、制度的にも持っていくということがどうしても必要です。

それから、大蔵省の最近の行政、大和銀行事件も、それから見れば、企画立案も残して、それさらにまたそこを足がかりに監督をしてにらみを

きかせようという、こういう改革の不徹底といえますか、こういうものでは、あの大蔵省改革の原点から見れば、甚だ不十分と言わざるを得ません。

柳沢委員に申し上げたいのは、また自民党案を信じている方に申し上げたいのは、財政と金融の間にこそミシン目を入れるべきなのです。検査、監督、企画、立案、初めは検査だけそこだけ切ろう、そこだけはいいいよ、次は検査監督、そういうところにとどまっていけるわけです。大蔵省の抵抗ラインそのままだ。こういう法案を提出する意図が、よく私はわかります。

それから、金融政策について政府を代表するのはだれか。もう金融政策については日銀の専断事項です。先週も橋本総理大臣も、大蔵委員会で言っております。日銀の政策委員会が決定するというのが基本であると考えております。国際会議等で我が国の金融政策について政府を代表するのは、当然日銀総裁ということになります。

大蔵省の、財政、金融の分離に反対する、唯一と言っているですね、それがG7への出席なんですよ。官邸で開かれた行革会議でも、そういう反論文書を流しました。要するに、その程度の反論しかできないということに私は問題があると思います。G7は、先進七カ国大蔵大臣・中央銀行総裁会議といまして、各国全部中央銀行の総裁が出ています。いろいろな申し上げたいのですが、要点だけ申し上げたいと思います。

金融政策に関する立法を担当する大臣がいな、そんなことは全くありません。要するに、金融政策につきましても、金融の検査監督に関する規則の制定、自己資本比率の算定基準、企業会計基準等の策定などは、これは金融の検査監督に密接に関連するものですから、金融庁長官に委任する。

また、法律事項ではないですけれども、私たちが出した提案の中にありますが、総理府に金融制度企画室を設ける。これは、金融市場、証券市場のインフラ整備、銀行、証券、保険の垣根をどう

するか、そしてまた、各種の業法を統一した金融サービス法の企画立案といった大きな金融制度の枠組みの問題は、今非常に大事な問題です。そこは総理大臣直轄の金融制度企画室を設けて、検討して策定する、こういう考えです。

また、国会としても、国会法を改正して、金融委員会といった委員会を設置して、金融ビッグバンまでの集中改革期間、私も真剣に取り組んでおりますが、政治主導で強力に金融システム改革を推進できる体制をつくっていききたいと考えております。

それから最後に、農林金融について、業務停止のときなどに農林大臣が突然共管大臣となることは難しいのだと。突然共管大臣となるわけではありませんが、我が民主党の提案では、そこははっきりと分けております。金融の検査監督の権限を金融庁長官に一元化する。柳沢先生も、当時の与党のチームで大変御苦労されたという聞いております。しかし、住専問題では、この検査監督の権限移行の検査結果が農水省に知らされていなかったというところで、信連に対して有効な監督が行われなかった。さらに、大蔵、農水の両省の局長レベルで覚書を交わして、不良債権の処理を先送りしたことが、あの当時、縦割り行政の弊害として批判を浴びたわけです。

申すまでもなく、金融というものは相互の信用状況が連鎖する仕組みです。金融機関の相互の融資状況などを、全体的に一元的に把握する必要があるわけです。こういった点を政府・与党は怠ってきたわけです。私たちは、住専問題あの厳しい反省に立って、金融というものの今申し上げた特性も考えて、金融の検査監督の一元化を図ることが必要であるというのが私たちの提案です。私たちの提案を、皆さん、虚心に検討していただきたい。財政と金融の分離は必要なんです。むしろ、大蔵省に金融の企画立案だけ残す方がおかしいわけです。それから住専問題、あれだけ厳しい批判にさらされたわけですね。当然、少なくとも

も検査の一元化だけは、我々は立法者としてやっていかなければならないのではないかと思います。

最後は、御質問を言いました、私の答弁とい

いますか、発言にかえる次第です。

○柳沢委員 大変時間が超過して、皆さんに御迷惑をかけたこととおわび申し上げますけれども、やはり質疑者としても、どうしても一問一答の質問点を指摘したかったということで御理解を賜っておきたいと思っております。大変失礼いたしました。どうもありがとうございます。

○綿貫委員 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口隆義でございます。本日、新進党提出の金融委員会設置法案並びに日本銀行法案の二法案に対して質疑をさせていただきます。このように考えております。

まず、その前に、ただいまの柳沢委員の御発言に対する御答弁が、時間の問題もございましたので、若干言い足りないところがあるかもしれません。いましました、私の時間にとろろお話をさせていただいて結構でございますが、よろしいですか。わかりました。大体御答弁されたことで御満足ということでございますので、私の質問をさせていただきます。

今回の金融行政改革というのは、御存じのとおり、あの銀行の問題、また住専の問題、このような問題で集中して議論がされた議送船団行政であるとか、また密室行政、このようなことから決別を意味しておる、私はこのように考えておるところでございます。

一九八五年、ブラザ合意がございまして、それ以降、金融の自由化また国際化が進展していくということは目に見えておったわけでございますが、当時、金融改革をやり始めたと思っておりますが、結についたばかりの金融改革が、その後のパブル経済の発生、崩壊等々によって停止状況になった、そのために我が国の金融業界は大きく立ちおくれた。

現在問題になっております経済の二重構造、産

業の二重構造、経済の二重構造、このように言われておるところでございますが、極めて生産性の高い業界、自動車であるとか家電であるとか、このような生産性の高い業界と、一方でまた極めて生産性の低い業界がある。一般的に言われておるのは農業であるとか、この金融業界も生産性の低い業界、このように今言われております。我が国の経済の二重構造は、二割を占める生産性の高い業種が生産性の低いあとの八割の業界を引っ張ってやっております矛盾に満ちた状況にある、このように言われておるところでございます。

このような金融業界のおくれは、バブルの前のブラザ合意から考えますともう既に十数年になるわけでございます。このようなおくれの結果、我が国の金融業界が極めて生産性の低い産業になった、このように言われておるところでございます。そういうような状況の中で、競争原理を導入して自己責任のもとでやっていく必要がある、そのような状況の中では、当然透明性、行政の透明性が必要である、このように考えておるところでございます。

また、先ほどお話をしましたブラザ合意以降、内需拡大と円高誘導政策が求められて、当時の日銀の関係者の方のお話によりますと、五回にわたって公定歩合が引き下げられた。一回目から三回目まで、これは五%から二・五%まで引き下げられるわけですが、三回目まではマネーサプライの増加率とGDPの成長率はそんなに大きな問題がなかった。ところが、四回目、五回目になって、マネーサプライの増加率とGDP成長率との間に大きな乖離が出てまいりました。それが大きな原因となってバブルを引き起こした。このように当時の日銀の関係者の方がおっしゃっておりますわけでございます。この四回目、五回目の公定歩合の引き下げは、大蔵省の影響下で内需拡大の一環として日銀が嫌々引き下げたんだ、このように言われておるところでございます。

第二類第七号 行政改革に関する特別委員会議録第九号 平成九年五月二十六日

性、独立性を確保していかなければいけないというようになって、今回のこの金融行政改革の大きな目玉になっておる、大きな議論のポイントだろうというように思っております。

今回、この新進党提出二法案は、現下の財政状況の中で行革の方向も踏まえた、また独立性、透明性という観点においても、現状に照らした法案であるというように私は評価いたしておるところでございます。私は、そのような観点から質問をさせていただきます。このように思います。

まず初めに、今回の新進党案と政府案とで金融行政に対する基本的な理念、考え方に大きな隔たりがある、このように理解しておるところでございますが、先ほど私が申し上げました従来の大蔵省の護送船団行政、護送船団方式の長短について御答弁、御見解をお願いしたいと思います。

(委員長退席、野呂田委員長代理着席)

○鈴木(源)議員 私どもが考えております、これまでの大蔵省の護送船団方式と呼ばれているような金融行政の問題点、たくさんございますが、まず第一に、これは競争を排除して一番経営効率の悪い金融機関でも破綻しないようにするというところでありますから、これはもう当然、競争排除ということとは切確疎磨をしないということですので、経営の効率は悪化します。

また、効率のいい金融機関におきましては余力が生じます、横並びで金利が決まっていますために、余力というのはみんなもうけ過ぎになります。このもうけ過ぎによって給与の水準を高くしたり、あるいは目抜き通りに立派な店舗を出したりということ、非常なむだがかこに発生をした。しかし、このむだの発生ということは、国際的に見れば日本の金融機関の競争力が落ちているということでもあります。

そこで、このメガコンペティション時代のグローバルコンペティションという現実には遭遇しまして、今慌てふためいている、金融空洞化が問題になっていくというのが現状であります。これは同時に、国民不在の金融行政と言うべき

でありまして、本来預金者に金利引き上げの形で還元すべき利益、あるいは貸出金利引き下げの形で国民に還元すべき利益を、結局むだな形で効率のいい金融機関は使ってしまった、こういうばかげたことをやっていったんだというふうに思います。しかも、それが不透明な密室の中での行政指導、非常に裁量性の高い行政指導という形で行われてきたことから、大和銀行事件にせよ、不良債権問題の処理にせよ、現在直面している多くの金融上の構造的な危機が発生したのだというふうに考えております。

ですから、私どもは、この金融行政関係の組織改革においてまず第一に考えなきゃいけないことは、そのような金融行政のあり方を転換して、業態ごとに業法で取り仕切って、こういう商品を出しちゃいけない、ああいうことをやっちゃいけない、わからなければ私のところに聞きに來なさいという行政指導の方式から、もっと業態横断的な、預金者保護とか投資家保護とかあるいは公正な競争のルールといったものをいっぺん市場法として定め、このルールに違反しない限りみんな自由に行きなさい、創意工夫を重ねて自由にやりなさい、このようにして初めて競争力がつくと思っております。そうしておいてルール違反をチェックする検査をする。したがって、裁量性の高い密室での行政指導という意味の監督行政は、これから限りなく小さくなっていくと思うのです。

したがって、大事なことは、検査でルール違反をチェックすること、その検査の結果を踏まえて企画立案をする、この二つになっていくだろう。もうこれが一番大きな基本的な考え方です。こういう考え方がいえますと、行政改革で中央省庁を整理統合しようと言っている真つ最中に検査監督のために一つの省庁をつくるなどというのは、まことにむだなことだと言わざるを得ません。

それで、先ほど柳沢委員は、それじゃこの検査監督をどこにつけるか、まあ日銀につけちゃえということ、中央銀行へつけるという理由が

消極的だと思いましたが、全くそんなことはない。さっき言いましたように、中央銀行というのは、物価安定のための金融政策と並んで信用秩序維持が目的であります。信用秩序維持のためには検査監督というのは切り離せない行為。だから日本銀行は今まで検査もやっていたわけですね、独自に。

それで、先ほども言いましたが、そういう観点で、中央銀行が検査監督を同時に持っている例は簡単に挙げられます。しかし、大蔵省が自分の組織で持っている例を挙げてみるといったら、まず詰まっちゃいますね。そんな例はないのであります。

ですから、今申し上げたような観点から、これまでの金融行政というものを考える、そのためにはどういう組織がいいだろうか。これは、金融監督庁なんかをつくるのではなくて、日本銀行が検査監督をやるという組織がいいだろう。しかし、これは行政的な色彩が強まるから、この際は日本銀行の政策委員会を金融委員会という名の三条機関にしよう、その下の認可法人として日本銀行の実行部隊を位置づけようというのが我が党案でございます。

○谷口委員 ありがとうございます。極めて明快に御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それにつけ加えて、先ほどの御答弁の中にもございましたが、今回、財政政策と金融政策を分けるべきである。先ほども私、冒頭お話をさせていただいたところでございますが、なぜ分離をしなければいけないのか。また、今回、この新進党提出法案は、政府案の主な問題点はどこにあるところであって、どう違うのか。また、新進党の金融行政に対する基本的な考え方も含めまして、この三点、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○鈴木(源)議員 財政政策と金融政策を分離すべきだ、特に金融行政を財政政策を所掌する大蔵省から分離すべきだ。この理由については、先ほど

柳沢委員自身も、両者の間に明らかに利益相反があるということを率直に認めておられます。まあほとんど、ここに御出席の先生方もそのことは十分御存じだと思えます。

ですから、この利益相反のある二つの政策手段の一つの省が握るということは、その省が勝手にこの組み合わせを考えてしまふ、本来内閣で考えるべきことを一つの省庁の中で考えてしまふということになるので、これは避けなければいけない。また、事実、そういうふうにしておいたために、例えば不良債権の処理がおくれた。

実は、御承知のように、民間金融機関はもっと早く不良債権を処理したいということを書いて、無税償却をしたいということを書いたのに対して、これを非常に限定的に大蔵省が抑えた。これも御承知のように、国税庁が直接やっているんじゃないんですよ。銀行局がこれを査定するんですからね。これはもう完全に、利益相反があるために無税償却が抑えられちゃったんですね。

それから、じゃ、もうしょうがない、有税償却だ、そのかわり私は赤字になりますぞ、赤字決算しますぞと言ったら、これまた抑えちゃったんですよ。銀行局が。だから、不良債権の処理がずうっとおくれちゃった。これはもう利益相反そのもの。その結果、今日の不良債権問題というのはこれだけ大きくなっちゃったんですね。

それから、金融組織あるいは資本市場の未発達の原因としてよく指摘されておりますことに、政府短期証券の金利が自由化されていないじゃないか、政府短期証券市場がないじゃないか、外国が外準に円を持とうと思ったって投資する短期の政府証券がないじゃないか、こういうことが言われます。これもやはり、この金利を自由化すると財政負担が大きくなるのじゃないかという財政政策優先で金利自由化を抑えているからなんです。そのほか、有価証券取引税にしても取引所税にしても、すべて金融の市場の発達、システムの発達という観点を財政の観点で完全に抑え込んでしまっている。これでこれだけ日本の金融市場、シ

ステムの発達もおくれているというわけでありまして。

非常にこれまでの弊害は大きいわけでありまして、しっかりと分離しなければいけないのであります。先ほどから出ておりますように、政府案の金融監督庁では、これは大蔵省の影響下の焼け太り省庁を一つふやすような形であつて、きちんとした分離には全くなつていない。しかも、余計な省庁を一つふやすということで行革の流れに反しているではないか。

これは、本来利益相反のない、基本的な利益相反のない日本銀行が同時に検査監督を所掌して初めて一貫した検査監督行政が行えるという積極的な理由をもつて日本銀行にこれを所掌させる。しかし同時に、行政権が日本銀行はかなり拡大しますので、行政組織として政策委員会を改組するというのが我が党案でございます。

○谷口委員 まさにおっしゃったとおりだと思うのですが、今鈴木委員が御答弁されたように、政府短期証券、F Bが日銀の引き受けということになっておりまして、市中金利よりも安く引き受けおる。まさにそういう意味においていわゆる財政の下請化を日銀が担っている。こういうような状況は決して好ましい状況ではない、私はこのように思っております。まさに同意見であります。

その次に、また御質問させていただきましたが、政府の金融監督庁案では、橋本内閣の言っているように、業態相互間の垣根が低くなつてなくなるという方向性で将来の金融ビッグバンを考えた場合に、金融監督庁は邪魔な組織になるのではないかと、また行政改革の方向性とも逆行するのではないかとという考え方がございます。

そこでお聞きしたいのですが、もしこの政府案の金融監督庁が設立されたらとすると、金融ビッグバンの流れの中で、この組織の将来性についてどのようにお考えでございましょうか。

○鈴木(淑)議員 御指摘のとおりでございまして、先ほど申し上げましたように、ビッグバン

が進み、自由化された将来の姿を考えますと、ルールに合っているかどうかを検査する仕事と、それからルールをつくる企画の仕事に金融行政は大きく分かれてきて、監督行政というものは限りなく小さくなつていくと思えますから、検査だけのために省庁を一つつくつてしまふというのは、またこれは行革の流れに反するということであつて、どこかに吸収合併させようという話が出てくる可能性は大変高いというふうに思っています。

それなら、今から日本銀行に一本化していくという我が党案が合理的であるというふうに考えております。

○谷口委員 今鈴木委員の御答弁は、要するに、長期的視点に立つた法案ではない、こういうふうなお考えだと私は理解をさせていただきます。いすれ行革の中で、またビッグバン全体の中で、今アメリカにおいても業界の垣根を乗り越えて、こういうような段階になつておるわけでございますが、その段階でこの金融監督庁が果たしてどのようなふうな役割を、極めてこれは重要な問題ではないか、重要な指摘ではないか、このように私は思っております。

その次に、中央省庁の再編と金融ビッグバンの方向性とは本来別々のものとして考えてよいのではないかとという意見がございまして、新進黨案は、この両者を統一的に解決した案と理解しておるわけでございますが、行革のあるべき姿と金融ビッグバンへの対処は別々にあるべきであるという意見に対してどのようにお考えでございましょうか。

○鈴木(淑)議員 行政改革の目的というのは、今さら申し上げるまでもなく、効率的でスリムな政府機構にしたいという、そのことによって民間市場経済の活性化を図つていくということでございます。金融ビッグバンというの、金融の分野において大いに規制緩和を進め、民間の金融部門の活性化を図つていくということでございます。両者はともに効率的で小さな政府をねらいな

がら、民間経済を活性化して、民間支出主導型の日本経済の持続的発展を図ろうとしておる点において、究極の目的はぴったりと一致しておりますので、一見入り口が違つておりますが、これを統一的に理解して、我が党案のような機構改革の中におさめるというのが私は合理的、適切ではないかと思っております。

○谷口委員 そういう意味では整合性のとれた案というふうにおっしゃったのだらうと思つております。

その次にお伺いしたいのですが、従来は日銀の専管事項とされておった公定歩合等の決定は、今回のこの新進黨案におきましては、現在の日銀の政策委員会を取り出して国家行政組織法の三条委員会として設置し、これを金融委員会として公定歩合等の決定を行う、このようになっております。すなわち、従来は認可法人の日銀がやつておつたことを、この新進黨案におきましては三条機関としての金融委員会が行う、このような法案であると認識いたしております。

これについて二つお伺いしたいのですが、一つは、政府案のような大蔵省の認可法人としての日銀の政策委員会ではなれないかと考えるのか。また、今回三条機関とされたわけでございますが、三条機関とした理由はどういう理由なのか。この二つのことについて御答弁をお願いいたします。

○鈴木(淑)議員 二つの点についてお答えいたします。

まず第一は、大蔵省の認可法人ではさまざまな点で独立性に制約がある、日本銀行の独立性に制約があるということでありまして、例えば定款を初めさまざまなことを大蔵大臣に届け出なければいけない、あるいは大蔵大臣の認可を得なければいけないということに行政組織上なつております。これはどうしてもそうなるでしょう。これによって独立性に対する制約がかかる。

それから二番目には、二回の国会への報告も大蔵大臣を経由して出す。これも大蔵省の認可法

人であるとしても法制上こういう形にならざるを得ないのであります。大蔵省はこの報告書の内容はいじらないと言っています、そんなことはやってみなければわからぬことです、そのときの力関係でどういふことになるかわからない。関係がないならそんな大蔵大臣なんて經由させる必要がないのに經由させる、これはやはり認可法人だからというわけであり、同様のことは予算の認可権を握っているということからも起きておりまして、金融政策にかかわるような形で予算の認可を使わないと口では言っておりますが、こんなことは法律には書いていない以上、将来どうなるかわからない。予算認可権を通じて金融政策に圧力をかけるというのは、これまでも実はあったこととていいますから、これもよろしくない。

そういう意味で、認可法人のままであつては、さきまの形で日本銀行あるいは金融政策の独立性に対して大蔵省から圧力がかり得る仕掛けが残つてしまふ。したがつて、国家行政組織法上の三条機関とすることによりまして、大蔵省と対等の立場に置くことにしたわけでございます。

そうしますと、内閣の中で総理大臣の指揮下に入りますが、しかし、そのことによつて金融政策の独立性が失われることはありません。なぜなら、内閣総理大臣に金融政策の指揮権はないわけでありまして、また金融政策を理由とする総裁、副総裁あるいは金融委員会の委員の罷免権もありません。したがつて、大蔵省と対等になると同時に独立性は喪失しない、これが三条機関にするゆゑでございます。

○谷口委員 日銀の独立性という観点で見た場合に、今回の政府案というのは、やはり日銀が認可法人であるということにおいて、今鈴木委員おっしゃつたように独立性に対して圧力がかかるおそれがある、こういう観点で、この新進党提出法案の三条機関というのは、大蔵省と同等の立場でやるべきだ、こういうお考えであつたとお聞きしました。

した。その次に、またお伺いしたいわけでございますが、今回の政府案においても、日銀法改正の大きなポイントの一つは、先ほど申し上げました大蔵省からの独立性の確保である、このように認識しておるかどうかでございます。

新進党案においては、従来大蔵省の金融行政における影響力という点についてどのように考えていらっしゃるのか、なつておるのか。また、先ほどのお話のように、今回、金融委員会が三条機関になつておるわけでございますが、こういう三条機関にしたことで逆に金融政策の独立性を損なう懸念もあるというような声もあるわけでございますが、このような点について御答弁をお願いいたします。

○北脇議員 大蔵省の影響いかんという御質問でございますが、まず最初に、金融政策の決定のことについて申し上げれば、政府案では、大蔵省の認可法人である日銀が金融政策の決定を行うというところでございますから、先ほどから御答弁申し上げておるように、どこまで行つても金融政策決定の独立性が保たれないのではなかつたかという懸念が残る。それに対して私どもの案は、独立行政委員会を設けてそこで金融政策の決定に当たるということとていいますから、財政当局の金融政策決定への影響に対して独立性を担保することができ、そういうふうなことを考えております。

そしてもう一つ、金融検査監督行政の観点から見て大蔵省の影響がこれからどうなるかということとていいます。私どもの案では、金融検査監督行政も、非常に大きな権限を持つ財政当局から切り離して金融委員会の権限とするという考えでございますから、このことが同時に今後の、大蔵省の方に金融の企画立案という業務は残りますが、今、時代の要請である市場のルールづくりという方向に行政そのものが変わつていく、こういうことが実行されれば、大蔵省による従来のような密室的業者行政といったものに終止符を打つていくことができる、このように考えております。

なお、私どもの案というのは、日銀が行つていける金融政策の決定、こういったことが非常に公的な色彩のあるものでありながら、憲法では「行政権は、内閣に属する」という制約があるので、この調和をどう図るかという問題に対して、三条機関、独立行政委員会という制度を利用することとてこの問題の調整を図り、金融政策決定の独立性の確保を図ろう、こういう案でございます。

○谷口委員 私の最後の質問でございますが、先ほどF.B.の話をいたしました。現在、大蔵省が為替介入資金の調達等でF.B.を発行して、この引き受けを日銀がやつておる、市中金利以下の低利でもつて調達しておる、これは財政の下請化である、このように私は申し上げました。

また一方、日銀特融というのがございます。この日銀特融は、本来回収できないものに対する特融であつてはけいなくございまして、本来の特融は、行つた以上これは回収できるという観点での特融であるべきである。このようなF.B.また特融についてお聞きしたいわけでございますが、新進党案においては、現在日銀が担つておる役割のうち金融政策だけを金融委員会に移管する、こういうふうなことになつておりますが、例えば国への貸し付けまたF.B.の引き受け等の決定は一体どのように考えていらっしゃるのか。また、特に信用秩序維持のための特融の決定等についてはどのようにお考えでございますか。御答弁をお願いいたします。

○島議員 お答えいたします。

日本銀行は、金融政策、金融検査監督とのかかわりのほかに、国の金庫としての性格も当然持つております。国の財産管理というものは大蔵省の所管事項でありまして、新進党案でもこの点を変えざる考へはございません。したがつて、日銀法案におきまして、第二十六條「国に対する貸し付け等」、第二十七條「国庫金の取扱ひ」、第二十八條「国の事務の取扱ひ」の規定を設けております。これらの事務につ

いては、従来どおり大蔵省との関係において執行されるものと御理解願ひたいと思ひます。

また、今後の金融情勢におきまして最も重視されるところの信用秩序維持、そのための特融についてでございますが、日銀法案第三十條におきまして、金融委員会が日銀に要請することとていしております。

なお、この場合、大蔵省との間では、金融委員会法案第二十一條第二項の大蔵大臣との連携の規定に基づき、緊密な連携をとることとなつております。とりわけ、信用秩序危機の対処につきましては重要であるわけでございますが、政府案の方は、官僚機構に対してのみ非常にナイーブな案となつておまして、日銀、大蔵省、金融監督庁の三者の協議が必要となつておりますが、私ども新進党の案におきましては、金融委員会と大蔵大臣の二者の協議により実行できるということとて、非常に迅速的確に対応できる案となつております。これを御理解を賜りたいと思つた次第でございます。

○谷口委員 どうもありがとうございます。

これで私の質問は終わりますが、私の時間内での関連質問を北側議員がさせていだきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○野田委員 閣下長代理、この際、北側一雄君より関連質問の申し出があります。谷口君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。北側一雄君。

○北側委員 北側一雄でございます。

それでは、谷口委員の質問の関連で、私の方からも幾つか新進党案につきまして質問をさせていただきます。

まず、先ほど来話が出ておりますが、財政と金融の分離の問題、もう一度、なぜ財政と金融の分離が必要なのか、その必要性につきまして御答弁をいただきたいと思います。これに関連しまして、新進党案が、日銀と財政当局でございまして大蔵省との関係につきまして具体的にどのように規定をしておるか、御答弁をお願いいたします。

○北脇議員 財政と金融の分離については、二つの局面について考える必要があると思ひます。

一つは、いわゆる金融政策、金融の調節、こういったものと財政政策との関係がどうであるか、これでございます。

この意味の金融政策と財政政策の間には利益相反関係があり得るということは、今たびたびお話があったところでございます。すなわち、財政政策の運営の基本には国家財政の健全性の維持ということがありますし、他方、金融政策の決定は物価の安定を基礎とするということでございますので、景気対策をめぐって、この二つの政策の間には利益相反関係もあり得る、したがってこれを分離する必要があるということでございます。

しかし、その場合においても、財政政策と金融政策、これはいずれも国民経済の健全な発展に資するものでなければならぬ、こういう点には共通点がございますので、金融政策と財政政策の分離といっても、ただただ分離ということではなくて、国民経済の健全な発展という点においては一致する、こういうものでなければならぬわけでございます。

その点で、新進黨の案におきましては、まずこの金融と財政の分離という点で、金融政策の決定を独立行政委員会である金融委員会に担当をさせるということにしております。

しかし、他方、経済政策としての全体としての一体性ということを考えるために法的な整備をしております。例えば、私どもの金融委員会の法案第四条に、その理念として「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもつて、その理念とする。」ということで、国民経済の発展ということをはつきりとうたっております。

そのほかに、具体的な制度の仕組みとしても第十六条に金融調節事項を議事とする会議への大蔵大臣の出席を規定するとか、また、第二十一条には大蔵大臣との連携等の規定を設けるとか、そのような形で、経済政策の決定に当たって金融派員会と大蔵省との間で十分な情報交換、意思疎通、連携が図れるようにしております。

そして、もう一方で、財政と金融の分離を考えると、いわゆる金融監督行政についても考える必要がございます。金融監督行政においても、これが予算とか国の財産管理などを担当している非常に大きな権限を持っている財政当局の中にこの金融検査監督行政が置かれますと、ともすればその大きな権限を背景として裁量的な業者行政が行われてきた、これがこれまでの現実でございますので、この点からも、この意味の金融行政と財政政策も分離する必要があるということで、私どももは、金融検査監督行政を大蔵省から切り離して金融委員会に付与する、このような案にしているところでございます。

○北側委員 政府案の日銀法案を見ておりますと、種々、日本銀行と大蔵省との関係について極めて詳細な規定をしております。

そこで、今、北脇提出者からお話があったことを前提といたしまして、政府案で規定をしておりますこの日銀と大蔵省との関係、さまざま日銀法に規定があるわけでございますが、この点については新進黨案ではどのようなようになっておるのか。これは恐らく金融委員会と日銀との関係に移っている部分が相当あるかと思ひますけれども、その点、いかがでしょうか。

○中川(正)議員　我々の提出した金融委員会そのものの性格づけといいますが、現在の日銀法で規定されております政策委員会、この機能をさりとて行政分野の中で再定義をしいてその行政権というのを担保していこう、こういう考え方が一つございます。ですから、本来の政策委員会が持つておった機能、通貨及び金融の安定と金融機関の信用秩序の維持に関する政策決定、これをこの金融委員会が受け持つていき、その日常の業務を日本銀行がその政策決定に従って行っていく、こういう関係が一つございます。

それからもう一つは、検査監督というのをこの金融委員会という三条機関にゆだねていう、そういうことがあるわけでありますが、もともとこの政府案ではこれが金融監督庁という形で独立をす

るわけでありますが、実際の業務執行というのは大蔵省の管轄である地方財務局が具体的にはやっています。これという前提になっておるわけでありまして、それだけに、これは独立したもの、やはり大蔵省のそれこそ焼酎太りなんだ、大蔵省のコントロールの中でやっていくんだという意思がこの中に入っているではないか、これが私たちの解釈であります。

そういう意味から 私たちは、これは本来日銀がそれぞれ日常業務の中でしっかりした調査をやつてきたという実績とそのエキスパートの流れ、それからまた大蔵省に対して日銀が独立をしていくというこれからのしつかりした流れを前提にして、この権限を行政権としては金融委員会にして、その委託、その委任で日本銀行の日常業務の中のエキスパート機能を生かしながら任せしていく、こういう関係を確立していきたい、こういうことでございます。

○北側委員 政府案と新進黨案におきまして日銀と大蔵省との関係の大きな違いは、新進黨案では、先ほど御答弁ございましたように、もちろん協力関係はあるんですが、大蔵省がさまざまな手段を通じて日本銀行をコントロールしていくというふうな関係には全く立たないわけですね、立たない。そして、新進黨案では、あくまで金融委員会が、新進黨案で言う金融委員会が、さまざまな形で日銀との関係を規定しておるということではないかと思うわけでございます。

例えば、日銀の定款の変更などにつきましては、政府案の方では大蔵大臣の認可になるわけですが、我が方の新進党案では金融委員会
の認可になります。また、予算の問題について
も、先ほど鈴木提出者から御説明がございました
けれども、政府案では大蔵大臣の認可となつてお
けるのを金融委員会の認可にしていくなか、その他
財務諸表等の提出先についても大蔵大臣なのか金
融委員会なのか、また業務報告についても大蔵大
臣を経由するのかそれとも金融委員会に提出する
のか等々、日銀と大蔵省との関係においては、新

進党案と政府案とが全く異なっておるんだということではないかというふうに思うわけでございます。

次に、御質問をさせていただきたいのは、今の金融の自由化というのが、ようやくと云つていいのかもしれませんが、さまざまな場面で自由化が進められようと、制度改革がなされようとしておるかと思ひます。先般成立した新しい外為法もその大きな一つであろうと思ふわけでございますが、これからますます金融の自由化、橋本総理のおっしゃるビッグバンというのが具体化されていけばいくほど、実践されていけばいくほど私は、金融の検査とか監視とか、こうした機能はますます重要になるのではないのだろうか。そして一方では、金融の監督という機能はだんだん小さくなっていくのではないのだろうかというふう

に思ふわけでございます。

このところをもう一度改めてお聞きしたいわけですが、新進党ではどう考えておるのか、この金融の自由化と金融の検査監督との関係でございます。

今、金融の自由化というのは、金融界での業權や業界の垣根をどんどん低くしていく、また商品開発の面においてはどんどん自由化がされていく、こういう流れです。こういう流れにすることには必要であると思うわけでございます。我が国は国民経済を発展させていくためにも極めて大膽な問題であると思いますが、一方で、自由化が進められれば進められるほど検査、監視機能というものは強化をなされなければいけないというのが最近起こっているさまざまな事件を通じてもよくわかると思うわけでございます。

言葉をかえて言いますと、規制の緩和とか規制の撤廃が進めば進むほど、市場原理というものの大切にしよというところでございますが、一方で、そういう市場原理から外れた不正な取引というものをやはり排除していかないと市場原理働かないわけでございまして、ですから規制の

和・撤廃を進めれば進めるほど、一方で公正取引委員会は強化をなされていく必要があるわけでございます。

と同じように、金融の自由化が進めば進むほど、一方で、例えば証券取引であれば証券取引監視委員会というのは充実をしていく必要があるわけでございます。また金融検査、監視の場面においては私は強化がされていく必要があると思うわけでございますが、この点、金融の自由化と金融の検査監督との関係につきまして改めてお聞きをいたします。

○鈴木(淑)議員 北側委員御指摘のとおりでございます。金融の自由化というのは、具体的に考えてみますと、金利の自由化、それから業務分野規制の自由化、それから商品開発の自由化、それからあとは国際化という問題があるかと思ひます。

金利の自由化については、先ほど話題に出ておりましたF B金利が固定されていること以外は自由化は終わっているわけでございますが、業務分野の規制それから商品開発の規制というところが日本ではまだ広範に残っております。それは、銀行法とか証券取引法とか信託業法とか業態ごとの縦割りの業法によって、何をしたいかというところが、商品は横並びでこれだけよといったようなことををぎりぎり縛っているわけですね。

ところが、世界の流れ、金融革新の流れというのは、業界横断的なものがどんどん出てきています。早い話が、証券化していきまうと貸し出しや預金まで証券の形をとって動き出す。さあ、これは銀行のものなのか証券のものなのかという話も出てきます。保険だつて、保険の掛金をバックにして総合口座を開こうと思えば開けるよという話になって、事実そういうことは動いてきている国があるわけでありまう。

それでもう困っちゃった日本の業界は、一々大蔵省にお伺いを立てまして、密室の中で行政指導を受けることによって業法の解釈を聞くわけですね。金融革新の中ではこういう商品が出てきた、

これは私どもで扱ってようございませうか、それともよそで扱うのでございませうかというのを一々お伺いを立てると、またこれは一々はしの上げおろしまで指図するような調子で行政指導をしてきた。これが今までの金融行政指導の最大の欠陥であります。

ですから、業務分野規制と新商品開発規制を自由化するということは、すなわちこの業法をぶち壊して業態横断的な市場のルールを決める、金融サービス法といひまうか、市場法をつくる。その市場法において、先ほど言っておられまうように、一方では預金者とか投資家はきちと保護するのです。しかし、これは自己責任を貫徹しなから保護する。他方では公正な取引のルールというのを決めて、このルールを守る限りは、これは商品開発も自由です、業態も乗り越えてやっいていいですよという形で大いに創意工夫を凝らして自由をやつてもらう。これが金融自由化の動きだといふふうに思っております。

そういったしますと、委員御指摘のとおり、この市場法で決めたルールをきちと守っているかどうかを見る検査監督というところが非常に大事になつてくるわけでございます。他方では、密室でああでもないこうでもないと言っている在来型の業法に基づく行政指導というのは、どんどん小さくしなければいかぬということだろうと思ひます。

そして、この非常に大事になつた検査監督とそれから市場法の中の新たなルールを考える企画立案の部門が両輪となつて、どんどん新しい日本の金融システムの発展を考えていく、万何かそごを来した場合は両方が相談して信用秩序の維持を図る、これが新進党案の前提にしております将来の姿でございます。

(野呂田委員長代理退席、委員長着席)

○北側委員 ありがとうございます。

新進党案は、従来の日本銀行にございました政策委員会を日本銀行の組織から外に取り出しまして、そして中央銀行の外に独立行政委員会という

行政組織としてこの政策委員会を位置づけ、それを金融委員会と名づけているわけでございます。

このように、金融政策の決定をする権限を持つ、権能を持つ現行の日銀政策委員会を中央銀行の外に取り出して独立の行政委員会とするような海外の制度例がほかにあるのかどうか、また我が国でこのような議論がかつてあったのかどうか、その点につきまして御答弁をお願いいたします。

です。ですから、これは当然第三条機関みたいなものを頭に置いている、ボードというのはそういうものだなというふうに私は思っているところでございます。

○北側委員 同様に、海外の制度で、一つの機関が金融政策の決定と金融検査監督権限とをあわせ持つ、このような例が海外にあるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○鈴木(淑)議員 ただいま申しました米国の例でございます。米国の連邦準備制度理事会というのは、マネーセンターバンク、大銀行に關しまして検査監督権限をあわせ持つております。金融政策と検査監督権限をあわせ持つております。それから、ヨーロッパに目を転じますと、オランダとイタリアがやはり中央銀行が検査監督権限を同時に持つております。

イギリスにつきましては、最近まで英蘭銀行が検査監督権限を持つておつて、しかし金融政策については大蔵省に指示権があるという奇妙な格好になつておりました。労働党政権になりまして、これが今度は逆に、金融政策の指示権をなくすかわりに、検査監督は大蔵省でもない英蘭銀行でもない第三の機関に統一しようかみたいな話が出てくるわけでございます。

○北側委員 ということでございます。この新進党の案でございます。従来の日本銀行の政策委員会を外に取り出して独立行政委員会にする、そしてそこで金融政策の決定と金融検査監督をあわせ持たせた権限をやらせようというの、決して新進党が勝手に考えた案ではなくて、海外でも多くやられてる制度でございます。またかつて日本でも議論をされた重要な一つの案であつたというところが明らかになつたと思ひわけでございます。

また、従来の日本銀行が、その存在が憲法との關係がどうなつていふのだというところが常に議論をされてきたわけでございますが、そこがよいまゝになつておるわけでございますが、このような新進党案にすることによって行政の側面が明確に

位置づけられるわけでございまして、民主的なコントロールという意味でも、新進黨案は極めて貴重な有力な案であるというように私は思うわけでございます。

もう一点、観点を立ててお聞きをしていきたいと思いますが、今、金融機関でもさまざまな業態で破綻問題が起こっているわけでございまして。そして、これからは起こってくるかもしれません。そういうときに信用秩序をどう維持していくか、金融システムをどう安定化させていくか、こうした信用秩序維持の機能は極めて大事な機能であると思うわけでございます。

新進黨案に立った場合に、例えばある金融機関が破綻になった、そういう場合に、どのような形でこの信用秩序維持の機能を図ることになるのか。これは金融委員会だけでは足りないと思います。預金保険機構だとかさまざまな機関がかかわってくるかと思いますが、具体的なイメージとして、この信用秩序維持という機能がどういう形で果たされていくのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○北側議員 信用秩序維持の危機の場合の対応も、やはり金融委員会が一つ中心になるとも思います。と申しますのは、金融委員会は日銀を監督する、所管する立場にございまして、金融委員会が信用秩序維持について、例えば特設であるとかそういったことの要請を日銀に対して行う、こういう仕組みになっております。

そして同時に、預金保険機構との関係におきましても、金融委員会が預金保険機構を監督しておりますので、預金保険機構による救済、これについても金融委員会が預金保険機構という関係の相談をしながら指示をしていくことになるうと思えます。

ただ、最終的には大蔵省が公的資金の導入とか財政出動をせざるを得ない、そういう場合もあり得ますので、この点については、事前に、金融委員会と大蔵大臣との連携の規定に基づいて十分な

情報交換、意思疎通を図って、万全の対応をしていく、このような考え方でございまして。

○倉田議員 信用秩序の維持ということで、政府系金融機関との関係も御指摘の中にあるのだらう、こう思いますけれども、御承知のとおり、金融委員会の監督行政の対象の中には政府系金融機関は含まれておりません。

そこで、これらの関係については、法二十条で、政府系金融機関を所管する長との間に必要な協力を求めることができるように配慮をいたしております。その規定によって必要な事項は対応できる、このように考えております。

○北側委員 それでは、最後に、金融の検査監督の実効性をどう確保していくのかという問題でございまして。

この金融委員会が検査監督権限を持つわけでございまして、その検査の対象というのはこれはさまざまな業態の金融機関があるわけでございまして、例えば、従来の地方財務局が行っていた検査がございまして、そうしたところをどうするのかとか、また、従来の大蔵省の金融検査部がやっていたところはどうか、実際の金融委員会が果たそうとする検査監督を具体的にどのような形でその有効性、実効性を確保していくのか、人員の面を中心に御答弁いただければありがたいと思えます。

○鈴木(淑)議員 お答えいたします。

まず、日本銀行の検査監督に関する専門性といえますがエキスパティーズといえますが、これは私は十分にあり得るというふうに思っております。実は、明治以来ずっと検査をやっていたのは日本銀行であって、大蔵省の検査が広がったのはむしろ歴史は浅いのです。検査監督が広がったのは戦後でありまして、ですから、十分な専門性を持つてやる能力を持つておる。それも銀行、信金だけではなくて、証券会社についてもやっております。

ただ、我が党の案でまいりますと、その範囲が広がってまいりますので、日本銀行としては今の

陣容だけでは足りなくなるということは大いに考えられる。

他方、我が党の案では、大蔵省が検査監督をやらなくならず、財務局を含めた大蔵省職員が上がるだろというふうに思っておりますが、その中で、希望者は当然日本銀行が再雇用していくというところは十分考えられ、その点で、人員の量的な面での問題は解決されていくだろうというふうに考えております。

○北側委員 以上で終わります。

○総務委員長 次に、枝野幸男君。

○枝野委員 それでは、民主党を代表して、新進黨の対案と民主党の修正案について質疑をさせていただきます。先ほどの柳沢先生の御質問あるいは今新進黨みずから御質問の中で、疑問点はいろいろと質疑をされておると思っております。専ら民主党案についての質問をさせていただいて、新進黨案については我が党の見解だけ述べさせていただきますので、どうぞ三十分お休みいただいております。

まず、新進黨の御提案でございまして、一つの御見識とは思いますが、我が党が特に重要と考えておりますポイントについて、若干見解を異にしておるのかなというふうな見方をさせていただきます。ただ、お答えいたします。

一点は、我が党は、財政と金融の分離、これもしっかりとした分離が重要であると考えておりますが、金融の企画立案を大蔵省に残すという点について、組織的な財政と金融の分離が十分であるうかなというところで、若干の疑問を持たせていただいております。

また、政府の中に、公定歩合など金融政策の決定機関として金融委員会をつくるということでございまして、三条委員会というところで独立性を確保しておるというお話でございまして、とはいながらも、従来の日銀が持っていたものが政府内に入ってくる部分があるということで、果たして政

治的な介入に左右されずに、市場に対応したものとして機動的に発動されることになるのかどうかというような点、財政と金融の分離について、こうした疑問を持たせていただいております。

また、私どもは、もう一点、住専問題の反省を踏まえて、金融の検査監督について一元化をしていくことが大変重要であると考えておりますが、この点については新進黨さんの対案では十分ではないのかなというところで、一つの御見解とは思いますが、残念ながら私どもの立場とは違ふのかなというように認識だけ表明をさせていただいて、民主党案について質問をさせていただきます。と思います。

まず、民主党案では、金融の企画立案を、検査監督とともに金融庁に移管するという内容になっております。これは、政府案のような企画立案と検査監督を分けることにはデメリットがあるという前提に立っているのかなと思っております。どういったデメリットがあるのか。逆に、企画立案と検査監督を結びつけることでどのようなメリットがあるのかという点について、まずお尋ねさせていただきます。

○池田(元)委員 先ほどから出ておりますように、政府案の金融監督庁と民主党案の金融庁の最大の違いは、政府案が大蔵省に金融の企画立案を残したこと、我々の提案は、金融の企画立案を大蔵省から離して総理府に移管したこと。その企画立案の中でも、監督に密接に関連する政省令の策定の権限は金融庁長官に委任すること。ことにしております。財政と金融の分離を組織的に明確にしたということです。

御存じのように、財政当局は、国債や政府短期証券を発行して金融市場から資金調達をする市場でのプレーヤーです。それが市場のルールを決めるコミッショナーの役割、これは企画立案ですね。さらには国債を引き受ける民間金融機関の監督、コーチ。要するに、大蔵省がプレーヤー、コミッショナー、さらにコーチまで担うというのが政府案です。これでは、最大のマーケットの参加

者であります。政府の意向で金融市場がゆがめられるおそれが多分にあります。

財政当局は常に低金利を志向し、金融当局は市場実勢に応じた金利決定を目指すといういわゆる財政と金融の利益相反の問題も、引き続き日銀を所管する大蔵省という一つの役所の中で、市場からは見えにくい形で政策調整が行われることになりまして、政府では政策決定の透明性が確保できないと言つて差し支えないと思ひます。

また、金融の検査監督と企画立案も、自民党の皆さんの一部には、そこを分けるのだ、こんなことをおっしゃつていますが、いわゆる行政改革の中で、エージェンシー、企画立案、そういうこともありまして、我が党も去年の秋からいち早く検討しておりますが、事金融の面では、その特性からいってちよつと違うのではないかと、単純に当てはめることはできないと思ひます。金融の検査監督と企画立案も実務的には密接不可分です。

例えば、スイスのバーゼルで開かれる金融監督者の国際会議には、政府案では引き続き大蔵省から担当者が出席するということになるようですが、こうした会議で金融監督の実務上の話が出たときに大蔵省はどうするのか、企画立案しかやっていない大蔵省の担当者は立ち往生するのではないかと私は心配しております。民主党案では、金融庁が金融の検査監督とそれに関連する企画立案を担いますので、金融監督者の国際会議に金融庁の担当者が出ていっても、堂々と各国の代表と渡り合えるということになると思ひます。

以上です。

○枝野委員 もう一点、民主党案の特徴は、金融の検査監督を一元化しているところにあると思ひます。これは、どういったメリットがあるのか、考え方から一元化しているのでしょうか。

○池田(元)委員 民主党案では、行政の効率化という観点から金融検査業務を金融庁に一元化することにしてあります。日銀の検査の法定化とあわせて、金融機関については金融庁の行政検査と日銀検査のダブルチェック体制になるわけです。

ノンバンクの不良債権問題が象徴的ですが、金融は相互に関連しております。融資先がどういった事業にその資金を使い、採算性があるのかどうか、また、融資先の経営は大丈夫かといった点、すなわち複雑に絡み合った融資構造全体を一体的に把握しなければ有効な検査はできません。問題の、信連の融資先が住専ということにわかつていたのですが、その住専がどれだけのための融資をしていたかはわかりませんでしたというふうなお粗末な縦割りの検査体制では、有効な検査は行えません。やはり検査は一元化して、全体像が把握できるように無用の壁を取り払わなければならぬと思ひます。

また、業務停止命令、免許取り消しといった金融監督の権限につきましても、金融庁に一元化して、監督責任を明確にしております。住専問題では、農協や信連を監督する農水省と住専の母体行を監督する大蔵省との間で覚書を密室で結んで、先送りして傷を深くしたということが行われてきましたが、監督責任を金融庁長官に集中すれば、問題が生じたときにはまさに早期是正で対処することができると思ひます。

先ほど、いらつしやいませですが、有事駐留というお言葉がございました。安全保障で有事駐留がどうかという問題はさておきまして、私たちの提案はそここのところもしつかり考へております。

業務停止命令の際の金融庁と事業官庁の関係につきましても、農協法を例にしますと、政府案では、業務停止命令は農水大臣と金融監督庁長官が連名で出すことになっておりますが、民主党案では、金融庁長官が単独で業務の停止を命令することができるよう、権限を一本化して監督責任を明確にしてあります。

ただし、その際に、金融以外の事業に関する事業官庁の主務大臣と事前協議をするように義務づけてあります。信連の場合には、農水大臣に農業政策等の観点から問題が生じないかどうかといった判断を仰ぐ意味がございします。

また、重要な金融検査の結果についても、金融

庁から事業官庁への報告を義務づけて、不測の事態に備えて連携がとれるよう万全を期しております。

有事駐留云々の発言でございしますが、要するに我々の案は、監督責任を明確にする、そして政府案が共管として、事業官庁との関係でも、そういう事前協議の仕組み、また重要な検査結果については報告を義務づける等十分な注意を払っておりますので、有事駐留という批判は当たらないことを強調しておきたいと思ひます。

○枝野委員 今の事業官庁との話、念のために、逆にその事前協議で、事業官庁の方の反対でございちゃございするとかという心配はないのでしょうか。

○池田(元)委員 金融庁長官は、必要な場合は独立して職権を行使できるというのが我が党案に入っておりますので、その心配は要らないと思ひます。

○枝野委員 実は、今回の案では金融庁という形で提案をされておりますが、昨年末民主体と自民党との間で行われましたこの問題に関する政策協議の中では、民主党は公正取引委員会型の三条機関の設置を主張していたと思ひます。これが金融庁になって、独任制の金融庁長官を監督責任者にすることとなさいましたが、変わったのでしょうか、また変わられたとしたら、どういった点からこういつた判断をされたのでしょうか。

○安住委員 お答えをいたします。

確かに、我が党も公取型という文言で、公取型の金融行政のあり方というのを検討したことはございしました。しかし、それはひとえに金融行政といふものを財政当局から切り離すにはどうしたらいいかという観点からであつて、そうした趣旨を踏まえると、公取型という考え方は、まさに今回私どもが出した修正案の中にはより明確に反映をされていと思つております。

財政と金融の部分に、ミシン目といひますが、きちつと分けて、財政当局から切り離す。企画立案の部分でミシン目を入れるのではなくて、金融

行政というのはまさに一体であるという観点からいへば、政府側の出した閣法よりも、よりその点で我が方の方が明確になっているのではないかと。

そして、政治とのかかわりで申し上げれば、つまりこの独立性の問題といふものは金融庁の長官のまさに職務にかかわる問題だと思つております。アンパイア的な行政が必要である。つまり、コーチや監督までやって、最後まで面倒を見たいという今までの護送船団方式のやり方が厳しく問われているわけでありまして、そうした点からいへば、アンパイアに徹するということは、市場の監視といふものに対して、いかにこの金融庁長官の権限を強めるかということ、そこが一番大事だと思ひますので、そうした点から、私どもの修正案では、金融庁長官の立場といふものをより強めてまいりまして、任期三年の身分の保障といふのは、仮に政権がかわつた中にあつても、その身分の保障をできるだけ担保するといふ考え方をとつて、合議制よりもこの長官の独任制といふものを優先した案といふものをつくつておるということでございます。

○枝野委員 金融の検査監督に關しましては、その道のプロ、専門家といつたものの養成が不可欠になつてくると思ひます。

従来、大蔵省の中で、大きな大蔵省の中でそういった部分の人たちが行き来をしながらやつていたようでありまして、金融庁という仕組み、民主党の修正案の形になつた場合、大蔵省などとの関係、人事交流などの関係をどうやっていくのかあるいは、民間の専門家、公認会計士や弁護士、弁護士が果たして金融の専門と言えるかどうかは私自身含めて若干疑問ではありますが、こういった関係の民間の方々との関係、こういったところをどの程度考へておられるのか、お話しください。

○安住委員 委員御指摘のとおり、金融行政といふのは極めて専門的な分野でございします。例えば、個別の金融機関の破綻と申しまして、鈴木

先生いらつしやいますが、日本の都市銀行でいえば、これはまさに日本どころか世界全体の金融のスキームにかかわつてくるというぐらい専門的で、なおかつ非常に難しい問題があるわけですから、先ほど申し上げましたように、金融庁の長官の権限というものをより高めて、即効性のある判断をさせていく。

しかし、そのもとにある職員というのは一体どういうふうにあるべきかということなんです。現実的な点からお話をすると、やはり当面は、大蔵省の方から担当官というものを異動する形でまずスタートせざるを得ないだろうと考えております。ただし、人事異動等については、出身官庁との交流はもう極めて限定する。極端なことを言えば、もうノーリターンルールというものを確立するべきであるというふうに考えております。これとひとえに、財政と金融というものを、表だけでなくて裏の方からもきちつと分離することが必要だという考えからいえば、このノーリターンルールの確立というものが必要である。

さらに今後、新規にどういう人たちを採用するかという点でございしますが、もちろん、民間の銀行等で審査関係をやっていた方々や、それから信用情報機関の担当者、さらには公認会計士や弁護士といった実務の経験のある人材というものを中途採用するような形で、私は人材の確保はでき得ると思ひますので、その点については、改めて資格試験というものを明確に提起をして、有資格者をつくりながら、このプロパーというものをつくっていくかなければならないと思ひつています。

いずれにしても、市場を監視するということは、これはアメリカでも今は金融行政の中心はまさにそこでありまして、そういう点からいえば、この金融庁というものができた場合の金融検査官、それから、今ある証券取引等監視委員会の事務方は、これはアメリカではかなり人員が多いわけでありまして、いざ日本でも、この点については大幅に増員をして、市場の監視というものに行政のいわば主軸というものを、金融行政だ

けに限って言えば置いておく姿勢というものがこれから必要なんではないかと思ひつております。

○枝野委員 この財政と金融の分離問題について、これまでの政府案の質疑の中で、大蔵省は、G7の出席大臣の問題を挙げておられます。財政と金融を完全に分離してしまつたらだれが出ていくのだ、混乱するではないかという話のようでありますが、民主党案のように財政と金融を完全に分離した場合、G7に出席する政府の代表はだれになるのでしょうか。そして、その場合の問題は生じないのでしょうか。

○池田(元)委員 お答えいたします。財政と金融の分離は必要なことですが、それに対する反論はついに、G7の出席問題ぐらいを挙げて反論するということに大蔵省はなつております。

G7といひますのは、先進七カ国大蔵大臣・中央銀行総裁会議という名前です。このG7には、民主党案によつても現状どおり、財政や国際金融を担当する大蔵大臣と金融政策を担当する日銀総裁が出席することになりますから、何ら不都合はございせん。

中央銀行総裁である日銀総裁は、金融政策を代表し、また大蔵大臣は、我々の案でも、通貨や外国為替、財政はもちろんのこと、外国政府や国際機関に対する政策金融といった業務を担当することになります。したがつて、大蔵大臣は、G7の場で国際的な通貨の協調介入などの合意にも当然対応できることになるわけです。G7で話し合われる主要な議題について、何ら不都合を生じるとは考えておりません。

もし、個別金融機関の信用問題に関する議論についてどうかという点であります。法定審査を実施する日銀総裁が担当すべき問題でありまして、必要に応じて金融庁から担当者や補佐官として同行させることができまして、十分に対応できるものと考えております。

○枝野委員 逆に、その金融庁の長官などが、こ

うのも出てくるわけでしょうか。

○池田(元)委員 スイスで開かれております国際金融監督者会議や国際決済銀行等の国際会議に出席するのはどうかということですが、御指摘の会議は、いずれも金融監督機関の国際会議ですから、当然、金融庁長官が出席することになるわけです。

○枝野委員 金融庁長官を、この民主党案で国会同意人事としています。その国会同意人事とした理由はどうかというところにあるのでしょうか。また重ねて、どういった人材が民主党案の考える金融庁長官にふさわしいと考えておられるのでしょうか、御説明ください。

○安住委員 お答えをいたします。先ほどから申し上げているとおり、俗な言い方をすれば、大蔵省の焼け太りという議論があつて、またそのポストをふやすのではないかという懸念もあります。しかし、この金融行政の長官というのか、元締めになる方に関して言えば、私は決してそうであつてはならない。例えば、具体的な話をすれば、大蔵省の次官になり損ねたからその人が回ればよいとか、そういう考え方でこの役所を考えるべきではないと思ひつております。

橋本総理大臣も、この委員会での答弁等を聞いておられますと、明確には申しませんが、大蔵省OB以外の人を起用するような節の発言はして思ひますので、それはそれで結構なことであると思ひますが、そのポストについて言えば、私は、例えばグリーンズパンさんや、それからドイツ連銀のティートマイヤーさん等、世界の金融界の一流の人たちと本当に対等に伍していける、そういう方をやはりこのポストにつけて、何といひますか、金融庁そのものの、ある意味では格というものを高めていかなければならぬし、それがひとえに財政当局との明確な分離という姿勢にもあらわれてくるんではないかと思ひつております。

また、同意人事の問題でございしますけれども、これは、私どものイメージしているものは、公正取引委員会の委員や人事院の人事官のように、よ

り独立性を持った職務ということを想定しまして、こうした同意人事方式をこころは盛り込んだというところでございします。

○枝野委員 民主党の案によりますと、金融の企画立案を、厳密な意味で言えば金融庁に任せる部分と、それから総理府の、同じ中でありながら、金融制度企画室というところに分けるという案になつております。同じ総理府の中とはいひても、まさに総理府本府の室と、それから独立した、独立性の高い金融庁長官のもとに置かれる金融庁と、この金融の企画立案の部分についての食い違いなどが出てこないのか、二元行政になつてこないのか。このあたりの調整あるいは役割分担というものが明確になつていなければ問題が生じるのではないかと、いふようなことが予想されますが、この点について民主党案はどのような考え方をとつておられるのでしょうか。

○安住委員 お答えをいたします。この金融庁、それから私どもが提起している企画立案部門を担当する総理府のセクションというのは、まさにこの二つとも内閣総理大臣のリーダーシップによつて、内閣総理大臣の指揮下に入るといふことからいえば、私はそれは二元行政といふものは、そうした事態は起こり得ないだろうと考えております。金融庁長官には監督に關連する政令や総理府令の策定の事務を委任し、それ以外金融制度の企画立案は総理府の所管になるというところでございします。金融庁も総理府の金融制度企画室もいづれも、そうした意味では内閣総理大臣の下に機関になる。

具体的には、金融庁では、早期は正措置の発動基準となる自己資本比率の算定基準をどのように定めるかといった監督に密接に關連する企画立案の事務について、国際会議などへの出席を含めて担当し、国際標準と整合性のとれた形で金融監督行政が行へるようになつていく。また金融制度企画室というものは、イメージで言えば内政審議室と同等の立場で、いわゆる各省にまたがっている金融關係の法律を金融ビッグパンの時代に対応してい

くものに合せて見直していく作業というものを総合的に進めていくという点で、私は、この二つというものは両立をし、決して二元行政になることはないと確信をしております。

○校野委員 先ほどの質疑、御答弁をお伺いをして、民主案について、御説明をいただけた問題点については十分に御説明をいただけたものと思っておりますが、重ねて、民主案の利点といえますか、そういった点についてお話しすべきことがあったらお願いをいたしたいと思います。

○池田(元)委員 民主案は、日銀法の改正とあわせて、今一番改正が必要な部分、財政と金融の分離、検査の一元化を重点にまとめた提案でございます。

役人出身の委員から、まあ役人をしていないからという御発言もありましたが、私も役所を随分オプザブ、ウオッチをいたしました。そして今回の我が党の修正案を作成する作業でも、日銀初め大蔵省として官邸の準備室から十分な話を聞きましてまとめたものでございます。

理念がはつきりし、しかも信用秩序の維持等につきましてもしっかりとした仕組みを取り入れておりますので、現在の、いろいろ提案されておりますが、私たちのものが一番最上のものとたくさん信じております。

以上です。

○校野委員 終わります。ありがとうございます。

○綿貫委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

新進党と民主党にそれぞれ同じ質問をしたいんですが、今回の政府提案の金融監督庁設置法案というの、一連の金融不祥事に対する国民の大蔵批判を一つの契機としておられますが、その最大のものはいかにあるかといいますが、三塚大蔵大臣の答弁を聞いていてもわからないんですが、いわゆる日本版ビッグバン構想、東京ビッグバン構想

といいますが、中身は、金融の規制緩和、自由化、これを推進する体制づくりにあると思うわけであります。

業態の垣根の撤廃それから金融商品の自由化、証券手数料の自由化などをその内容としておりますが、私は、これを進めれば進めるほどますます金融・証券の市場のギャンブル化、カジノ化が進んでいく。そして結局、それは預金者保護、契約者保護、信用創造、金融仲介機能また決済機能などという金融の公共性、これが破壊されてしまつて、国民経済と国民生活に大きな困難をもたらすんじゃないかと思うわけであります。既にそういう指摘も各方面からなされております。

そこで、修正案を提案されております新進党、民主党に、政府が出してきている法案また修正案の基本にある日本の金融行政全体としてどう位置づけるかという観点から、両党はこの政府が進めようとしているビッグバン構想をどう評価しているのか。金融のギャンブル化、カジノ化を規制することが今国内金融政策においても、また日本の国際金融政策においても急務ではないかと考えるわけでありますが、皆さんの認識をお伺いしたいと思ひます。新進党、民主党の順序でお願いしたいと思ひます。

○鈴木(淑)議員 答えをいたします。

政府が進めようと思っております金融ビッグバン構想は、私も新進党の目から見ますと、むしろ遅きに失したというふうに思っております。

七〇年代終りから、特に八〇年代、世界では大規模な金融の競争が始まったわけでありまして、その流れは、エレクトロニクスを駆使した電子化、情報伝達のコスト低下とスピードアップ、それらをバックにした金融取引の技術、いわゆるデリバティブズと呼ばれるような先物、オプション、スワップなどを駆使した金融技術の発達、こういうものがございまして、各国はそれらを上手に取り込んで、自分の金融資本市場を使い勝手のいい、コストの安いものを使うことによって金融取引を自分の国に引っ張り込む、いわば国際間の

市場間競争が激化してきたわけであります。

その中であつてひとり日本だけが、外為法の改正による為替管理の完全撤廃がややくれたことと、それから、先ほど来議論をしておりますように金融規制の撤廃、なかなか金融技術の発達をバックにして、どうしても必要な新商品開発の自由化あるいは業務分野規制の緩和といったものが決定的におくれてしまいました。

これで被害をこうむっているのは、言うまでもなく日本国民であります。日本の国民は、これは全く不便でしうがないし、コストがかかつてしうがないのであります。それが金融空洞化と言われるように、我々日本人があるいは日本の企業が国内で取引すべき金融関係の取引を海外のニューヨークやロンドンのユーロ市場へ行つてやつておる。本当に不便の上もないし、コストも高い。こういう金融空洞化現象を是正し、日本国民、日本の企業のために便利にする、これが金融ビッグバンのねらいでありますから、私も新進党は、先ほど申しましたように遅きに失したというふうに思っております。

それが、委員が言われますように、金融のギャンブル化、カジノ化になるという御指摘でございますが、実は、投機というものの考え方がここで問題になってくると思ひます。投機というのは、先の価格を予想して投機をするわけですね。それがあつて初めて先物取引というのが成立する、オプションというものが成立する、それが絡んでさらにさまざまなスワップだつて出てくる、これこそが金融の技術進歩にはかならない。

ところが、これと賭博の区別のつかない役人さんがおられまして、日本でこういう金融新商品が出てきたときに、密室の行政指導で何と文句を言ったか。刑法の賭博罪だと言つたのです。こいういふばかげた状況を正すために、我々は金融

ビッグバンを進め、デリバティブズを発達させなければいけないと思っております。

その結果、金融の情報に非対称性といひますか、十分情報がとれない弱い立場にある投資家とか預金者に被害が及んではいけないからこそ、この預金者保護、投資家保護といひのをしつかり入れた金融市場法をつくれと我々は言っているのです。市場法のねらいといひのは、一方では、ルールを守る限り自由によつていいよということですが、同時にそれが、金融の情報が多分伝わらない預金者や投資家に被害を与えることになつてはいけません。ここはばつちり保護する。これが車の両輪となつて初めて市場メカニズムが発達し、日本の金融・資本市場が世界に伍して発展していくことによつて空洞化が防げて、そして日本の国民も日本の企業も、今の不便な状態を脱して低コストで取引をする。これは、基本的には国民生活の向上につながるものだと思っております。

○安住委員 端的に申し上げます。

金融のビッグバンといひのは、私も遅きに失したと思ひます。いづれにしても、世界のお金が還流する中で、我が国だけが特殊な市場といひのをつくり上げて独特の商習慣の中で取引をしていること自体がむしろ不透明であつて、世界の基準の中に我が国の市場といひのものも参入をして、より透明性の高い市場の中で、いわば世界の人たちにプレーをしてもらうことが実は大事であるなど。

そういうことかといひますと、いや応なく我が国が国際金融市場の中で生きていくためにも、ある意味ではこれは開國的な論理ですが、しかし、我が国の独特の考え方、商習慣といひのものを改めたい、そのまた裏にある金融行政の、それから護送船団方式と言われる、そうしたいわば業界を保護していることといひ今までの行政の姿といひのものも転換をしないかといひれば、私は国際的な信用も得られないと思っておりますし、木島先生がギャンブル化とかカジノ化といひの表現をなさいましたが、むしろ、今の日本的な商習慣を残すこと

の方が、世界から見たときの不透明さといえますか。アンフェアな姿というものが私たちの国にとつては非常にマイナスである、私はそう思っておりますので、一日も早くこのビッグバンというものを世界にわかる姿にして、その中で行政というものも、市場のルール監視というものに徹底していくんだという姿勢に早く変わっていくことが必要だと思っております。

○木島委員 両党のビッグバン構想に対する基本的認識、ようわかりました。世界を莫大なお金で駆け回っている、また金融自由化は先進資本主義の流れだという指摘もありました。しかし、例えば外国為替や証券取引等々の取引から、金利もそうだと思うのですが、実需原則が外されていくという中で、こうした取引が実体経済からますます離れていくという、実体経済の何十倍、何百倍、何千倍という大きな金が世界を駆け回っているというのは御案内のとおりだと思っております。

例えば、金融先物取引その他の先物取引でリスクヘッジ、本来これはリスクヘッジのために始まったはずだと思っております。為替変動や金利変動、この変動の危険を回避するためのヘッジとして金融先物取引等が始まったはずなんです。今や、単なるそういうリスクヘッジとしての機能じゃなくて、もうばくちですね、要するに一獲千金で物すごい利益を上げる、そういう目的のために実際に運用されている。それが、例えば大和銀行の事件等々によって証明されているのじゃないかと思うんですね。

そして、そういう金融市場、証券市場がカジノ化、ギャンブル化することによって、例えば証券会社なり金融会社なり保険会社の幹部もだれも知らない、その取引に携わっている二代の若手の人聞しか知らない、それが何十億という、何百億という金を動かす、それで一つ失敗したらその企業が倒産するような、その金融機関が倒産するような状況が生まれているわけです。まさに今それが最大の問題になっているわけですね。

るようなこのビッグバン構想が推進されていったら、結局それは結果的に、鈴木先生、国民経済のためだとおっしゃいましたが、だれに最後のツケが回るかといったら、金融機関に預金を提供している預金者国民であり、まじめに株を買おうとしている、証券市場を通じて自己の資産を守ろうとしている、少しでもふやそうとしている国民じゃないのか。だから結局、現在の政府が進めようとしているビッグバン構想、要するにこれはギャンブル化、カジノ化につながる。これはやはり規制しなければならぬと思うのですがね。まあ、これは私の意見ですから、もう意見は求めません。私、時間もわずか二十分しかありませんから、次の質問に移ります。

今我が国の金融行政に求められていることは、何といつても、大銀行や大証券、保険業界奉仕の護送船団をやめさせる、それはやはり行政官財源着をきっちり断ち切る、そして金融の公共性を本當に守っていく、それで国民に奉仕する金融行政にはやはり金融におけるデイスクロージャーの徹底、また天下り禁止、先日私も指摘しましたが、企業献金の禁止などが必要だと思っております。政府提出の法案にはこれは全くありません。今後の方針にも政府からは何らの提案も見えてきません。金融行政においては企画立案と検査監督の分離を一定程度行つても、これは同じ行政機構の中での所管がかわるだけで、それだけでは野村証券事件や第一勧銀事件に見られるような行政と業界との癒着を断ち切ることはできないのではないかと思います。

政府案も一応、企画立案と検査監督、分離するとは言っていますが、大蔵省の介入が、関与が非常に色濃く残っておりますから、その実質上の分離なんというのは期待できないことを我々は指摘しているわけでありまして、どうも先ほど来の質疑の中で、新進党さんと民主党さんの案は、その企画立案と検査監督の分離は、むしろ政府案よりも弱まっているのじゃないかと思うんですね。同

じ総理府、金融庁のその系列の中にみんな民主党さんはぶち込んでしまっている。新進党さんの案は、総理府と委員会として日銀、そういう縦の系列の中に企画立案も検査監督もみんなぶち込んでいくというところで、むしろ分離が弱まっているようにうかがえるのですが、それはまあともかく、新進党さんと民主党さんにお聞きします。

今一番大事なのは、やはり行政機構と、行政機関の中の内部分掌は別ですよ、行政機構と銀行業界、証券業界、保険業界、この業界との癒着を断ち切るというのが今一番焦眉の急務じゃないかと思うのですが、両党のこの癒着を断ち切る処方せん、どんなことをお考えなのかお示しいただきたい。

○倉田議員 今、金融行政とそして財界、業界の関係性についてお尋ねがありました。

一つは、護送船団方式、それからデイスクロージャー、この関係であります。今までの議論の中で明らかになってきておると思っておりますけれども、我が新進党案は、先ほど委員の御指摘の点と関係性において少し御理解が違つたのではないかなという気もいたしましたわけでありまして。まず、いわゆる監督行政のあり方そのもの、そこがまさに護送船団行政と言われる温床になっていたわけでありまして、これはグローバル化の中で国際標準に乗っかっていく。そういう意味で、先ほどお話ししましたけれども、いわゆる金融市場法というものをつくっていくならば、そこに行政の透明化、ルール化、そういうふうにしていく。そうすることによって、監督の裁量の幅というものは非常に小さくもなっていく。同時に、先ほどの不正とかそういうものに対しては、検査、監視という機能を重視していく。そういう方針の中で、いわゆる金融行政というものと業界、財界の関係というものは、国民の目から見て御指摘、御非難、御指導を受けるようなことにはなっていない、そういうふうにご考えております。

同時に、天下りあるいは企業献金等の御指摘もございました。この点、私どもも、国民の皆さん

から御批判、御指摘を受けることがないよう、そのあり方、そもそも禁止をするかどうかということについては、必ずしも御党と立場を同じくするものだとは思いませんけれども、しかしそういうふうな金融行政のあり方、監督の裁量の幅の縮小化、監視、検査の機能の強化、そういうことの中から、あるいは天下りあるいは政治献金のあり方についても御批判を受けることがないよう、節度を持ったあり方で進められる、このように考えております。

○安住委員 木島先生のお話の中で、まずデイスクロージャーの問題につきましては、まさにそのとおりで、グローバルスタンダードに準拠した金融機関のデイスクロージャーをどうしていくのかということが私は非常に重要だと思っております。

大蔵省の今の行政のやり方では、実際に不良債権が幾らあるか、その点については全く明確にしていけない。やはりそうしたところをきちっと示していくような、これは民間企業の姿勢の問題にもあると思いますが、例えば企業会計の時価評価基準を導入して、資産の時価評価というものを徹底すれば、かなり日本の経済というものは違った形になっていくのじゃないかと思うし、それが海外から見たとときのジャパン・プレミアムの上乗せという形で、実は逆に必要以上にコストがかかっているという問題がありますから、このデイスクロージャーというものを重視していくことは極めて重要だと思っております。

もう一つの、護送船団方式の業者行政をやめたらどうかということですが、それは私どもが思っているのは、緊張関係といいますが、そこをきちっと持つことがまさに大事でありまして、それに関係した天下りの問題、これは、自制をするといつても、実際は証券会社や各金融機関に大蔵省出身者が天下りして、役員の座を占めていくという現実がございいますから、これを改めていくようにしなければならぬし、また現に私と同じような世代の銀行員が、MOF担と称して

大蔵省の中を走り回りや情報をとるために走り回っているという現実もあります。ですから、そういう意味では、口だけで言うのじゃなくて、金融行政というものが、業者を大蔵省や財政当局が指導監督をするのではなくて、市場のルールにのっとってやるような形にしていけば、私は当然そういうものは消えていくのではないかな、そういうふうな思っております。

そして、最後に企業献金のお話でありますけれども、これは余り金融とは関係ないというふうに思いますが、将来的には、企業献金をどうするかというのは議論をしなければならぬ課題だとは思いますが、今現在でいえば、やはり個人献金だけに頼るような土壌というものが、私たちの国のこの政治風土という点から考えると、まだまだちよつとないのではないかなと思っております。今後個人献金というものに比重を高めていくために、例えば税制上の整備等をしていくという上で、そういうものが完成されたときに初めて企業献金の禁止というのは私たちの視野に入ってくるのかな、そのように考えております。

○木島委員 時間が来たから、終わります。

○綿貫委員長 次に、内閣提出、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について質疑の申し出がありますので、これを許します。今井宏君。

○今井委員 どうぞよろしくお願いたします。最初に、三塚大蔵大臣に、大変恐縮でございますけれども、御質問させていただきます。この金融監督庁設置法案、十年おくれと言われております日本の金融システムをいよいよ確立して、世界金融時代に対応できる日本、こういうことで、その第一弾の法案の一つかと思うわけであります。

最近、御案内のように、私たち日本よりも、ロンドン、シティーにあらわせますように、英国においても、あるいはニューヨーク、アメリカにおきまして、さらに金融の改革を出して発表、公

表している状況でございます。

イギリスは、金融監督を一元化することによって、検査体制をさらに強化し監督機能を統合していること、こういうことになるわけで、まさに金融コングロマリット化の動きに対応できるようなシステムの構築を図っているわけでございます。

銀行監督のみならず証券も保険もすべて一つの機関で集中して、監督検査の実効性あるいは効率性をなお一層高めて信頼あるものにしていく。今まで、どちらかというと、別々の監督当局では、それぞれ別々の金融グループの業務の一部分しか把握できない。そういう時代ではないということ、一括して検査監督をしていく、これがイギリスであります。また、欧州通貨の統合を踏まえまして、中央銀行の独立性、これは共通項で、きちんとした役割というものが明確になっておるわけでありまして。しかも、それらについては情報公開というものもしっかりしている。

アメリカは、これもアメリカ財務省の方で金融制度の改革案をこれまで公表して、さらに世界規模の競争力の一層の強化をねらっているわけですし、一般企業の相互の乗り入れも可能とするという方向で今議論がされているわけでありまして。

このように、日本よりも先に行っておりますイギリスあるいはアメリカの金融改革、さらに改革をしていくこと、こういうわけであります。おくれで日本版ビッグバンをやるという日本のやさき、さらに引き離されるのではないかと危惧も抱くわけでございます。これらの先進諸国の金融改革が相次いでおりますが、これを私たち日本では、とりわけ日本の政府では、どのように評価しているのかわかりたいのか、その辺につきまして御答弁をちょうだいしたいと思うわけであります。

○武蔵政府委員 委員御指摘のとおり、イギリスにおきましても、政権がかわりますと、早速金融制度改革に着手するというのを伺っております。

国際的な比較をするということについては、国の歴史的な経緯とか行政機構の基本的あり方の相違ということがあるものですから、単純に比較するというのは非常に難しいのでございます。

しかし、概括的に特徴点を申し上げますと、主要国では、まず銀行制度の企画立案ということに關しては、大蔵省またはこれに相当する省がその内局において所掌しておることでありまして、検査監督につきましては、歴史的経緯や行政機構の基本的あり方等から、その所管が、国に於ては大蔵省の外局でありますとか、あるいは行政委員会制度をとっているフランスのような例とか、現在のイギリスの例でございますけれども中央銀行が監督しているとか、区々になっておるわけでございます。

そういうことで、企画立案担当部局と検査監督部局との役割分担が、ある程度明確になされておるわけでございます。そういう意味では、今回のこの金融監督庁設置法案の意図しているところと基本的には大きなそこはなないといえますが、グローバルスタンダードから見ても、おかしいということとは少なくともないというふうに考えております。

イギリスにおきましては、御承知のとおり、銀行、証券、保険の監督をSIBという、これは非行政機関でありますけれども、現在の証券投資の自主規制機関のようなところに組織改革をもつて監督権を移すというように意図しておるようでございます。アメリカでは、行政組織というよりは、金融制度の中身を改革するといったようなことを考えておること、我が国におきましては今回のビッグバンを初めといたします金融行政の中身の改革それから金融行政組織の改革、こういうことは一連の動きの中で、ちょうどタイミング的に相前後しながら行われているというふうに理解しております。

○今井委員 今御答弁をちょうだいしたわけでございますが、それぞれ国によって多少システムは違ふものの、それぞれの機関の役割の分担、責任

の分担がはっきりしているということがわかるわけでありまして、今回御提案いただいております金融監督庁の設置法を見ましても、どうも日本は、その辺について役割が明確に分担されていないのではないかと感じが出ていないわけでありまして。

ほかの委員からもたびたび御質問がありますように、総理大臣に責任を持っていくやり方はいかがですか。長官がいるからいいというものの、その責任者の総理と蔵相が事前協議もしていかなければいけないという義務づけになっているとか、あるいは、各省の共管が余りにも多過ぎる。せめて検査監督だけでも、ほかの国であるように、一元化して、検査監督というものを透明化することによって日本の市場、日本の国の信頼性を高めていくべきではないか。多角的になっているのではないかと。

大蔵省との関係ばかりがかなり細かく書いてございますけれども、日本銀行あるいは預金保険機構との関係、これらがどうも希薄である、その辺が明確にされていない、こういう感じが私もいたしますし、いろいろな意見を持った質問が続いているわけでありまして。ちよつとどうは、政府案の閣法の前に議員立法の質疑がここであつたわけでありまして、その辺についての質疑のやりとりが非常に多いわけであります。

それで、将来の日本の金融のシステムはどういう姿になるのだろうか、ぜひお教えいただきたい、かように思う次第です。

○武蔵政府委員 将来の金融行政の姿という御質問かと思ひます。この金融監督庁は、民間金融機関等に対しまして検査監督を専ら行う。制度の企画立案につきましては、繰返し申し上げておりますとおり、大蔵大臣が所掌するというのが基本的枠組みでございます。

それで、その責任の所在が必ずしも明確でないのではないかと御指摘がございましたけれども、検査監督と企画立案の間にはきちっと

した関係が法律上も明定されておるわけでございまして、詳しくはここでは触れませんが、その点については法律上明確であると私どもは思っております。

こういう姿が、先ほど国際的な姿との関係でいろいろ御指摘がございましたけれども、主要国におきましても、企画立案機能と検査監督機能というの、厳密に言いますと、組織的に分担している姿のことが多くございまして、信用秩序の維持といったような大きな問題のためには、企画立案部門と検査監督部門が相協力しながらやっていかなければならないということになるわけでございします。

この点は、両者の連携ということになるわけでございしますが、主要国においても同じことでございまして、例えば、御承知のとおり、米国ではSアンドP問題が非常に大きな政治問題といえますが経済問題になったときには、解決の基本的枠組みを策定したのは財務省でありましたし、フランスではクレディ・リヨネの破綻といったような大銀行の破綻問題がございましたけれども、これに対応したのは大蔵省であった。

しかし、監督するところはそれぞれ、財務省や大蔵省ではなくて、違うところが監督しておったということとございまして、こういう連携は主要国でも見られるわけでございまして、先ほど申し上げましたとおり、将来の姿としての金融行政の機構としては、グローバルスタンダードと比較して、決しておかしなことではないというふうに考えております。

○今井委員 武蔵長官、何かお忙しいというふうにお話を聞いておりますので、先に、ちょっとあちこち飛びますけれども、数点御質問をさせていただきます。

今、同じ武蔵さんから、専門家から答弁をいただいたわけですが、そういう答弁をいただきますけれども、いろいろと専門書を読んだらなんかしますと、そうはいっても、日本独特のもたれ合いの

姿勢というのはまだこのシステムでも抜け切れないね、金融行政も抜け切れないね、こういう御指摘も多いわけでありまして、財政と金融の分離についてもまだ議論があるということとあります。

過日も、長官の御答弁をお聞きしますと、新しくできる監督庁は、最終形態ではなくて、あらゆる点からやはり見直しというの必要でしよう、行革会議においては金融、財政の見直しも実は今議論中なんです、こういう御答弁もいただいているわけでありまして。

そういう意味では、ただいまのやりとりにつきまして、この設置法が最終形ではないという認識を私も持っているわけでございしますが、その辺につきまして、長官の考えをお聞かせいただければと思う次第であります。

○武蔵国務大臣 私、前も答弁させていただきましたのでございしますが、要は、金融関係すべてが大蔵省の手元で、日銀もございしますが、いずれにしても、いろいろの金融政策をつくったりあるいは指導監督をしたり、同じところでやっておった。これが、結果的に、住専その他のいろいろの問題を引き起こしてしまったのではないだろうか。やはりこれは、政策立案と実際の執行部門を切り離して、特に監督していく部門は別のところにある方がいいという形で、こういう組織をつくらうとしているわけでございします。

そういう面は、我々が中央の政府をこれからどうしたいのかわかるところと行政改革の議論をしている中で、各省の政策立案部門と執行部門というのは、ちょうどイギリスのエージェンシーがやっておりますように、できるだけ切り離していったらいいというのと軌を一にしているものだと思っております。

ただ問題は、そうかといって、今のお話で、財政と金融をどう切り離していくかというのは、なかなかこれは結論が出てまいりませんし、実際さかつと本当に財政と金融というものの切り離しができるのだろうか、いろいろと今本当に議論しているところとございします。

そんなことも考えてまいりますと、そしてまたもう一つは、もっと大きな枠の中で我々が新しい行政機構を考えていく場合には、金融政策というものは日銀にもっと持たせた方がいいのかもしれないし、あるいは、今の大蔵省の中でこまめに金融政策をやっていくのがいいのかということになってくると、それでは財政と金融と同じところとやっていくのはおかしいのではないかと議論と、それではどうするかというような話も出てまいります。

そんなところで、本当に中央の省庁をこれからどう持っていくかということにおいては、その辺も一つの大きな問題として私ども議論しているところとございしますが、いずれにしても、私は前も御答弁申し上げましたが、これは、住専その他の問題のいろいろの指摘された点を是正するという意味においてはとりあえずこういう一つの機構は必要であろうし、また、行政改革の一環として執行部門を切り離すという点も、これも私は一つのいい方向ではなからうか。

しかし、これから全体の役所を思い切って、それこそゼロから出発しようという形で、国家のために、あるいは国民の皆さんのためにどういう仕事を国がやらなければいけないのか。そのためにはどういいう組織をつくっていくかなければいけないのか。

そういう中で議論していくときには、今これでは総理府にこういう形になりますけれども、このままの形でいくかどうかというのは、そういう全体の行政機構をつくり上げていく上においては、ひよっとすれば変わる場合も私はあり得るのではないかと。そういう面では、当面はこれは必要だと思ふけれども、二十一世紀からの行政機構の中でどこにどう置かれていくかというのは、議論していく中でひよっとして変わるかもしれないということとを前に私は答弁したということとございします。

○今井委員 武蔵長官の御意見もちょっとお伺いしておきたいのですが、例えば、大蔵省の銀行

証券を一つの金融局にしていまいらしよう、そして企画立案部門は大蔵省に置きますよ、将来はこの金融監督庁にむしろ一緒にすることが金融行政の一元化になるのではないかと意見がございしますね。これにつきましては、長官はどのようにお考えでしょうか。

○武蔵国務大臣 今回の金融監督庁というのは、やはり金融機関の検査監督をするという業務で徹底をしておられるわけでございしますから、今大蔵省にある金融政策を、大蔵省が立案していかれるものをここへ持っていくというのはいかがなものか。私は、それに対してはちょっと同意をしかねると思ひます。

○今井委員 今、行政改革会議で、省庁再編について十一月をめどに成果を得る御努力をいただいているわけですが、それと地方分権推進計画との絡みにつきまして、御質問を申し上げたいと思っております。

実は、地方分権推進委員会が七月に第二次報告というが最終報告を出す、こういうふうに行われております。それを受けて、政府による分権計画を策定して、これも来年の通常国会に時を同じくしてかける、こういうふうに行われておるわけでありまして。

実は、省庁再編と地方分権のかかわりというのは、当然のことながら、規制緩和がどこまで進んでいくかによって省庁のあり方が変わってくると思うわけですが。官と民とのあり方によって省庁の姿というののも変わってくるはずで、とりわけ私が申し上げたいのは、地方分権に徹底した形で取り組むか取り組まないかによっても省庁のあり方が変わるはずで、これらの三点をどうやってスリム化するかによって、小さな政府になり、お互いに自己責任を持って自己決定していく。

こういうこれからのあるべき姿というものを、やはり勇気を持って、私は分権革命と言っているわけですが、まさに革命的な気概を持たない限り、この改革を成就することは極めて難しく、大

変なことだということに思っておるわけでござい
ますけれども、この地方分権の推進計画とこの省
庁再編は、どう総合調整され、どこで、どうい
う形で互いの成果としていくのか、これらにつ
いて御答弁をちょうだいしたいと思つておるわけ
です。

○武蔵國務大臣 今御指摘のとおりで、私ども、
行政改革というのは、何も中央の省庁の統廃合と
いうことではなくて、まず第一に、今お話のあり
ましたように、規制緩和を進めていって、従来の
いわゆる経済的規制というものはできるだ
けなくして、社会的規制というものはある
程度必要ではあると。いずれにしても、事前の
規制ではなくて事後チェック、そして、市場原理
を導入して自己責任の原則を確立していくとい
う形に社会全体を変えていかなければいけないの
ではないかというのが一つでございします。

それからいま一つは、今お話のありました、地
方における中央の権限を移譲してしまふ、な
るべく地方に、特に住民サイドといふことが、国
民に近いところのものはできるだけ地方でやっ
ていただくのがいいのじやなからうか、こういう考
え方で地方に権限を移譲申し上げたいのじや
なからうか、これが、地方分権を今推進してい
くということとございします。

ただ、これは、もう市長さんを長くおやりにな
つていたのであれでございしますが、私もな
なかそこはうまくいかないので実はいらいらして
いるところなのでございしますが、例えばこの間
も、機関委任事務が五百六十一ですが、もうこん
なのはない切つて地方へ持つていったらいいん
じやないかと私は思つておるわけでも、なかなか
これが役所の抵抗があつて、とにかく地方へ持つ
ていくのは非常に反対だ。

しかも、できれば今まで地方にお願いしていた
ようなのを中央に取り上げてしまふというよう
なところもありますし、あるいは、自治事務で
お任せしようといふながら、事前協議を何か残して
いこうという役所の、まあ私は本当にけちな考
え方だと思つておる。こんなのは、自治事務なら全
部

地方に任せてしまつたらいいと私は思つていま
す。そういうようなことが正直あるわけでは
なからうか地方分権といつても難しい。

それから、今度地方分権になれば当然いろいろ
のお仕事は行くわけですから、一体税をどう配
分するのとかいうものもありますね。やはりそう
いうようなことも、一体どの税をどう持つてい
たいのかというものは、これは地方交付税の問題
にも絡んでくるだろうと私は思つておる。今の
ような形で、国の方で税をいだいて、そのうち
の三二%を地方へ持つていく、あるいは消費税
なら二九%を持つていく、そういう体系で果た
していくのか。思い切つて、税というものの配
分を見直す必要があるのじやなからうか。そう
しないと、本当の自主財源というものになら
ない。

地方交付税の形で行くのでは、自主財源とい
つたて、やはり国の方でまず取つてそれから出
すわけですから、本当は地方でお取つていただ
くというか、納めていただく税金を地方でや
れるような仕組みを考えるのが、本当の地方
の分権時代じやないかと私は思つておる。

そういうことをどこまでやれるのか。今、地方
分権推進委員会で御議論いただいております
けれども、正直、結論がなかなか出てきてい
ないのが現状だろうと思つておる。しかし、今御
指摘のようにな、一応スケジュールは決ま
つておりますので、できるだけ御努力をいた
だいておられます。それを受けて、私も地方
分権を推進していくということになると思
つておる。その勧告がどういふ形で出てくる
のか、本当に危惧しておるところでござ
いします。

いずれにしても、そういう形と、それからもう
一つは、今御指摘にあつたように、できるだけ
民間でやれる仕事は民間にお任せするという
こと、いいのじやなからうか。こういう規制
緩和で、できるだけ事後チェックという形に
して、規制をできるだけやめていく、それか
ら、できるだけ地方へお譲りする。官でやら
なくても、民間でやれる仕事はできるだけ民間
でやつていただく。

スリムになつた上で、先ほど申し上げました
将来の二十一世紀においては国家がその中
でもこういう仕事はやっていかなければい
けない、あるいは、国民のために国がこれ
だけはやはりやらなければいけないといふ
仕事ができなくなる、それをどういふ役所
の機構をつくつていくのか、こういう段
取りがこれからの行政改革の段取りだろ
う、こういうふうに私は思つておる。

○今井委員 武蔵長官、これで結構でござ
います。あとは政府委員さんから。

それは、金融システムの改革の方向性につ
きまして、また前の質問に戻らせていただ
くわけにございします。

今、長官からも、不断の見直しをしてや
つていきます。当面はこの新しい設置法
でやっていくけれども、柔軟なお考えが
ございしました。それと、当然だろうと思
つておる。そのくらいです。ス
ピードで、地球規模で転換を図られて
いるわけでしょうから。

そういう意味では、堀山官房長官に御
質問申し上げたいと思つておるけれども、
日本は割と、一たん法律をこしらえて
しまふと、かたくなに法律改正とい
うのを嫌がる傾向があります。私も
地方にいたのですが、地方の条例なん
かも全部見直ししようといふことで
洗うのですが、意外と役所というの
は、一たん決めた条例をなかなか変
えたくないといふ体質があるわけなん
です。

○堀山國務大臣 私のおれば権限といふこと
ではなくて、前々から私は、時限立法
といふかあるいは見直し事項といふ
か、通常の法律ですと、今のテンポ
の速い時代ですと五年間たてば、な
かなか今それは五年先を見通すだけ
の頭を私は持つていない。ですから、
基本的なものでも十年。よく言
うのですが、憲法といふのも五十年
を超えてはできないだろうといふ
気持ちもあるのです。そういう一つ
の見直し規定なりなんなりを置
きまさんと、古いものがどんだた
まつて、その法律に縛られて自分
の行動を律していかなければなら
ない。

むしろ、はつきりしたいろいろな政策目的
がありながらも、それぞれの官庁で
その前の法律に縛られたことがある
わけでありまして、各省庁が本
気になつてやる気にならなければ
できませんけれども、新しい体制
を生み出すとするならば、ほか
のものを一時期全部見直しして、
どうするかといふことをやって
いかなければ、到底流れの速
い時代に対応できないといふ
気がいたします。

思い切つた見直しをやれることを
いづれの時点でか提案してみたい
と思つておる。言へば、言へば
くしてなかなか難しい。今でも
幾たびか非公式には言つておる
のですが、だれも取り上げよう
とする人がございせんので、こ
の非力な私では到底できません
から、若い方々が本気になつて
この問題に取り組んでいただ
ければありがたいと思つてお
ります。

○今井委員 ありがとうございます。
かつての金融の時代と、今ま
さに冷戦後の、特に最近の金融
のあり方、行政も含めて、新し
い金融商品の開発、コンピュー
ターの技術革新と同時に並行
的な大転換を図つて、それに
行政がどう対応していくか。当
然市場にゆだねるわけではな
いから、それは民間で大きな
責任を持つた対応がありますが、
ならば行政がその辺については
何にも関知しないといふこと
にはならないわけだと思つて
いるわけでは、今長官から、
絶えず不断の

見直しということも大切だ、こういう意味の御答弁をちょうだいいたしました。ぜひそういう方向で柔軟に、しかもダイナミックに行政が世界の激動の中で対応できるようにしていただきたい、かように思っております。

ところで、金融監督庁の体制についてまた再々お答えをいただきたい、こういうふうに思っております。

官房長官は、新庁の長官についての長官としてのイメージというものを持っています、そういったこともお話しただいたわけでございますが、そうしますと、新しい長官は、総理が任命するにしても、イメージ的には、いわゆる政治家の中から新しい長官になるとか、あるいは役所の官僚の中から新しい長官になるというイメージではないか、というふうにとらえていってよろしいのでしょうか。

とりわけ、長官がおっしゃるように、新しい今度の金融庁の長官の、その人によって、大分この位置づけが、新庁だけに、変わってくるんじゃないか、こういうふうに思って、重要なことだと思っておりますので、ひとつその辺をお聞かせいただければと思います。

○梶山国務大臣 今委員御指摘のように、これは内閣総理大臣が任命するわけですから、私が選定をするというわけにはまいりませんが、その下調べの下調べというか、条件整備ぐらいは一生懸命お手伝いをしなきゃならないのかな、この金融監督庁を生み出すまでのいわば担ぎ手かもしれないが、私は、主務大臣と言われているから、せめてこれができたときにはどんな機能を持たなければならぬのかなということぐらいは私なりに今一生懸命考えております。

特に、この初動というか、一等最初の人選というのは、私は、五割とは言いませんが、少なくともこの金融監督庁の性格を左右するぐらい大きなことだと思えます。

ですから、国民的な信頼感のある人、これがどうしても必要なんではないかと思えますと、信頼

感があるということは、相当な知名度がなきゃならないということにもなるわけでありまして。悪い意味で知名度があつては困るし、いい意味での知名度を求めるのはなかなか難しいなという気がいたします。

それから、行政運営というか、こういう専門分野であります、長官になれば、若干の調整能力が必要にならうと思えます。それは、各省との打ち合わせもあるはずでありますし、金融や財政等の分野で、若干なりとも専門的な知識が普遍的な常識的なかわりがあったことがあるか。それから、特に国際金融の情勢というのにもまろつきり疎くはやっていけない。あるいは、そういうものの情報をキャッチするのに利便な人、そういう者が選ばなければならないという気がいたします。

しかも、大変懸念をされて、大蔵省の下請ではないかと言われますが、大蔵省に対し十分な対応能力、交渉能力、発言能力を持てる人。

そういうことをいろいろ考えてまいりますと、そういうのは架空の人物で、なかなか具体的に人物がいらないんじゃないかと思えますが、そういうものを具体的にいろいろ合わせてみますと、結構意外といえるのではないかなという、今、ばやっとしたイメージ。

ですから、そういうことを話しますと、この金融監督庁の性格からいって、例えば一般省庁の事務官的な立場の方であろう。それから、そういうことになりまして、いずれにしても、現職の事務次官を求めるわけじゃないんですから、相当広範な中から求めなければならぬが、余りにも高名で余りにも高給取りの人にはなかなかないからええのではないかなという気がいたします。

それから、年齢の制限が出てまいります。そういうことを考えると、特別職という別なことを考えなければどうしてもその人を見つからないかどうかということになりますと、また法律改正を要しますから、それを今言つてしまえば、初

めから法律をつくるなど言われますから、今の法律で対応できる人。若干のイメージはありますが、それについてまだ申し上げるほどの自信もありませんし、もちろんまだ具体的に総理と話し合いもいたしておりませんが、何とかそういう人が求められるのではないのか。

しかし、総理になるほどいいなと思つても、国会の同意人事でございますから、同意人事じゃなかったか、これは、同意人事じゃないな。少なくとも皆さん方の御協賛を得ませんと大変なことになるから、協力をいただかなければならない、こういうのを求めているかなければならないという気がいたします。

○今井委員 とりわけ、大蔵省との関係が一番いろいろ言われているわけでありまして。今まで御答弁を、私も前回のたききと、大蔵省出身者が九〇％ぐらいになって、三百人台の規模になりますよ。そういった中で、今のイメージの、大変見識の高い長官を迎えたいにしても、その人が本当に力量を十分に発揮できるような環境整備、そういうものをつくっていかなければいけないだろう、こういうふうに思っているわけでありまして。

長官以外にも、次長とか職員とか、いろいろあるわけですが、いわゆる大蔵省以外のどういう人材を求め、どういう人材を想定しているんでしょうか。とりわけ、法律の問題あるいは金融のプロの問題、そういう意味で、大変人材を広く、場合によつたら役所のみならず一般にまで求めて、この監督庁の所期の機能を果たしていくような人事構成というものが必要かと思つておるんですけれども、その辺につきまして、長官じゃなくても、政府委員の方でも結構ですが、御答弁いただければと思います。

○梶山国務大臣 私が答えましょう、こちらに人事権はあるはずがないんですから。総理に献策をし得る立場というのは私でもございますから。

今、委員が言われたものは、極めて適切な御意見であらうかと思えます。これ以上申し上げますと、

どんな人間をイメージしているかということがにじみ出ては大変でありますから、私はこれ以上答える気はありませんけれども、しかし、すべてをその人間一人に求めるということはなかなか難しいと思ひます。

ですから、対外的に信用の置けるような、交渉能力のあるような方。しかし、それが必ずしも全部の能力が発揮できないというか、専門知識がないとするならば、あるいは銀行や、あるいはその他の金融や、あるいは司法、あるいは国際金融というような分野のそれぞれのスタッフを抱えられるような機構がでないものかどうなのか、今立ち上げて行政のシステムの中にそういうものを包含できるかどうか、これは極めて私は大切な問題であらうと思ひます。これができませんと、なかなか、どなたがやっても無理なのかな、完全なものにはならないという気がいたします。

これはまだ、とても私が考える頭ではだめでありますから、おおよそそのイメージができたならば、専門的な方々に、この法律が通り施行までの期間がありますから、そういう問題について御検討をお願い、完全に金融監督庁としての機能発揮ができるような人材を求め、それからスタッフを置き、そういうものの姿を整えることが望ましい、このように今イメージしております。

○今井委員 梶山国務大臣、御質問いたしますが、これも従来言われておりますように、人事課はどうやら持たないでしよう、いずれにしても概算要求があるものから、新長官も決まっていなくても、けですからという意味の御答弁は再三いたしているわけでありまして、やはり今お話し申し上げましたように、監督庁の機能を十分に発揮し、より世界に信頼のある機能にするために、幅広くいろいろな人材を登用していくということがすごく大切なような気がしてならないわけがす。

そういう意味で、前回は、金融のプロをどう育成していくんですかという御質問もさせていただきました。そういう意味で、それらを調整するに

はどうしても人事課が必要ではないか、こう思うんです。そうしないと、言われているように、大蔵省の植民地だ、大蔵省が全部人事をやるといふイメージがぬぐい切れないんですが、この辺につきまして、そういう指摘がたさんあるわけですから、審議官の方ではどういふふうにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○農中(誠)政府委員 お答えいたします。

金融監督庁の機構・定員につきましては、先生も御指摘のとおり、検査機能が適切に発揮できるものとする要請に的確にこたえとともに、信用不安の回避など、危機管理について万全の体制にしなければいけないというふうにお考えしております。それとともに、御指摘のとおり、職員につきましては、十分な専門性を持った者を養成していく必要もあらうかというふうにお考えしております。

御指摘の、人事課を設けるかどうかということでございますが、具体的な案は、この前も御説明申し上げましたが、平成十年度の予算編成過程で詰めていくべきこととなるものでございます。従来、機構を新設する場合、スクラップ・アンド・ビルドという原則がございまして、来年度要求がどうなのか私どももつまびらかにいたしません。仮にその原則が今後も適用されるということになりますと、新しい課をつくる場合にはそれ相応の課をスクラップしなければいけません。ということでございます。

そういう原則の中で、私どもは、この委員会でも御指摘がございまして、検査監督の事務に直接にかかわる職員及び組織をできるだけ重視すべきではなからうかというふうにお考えしております。したがって、官房の組織でございまして、人事を担当するセクションというものは必ず設けるつもりでございます。

それが人事課になるか、例えば総務課というような名称の課のもので、ほかの総務関係の仕事、広報関係の仕事、会計の仕事とあわせて一つの課にするのか、それともまたそうでないのかという

ことにつきましては、そういうスクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえて今後具体的に検討していきたいというふうには考えております。先ほども申し上げまして、繰り返しになりますが、人事を担当する一定のセクションというものは必ず必要ではなからうかというふうにお考えしております。

○今井委員 実には、概算要求ももう間もなくです。こういう設置法を用意して、これも地方ではまかり通らないのです。地方自治体は、まかり通らないというの、それは当然のことになってくるからまかり通らないだけで、議会がやかましくてだめだということではないのです。それは、当然のようにして議会にも説明して、理解をいただいで採決してもらおう、こういうことになっているのです。いわゆる条例化をしているわけなんです。

この夏に予算概算要求をするわけでしょう。そのときにはどうなのですか。だから、当然その用意はされていると思つて、質問をしているわけなんです。ないものを、だだこねて、説明してくれと言っているわけではないのですけれども、その辺につきましては、やはり予算編成の過程でというところで、概算を出して、それから詰めて、新しい来年の新年度から七月に、作業開始できるまで時間もあることだし、予算編成の十二月までにはそれはやればよいのだ、だから、今は明確にその辺はできかねます、こういうことなのですか。

○農中(誠)政府委員 できているに出さないといいことはございせん。今予算要求、八月末の期限でございせんが、それに向けて鋭意いろいろな案を勉強しているところでございせん。ただ、私が申し上げましたのは、概算要求として総理府から出すことになりましたが、その案が具体的にできているかというところ、正直申し上げて、そういう要求としての案はまだ具体的に出来ておりません。ただ、いろいろな案を勉強しているというところでございせん。その一環で、この前もお答えいたしましたよう

に、長官のもと、長官官房、それから検査を担当する部、それから監督を担当する部、それからそのそれぞれの部のもとに複数の課を置けたらというところで、今鋭意勉強しているところでございせん。

○今井委員 官房長官、よろしいでしょうか。

今度の金融監督庁の信頼をより高めるといふ意味では、金融監督庁の仕事の身、内容、やっていること、それらの情報発信をどんどん国民にしていって、それで国民の世論を味方につけていく、こういうことがすごく大切なことだと思つていま

今、国民が何となく不満に思つておりますのは、いわゆる密着な行政ではないかと。金融の縦割り行政でいろいろと不明朗ですね、こういう不安と、信頼に対する欠如というのが一部あるわけですので、やはり開かれた行政、国民の前で、例えば協議事項一つにしても、共管事項にしても、これこれこういうふうに行っているのだという、開くということ、この勇氣というのが大切なような気がしてならないわけなんです。

とりわけ検査監督という部門においては、なお一層必要なことだと思つております。そういう意味で、政府もこれらについてぜひそういう方向でやつてもらいたい、こういうふうにお思つておるわけでございせんが、そういう開かれた、情報開示をしていくという御決意はございせんか、新しいものに。

○梶山國務大臣 金融監督庁を新たに作るわけですから、やはりその目的なりそういうものが国民に理解をされるためには、仕事の内容が開示をされませんと、なかなか信用というものを得ることができません。ですから、原則、相当な分野が開示をされる。これは、恐らく新たに選ばれる金融監督庁長官の人柄にもよるでしょうし、またその説得力が国民に信頼感を与えるわけでありまして、この前提は間違いないかと思ひます。ただ、検査という分野の個々にわたることを、

初めは若干の瑕疵があればという調べ方もするわけですから、その確定を待たないで発表することが果たしてできるのかどうなのかという問題に関しては、これはそれぞれのあがりますから、総体的な全体としての傾向その他の発表は当然なされると思ひますが、検査と監督の個々の分野について進行中のものを一挙に開示できるかどうかというの、それは具体的な一つ一つの事象によつても異なるかと思ひますが、そういう留保条件をつけて、原則いろいろのものが開示されることが望ましい、私はこのように考えます。

○今井委員 今度は、地方分権のいわゆる行政改革について御質問したいわけですが、機関委任事務が五百六十一あるけれども、これはかなりの抵抗がある、先ほど武蔵長官がこういうふうに言われておるわけでありまして。自治大臣も、とにかく中央省庁が見苦しいぐらゐの抵抗をして、結果は残念ながら知れているよ、往生際が悪いです、こんな発言も美はあるわけなんです。

中央省庁の皆さんとすれば、今までの既得権ですから、地方をそんなに信頼もできないし、何をしかすかわからないし、おれたちに任せておけという気持ちばかりありますが、前回申し上げましたように、地方分権こそがグローバルスタンダードの時代ですので、日本がこれだけ成熟すれば、途上国のように中央集権システム、これはもうそこから、はいさよならをしなれば、本當の民主主義国家日本というわけにいかぬ、こういうふう

に思つておるわけでございせん。それで、七月に出るだろう、なかなか大変なことだと言つております最終勧告の内容に、私は大変危機感を抱いていて一人であるわけでありまして。こうなつたら、やはり総理大臣にリーダーシップをしっかりと発揮していただいて、六大改革の大きな位置づけでもあるわけでございますので、ここで政治家として、政治家がどういう役割をこの分権にするかということが一つの大きなポイント、政治決断だろう、こういうふうにお思ひしているわけでありまして。

官房長官、この辺につきまして、リーディングを期待している一人なのですけれども、いかがでしょうか。

○梶山國務大臣 近々に、地方分権委員会の第二次答申という最終答申というか、それが出される予定になっております。諸井委員長以下不返転の意欲で取り組んでいるわけでありまして、その間に、各省の意見を聞いて、どんな意見があった、どういう抵抗があったかという、それは、今までの行政を善なりと信じてやってきた行政側には、今までのやうがためだという答弁を求めることは、自己否定につながりますから、それは、委員、余り言わなくてもいいと思うのですが、諸井機関が、地方分権委員会が、それなりの民間やその他の意見で、これからはどうあるべきかということ、国と地方あるいは官と民、そういうもののいわば判断を下すわけでありまして、これを履行してまいりたい、こういうことでありますから、この出る答申自身が期待できないなどというのは、それは人を信用しないことでありますから、そういうことは絶対あつてはいけません。特に、御県、同じ県でありますから、諸井さんのけつをたいて、ぜひともそれは、勇気ある答申を出していただくことが何よりも大切だと思うので、お願いをいたします。

○今井委員 その答申を、勧告を受けた後の国会としての役割、政府としての役割なのでございますが、これは重要なものでございます。半年間で政府の分権計画をこしらえていくわけですが、一つには、例えば、提案なのでございますけれども、国会として地方分権を推進する意味で、関係懇談会なり関係会議なり、そういうものを、各省庁の大臣が責任を持って分権計画をやっているのだ、そういう機構、いわゆる官僚に任せるのではなくて政治家の意気込みを示す、そういうシステムをこしらえて、来年の通常国会までに分権計画を確かなものにしていく、それで、今官房長官お話しのように、諸井委員会から出てきたもの

を最大限尊重すると同時に、それを確かな計画に政府案としてつくっていく、そういう御提言を申し上げたいと思うのですが、いかがですか。

○梶山國務大臣 既に橋本総理を本部長とする行革推進の閣僚会議が発足をいたしております。ありとあらゆる分野で閣僚が精力的に取り組む問題であります。ですから、あえてその中にこの地方分権の閣僚会議を開くかどうかという問題、恐らくこれは、全員を入れなければ、おれのところはいいよという、今委員の御指摘のように各省庁が入ることによって、全閣僚が入ることによって、この総理の意気込みが伝わるわけでありまして、私は、今ある行革の対策閣僚会議が十全の働きをなすものと期待をいたしております。

なお、途中においてそういう必要を感じるならば、御提案も検討してみたい、このように思っています。

○今井委員 実は、私、危惧を抱いておりますのは、全部の改革が橋本内閣で前倒しになっているのです。ちょうど昨年の六月十四日のことでしたが、私、地方制度調査会の委員をさせていただいているのですが、委嘱式が官邸でございました。そのとき総理は、この地方分権をどう進めていきますかという質問に対して、中央省庁が二〇一〇年にある、ですから、そのときに省庁の再編とあわせて分権もしていくことが実は効率的だし能率的ですと、ちょうど一年前にそういう御発言をなさっていたのです。それで、私たち地制調の委員とすれば、あれ、そんな遅くないのかねと、こんな感じで目くばせしたわけでありまして、それが、時代の要請ということも含めて、総理の大決断で六大改革をやっていく、いわゆるかなり短い期間でだだっど前倒ししてきましたから、それはやり抜く、そういう決意、覚悟をしたわけですから、それをやり抜いてもらわないといけない、こういうふうに思っておるわけなんです。そういう意味で、政治がどうそれをフォローし、政治がどう決断するか、こちら側の政治側の覚悟ということも求められてくるのではないかと、こういうふうに思っているのです。

変えられるところを変えていきたいというのが役所の論理かと思えますけれども、変えなければならぬことを勇気を持って変えていくのが政治の役割ではないかと。私の草加は芭蕉さんの通ったところでございます。その日漸早加と云宿にたどり着けり」ということで、芭蕉さんを大事にしているのですが、芭蕉さんの哲学は不易流行であります。変えてはならないものは体を張ったって変えないよ、でも、変えなければならぬものは勇気を持って変える、こういう不易流行の思想でこの改革をやればよい、こういうふうなふうに思っているわけです。

最後に、勧告の後、どういうスケジュールで、どういう機構で、どんな形で政府の分権計画を策定するのか、それをお聞かせいただいて、終了したいと思います。

○田波政府委員 ただいま熱心に分権委員会で御審議をいただいておりますので、先ほど来のお話のように、近々報告が出るわけでございます。これを受けて、政府の方がこれを推進計画という形で、先般いただいた第一次の報告とあわせてトータルとしての計画に仕上げるということでございます。この策定に当たりましては、文字どおり、政府一体として取り組んでまいり、こういうことでございます。

○今井委員 終わります。ありがとうございました。

○總務委員長 次回は、明二十七日火曜日午後一時十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十八分散会

日本銀行法案
日本銀行法
日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の全部

を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第十条)
- 第二章 理事会(第十一条―第十二条)
- 第三章 役員及び職員(第十三条―第二十四条)
- 第四章 業務(第二十五条―第三十七条)
- 第五章 日本銀行券(第三十八条―第四十一条)
- 第六章 会計(第四十二条―第四十六条)
- 第七章 監督(第四十七条―第四十九条)
- 第八章 雑則(第五十条―第五十三条)
- 第九章 罰則(第五十四条―第五十七条)

第一章 総則

(目的)

第一条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、金融委員会の決定に基づき、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(業務の公共性)

第二条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

(法人格)

第三条 日本銀行は、法人とする。

(本店及び支店等)

第四条 日本銀行は、本店を東京都に置く。

2 日本銀行は、金融委員会規則で定めるところにより、金融委員会の認可を受けて、支店その他の事務所を設置し、移転し、又は廃止することができる。

3 日本銀行は、金融委員会規則で定めるところにより、金融委員会の認可を受けて、その業務の一部を取り扱う代理店を設置し、又は廃止することができる。

第五条 日本銀行の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資による一億円とする。

2 前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。

(出資証券)

第六条 日本銀行は、前条第一項の出資に対し、出資証券を発行する。

2 前項の出資証券その他出資に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の譲渡)

第七条 出資者は、政令で定めるところにより、その持分を譲り渡し、又は質権の目的とすることができ。

(定款)

第八条 日本銀行は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 本店及び支店の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 理事会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 銀行券の発行に関する事項

九 会計に関する事項

十 公告及び公表の方法

2 定款の変更は、金融委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第九条 日本銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない。

第二章 理事会

(理事会)

第十一条 次に掲げる事項は、総裁、副総裁及び理事をもって構成する理事会の議決を経なければならない。

一 第二十九条第一項の規定による貸付けの実施及び第三十条第二項の規定による業務の実施

二 第三十一条の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項

三 第三十二条第三項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるものため行う外国為替の売買の実施、第三十三条に規定する業務に係る各外国中央銀行等(同条に規定する外国中央銀行等をいう。)との取引の開始及び第三十四条の規定による取引の実施

四 第三十五条ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項

五 定款の変更

六 業務方法書の作成又は変更

七 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止

八 組織及び定員に関する重要事項(前号に掲げるものを除く。)

九 第二十三条第一項に規定する給与等の支給の基準及び第二十四条に規定する服務に関する準則の作成又は変更

十 不動産その他の重要な財産の取得又は処分

十一 経費の予算の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項

十二 第四十六条に規定する業務概況書の作成及び第四十七条に規定する報告書の作成

十三 第五十条に規定する規程の作成又は変更

十四 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

(会議)

第十二条 理事会は、総裁が招集する。

2 理事会は、総裁及び総裁以外の構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、総裁の決するところによる。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十三条 日本銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

(役員職務及び権限)

第十四条 総裁は、日本銀行を代表し、日本銀行の業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、日本銀行の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、金融委員会に意見を提出することができる。

5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、総裁の諮問に應じ、又は必要があるとき、総裁に意見を述べることができる。

(役員任命)

第十五条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 監事は、内閣総理大臣が任命する。

3 理事及び参与は、総裁の推薦に基づいて、金融委員会が任命する。

4 総裁又は副総裁の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の

解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、総裁又は副総裁を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその総裁又は副総裁を解任しなければならない。

(役員任期)

第十六条 総裁及び副総裁の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁又は副総裁が欠員となつた場合における補欠の総裁又は副総裁の任期は、前任者の残任期間とする。

2 総裁、副総裁、監事、理事及び参与は、再任されることができ。

(役員身分保障)

第十七条 日本銀行の役員(理事を除く。)は、第十五条第五項後段に規定する場合又は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定により処罰されたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 金融委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他役員たるに不適しない非行があると認められたとき。

2 内閣総理大臣又は金融委員会は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、当該役員を解任しなければならない。

3 前項の規定によるほか、理事については、金融委員会は、理事に適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。

(役員行為制限)

第十四条 日本銀行は、前条第一項の出資に対し、出資証券を発行する。

2 前項の出資証券その他出資に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の譲渡)

第七条 出資者は、政令で定めるところにより、その持分を譲り渡し、又は質権の目的とすることができ。

(定款)

第八条 日本銀行は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 本店及び支店の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 理事会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 銀行券の発行に関する事項

九 会計に関する事項

第十八条 日本銀行の役員(参与を除く。以下この条、第二十三条及び第二十四条において同じ。)は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。

二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

三 報酬のある他の職務(役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第二十四条に規定する職務に関する準則で定めたるものを満たすものと総裁において認めたもの及び特に法律に定めのあるものを除く。)に従事すること。

四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となつたときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

(代理人の選任)

第十九条 総裁及び副総裁は、理事又は日本銀行の職員のうちから、日本銀行の本店又は支店の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十条 日本銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十一条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十二条 日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(給与等の支給の基準)

第二十三条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬(賞与その他の金銭の給付を含む。)を、給与賞

与その他の金銭の給付を含む。)及び退職手当(次項において「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとしよう定め、これを金融委員会に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定めなければならない。

(職務に関する準則)

第二十四条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の職務に関する準則を定め、これを金融委員会に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 業務

(通常業務)

第二十五条 日本銀行は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 商業手形その他の手形の割引

二 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け

三 商業手形その他の手形(日本銀行の振出しに係るものを含む。)又は国債その他の債券の売買

四 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借

五 預り金

六 内国為替取引

七 有価証券その他の財産権に係る証券又は証券の保護預り

八 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務

2 前項第五号の「預り金」とは、預金契約に基づいて行う預金の受入れをいう。

3 第一項に規定する業務は、金融委員会設置法

(平成九年法律第 号)第六條第一号から第六号までに掲げる事項第四十七條において「金融調節事項」という。)に關する金融委員會の決定に基づいて、行われなければならない。

(国に対する貸付け等)

第二十六条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第一項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。

一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第五條ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付け

二 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け

三 財政法第五條ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け

四 大藏省証券その他の融通証券の応募又は引受け

受取

五 貴金属その他の物品の保護預り

(国庫金の取扱)

第二十七条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、国庫金を取り扱わなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により国庫金を取り扱う場合には、第二十五条第一項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

(国の事務の取扱)

第二十八条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、通貨及び金融に關する国の事務を取り扱うものとする。

2 日本銀行は、前項の規定により国の事務を取り扱う場合には、第二十五条第一項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

3 第一項の国の事務の取扱に要する経費は、

法令で定めるところにより、日本銀行の負担とすることができる。

(金融機関等に対する一時貸付け)

第二十九条 日本銀行は、金融機関(銀行その他の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。)の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。)その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。))において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的不不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間に於ける資金決済の円滑の確保を図るために必要であると認めるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を金融委員会に届け出なければならない。

(信用秩序の維持に資するための業務)

第三十条 金融委員会は、金融機関の業務又は財産その他の状況に照らし信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による金融委員会の要請があつたときは、第二十五条第一項に規定する業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。

(資金決済の円滑に資するための業務)

第三十一条 日本銀行は、第二十五条から前条までに規定する業務のほか、金融委員会の認可を受けて、第二十五条第一項第五号から第七号までに掲げる業務又は第二十七条第二項若しくは第二十八条第二項に規定する業務と一体的に行うことにより、金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。

(外国為替の売買)

第三十二条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第二十八条第一項の規定により国の事務の取扱をする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等(外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ)又は国際機関(我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ)との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱をする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2 日本銀行は、その行う外国為替の売買であつて本邦通貨の外国為替相場場の安定を目的とするものについては、第二十八条第一項の規定により国の事務の取扱をする者として行うものとする。

3 日本銀行は、第一項の規定により我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、自ら、又はこれらの者の事務の取扱をする者として行う外国為替の売買のうち、国際金融面での協力を該当するものとして大蔵大臣が定めるものため行う外国為替の売買については、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うものとする。

(国際金融業務)

第三十三条 日本銀行は、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、これらの者との間で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 本邦通貨をもって表示される預金に係る預り金(第二十五条第二項に規定する預り金をいう。)

二 前号の業務により受け入れた預金を対価として行う国債の売却及びその買取り
三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
四 当該外国中央銀行等又は国際機関が行う国債の売買の媒介、取次ぎ又は代理
五 その他当該外国中央銀行等又は国際機関による本邦通貨又は本邦通貨をもって表示される資産の適切な運用に資すると認められる業務として大蔵省令で定めるもの

第三十四条 日本銀行は、前条の規定による業務のほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力であつて国際金融支援その他の国際金融面での協力を図るため、次に掲げる取引その他の当該協力のために必要な取引を、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うことができる。

一 国際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受け
二 外国中央銀行等又は国際機関に対する信用の供与

(他業の禁止)

第三十五条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行つてはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、金融委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

(検査)

第三十六条 日本銀行は、法令で定めるところにより、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務及び財産の状況についての検査を行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による検査の結果を、第二十九条から第三十一条までに規定する業務の相手方となる金融機関等の同意を得て、当該業務を適切に行い及び当該業務の適切な実施に備えるためのものとして、用いることができる。

第三十七条 日本銀行は、業務方法書を定め、これを金融委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(業務方法書)

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けに関する事項その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

第五章 日本銀行券

(日本銀行券の発行)

第三十八条 日本銀行は、銀行券を発行する。
2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券(以下「日本銀行券」という。)は、法貨として無制限に通用する。

(日本銀行券の種類及び様式)

第三十九条 日本銀行券の種類は、政令で定める。

2 日本銀行券の様式は、金融委員会が定め、これを公示する。

(日本銀行券の引換え)

第四十条 日本銀行は、金融委員会規則で定めるところにより、汚染、損傷その他の理由により使用することが困難となつた日本銀行券を、手数料を徴収することなく、引き換えなければならない。

(日本銀行券の製造及び消却)

第四十一条 日本銀行は、日本銀行券の製造及び消却の手續を定め、金融委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六章 会計

(事業年度)

第四十二条 日本銀行の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費の予算)

第四十三条 日本銀行は、毎事業年度、経費の予算を作成し、当該事業年度開始前に、金融委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第四十四条 日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを金融委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
2 日本銀行は、前項の規定により事業年度に係る財務諸表を金融委員会に提出するときは、これに当該事業年度の決算報告書及び当該決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 日本銀行は、第一項の規定による金融委員会の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表、前項の決算報告書及び前二項の監事の意見書を、本店及び支店に備え置き、金融委員会規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(剰余金の処分)

第四十五条 日本銀行は、各事業年度の損益計算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の額の百分の五に相当する金額を、準備金として積み立てなければならない。

2 日本銀行は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金融委員会の認可を受けて、同項の剰余金の額のうち同項の規定により積み立てなければならないとされる額を超える金額を、同項の準備金として積み立てることができる。

3 前二項の規定により積み立てられた準備金は、日本銀行において生じた損失の補てん又は次項の規定による配当に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 日本銀行は、金融委員会の認可を受けて、その出資者に対し、各事業年度の損益計算上の剰

余金の配当をすることができる。ただし、払込出資金額に対する当該余金の配当の率は、年百分の五の割合を超えてはならない。

5 日本銀行は、各事業年度の損益計算上の剰余金の額から、第一項又は第二項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を、当該各事業年度終了後二月以内に、国庫に納付しなければならぬ。

6 政府は、前項の規定による各事業年度に係る国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該各事業年度中において概算で納付させることができる。

7 第五項の規定による納付金の額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による事業税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 前三項に定めるもののほか、第五項の規定による納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務概況書の公表)

第四十六條 日本銀行は、各事業年度に係る財務諸表について第四十四條第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該事業年度に係る業務概況書を作成し、これを当該財務諸表及び当該事業年度の決算報告書とともに公表しなければならない。

第七章 監督

(業務報告書の提出)

第四十七條 日本銀行は、おおむね三月に一回、金融調節事項に関する金融委員会の決定に基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、これを金融委員会に提出しなければならない。

(監督)

第四十八條 金融委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本銀行からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果

に基づき、日本銀行に対して、業務(次項に規定する業務を除く。次条第一項において同じ。)に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 大蔵大臣は、第二十七條、第二十八條及び第三十二條から第三十四條までに規定する業務(政令で定めるものを除く。)に關し、日本銀行又はその役員若しくは職員が行つた行為が、この法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行に對し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正のための措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第四十九條 金融委員会は、必要があると認めるときは、日本銀行の業務に關し、日本銀行に對して報告をさせ、又はその職員に日本銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入る検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 大蔵大臣は、前条第二項に規定する業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に對し報告又は資料の提出を求めることができる。

第八章 雑則

(規程)

第五十條 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に關する規程を作成したときは、遅滞なく、これを金融委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(解散)

第五十一條 日本銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。

(法人の規定の準用)

第五十二條 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項の規定は、日本銀行について準用する。

(政令への委任)

第五十三條 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第五十四條 第二十一條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五條 第四十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。第五十六條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第三十五條の規定を除く。)により金融委員会又は大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 この法律の規定により金融委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

五 第十八條第一項の規定に違反して報酬の受ける他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つたとき。

六 第三十五條の規定に違反して日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行つたとき。

七 第四十條の規定に違反したとき。

八 第四十四條第三項の規定に違反して財務諸表、決算報告書若しくは監事の意見書を備えず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第四十五條第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかったとき。

十 第四十五條第三項の規定に違反して準備金を取り崩したとき。

十一 第四十五條第四項ただし書の規定に違反して配当をしたとき。

十二 第四十八條第一項の規定による金融委員会の命令に違反したとき。

十三 第四十八條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第四十九條第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第五十七條 第十條の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第十五條第一項の規定(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第五條第一項、第十條第一項及び第二項並びに第十四條第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(日本銀行の同一性及びその職員の身分の継続)
第二條 この法律の施行の際現に存する日本銀行は、改正後の日本銀行法(以下「新法」という。)の規定に基づく日本銀行として同一性を

もつて存続するものとし、この法律の施行の際現に日本銀行の職員(役員を除く。)である者は、別に辞令を用いないで、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第二十条の規定により日本銀行の職員として任命されたものとみなす。

(支店その他の事務所等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する日本銀行の支店及び出張所並びに支店及び出張所以外の事務所で新法第四第二項に規定する事務所に該当するもの並びに改正前の日本銀行法(以下「旧法」という。)第四第二項の規定による認可を受けた代理店は、それぞれ新法第四第二項又は第三項の規定による金融委員会の認可を受けて設置された支店その他の事務所及び代理店とみなす。

(出資及び出資証券に係る経過措置)

第四条 旧法の規定による出資及び出資証券は、それぞれ新法の相当規定による出資及び出資証券とみなす。

(定款の変更に係る経過措置)

第五条 日本銀行は、施行日前に、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。

2 前項の大蔵大臣の認可は、新法第八第二項の規定の適用については、同項の金融委員会の認可とみなす。

(理事会の議決に係る経過措置)

第六条 旧法第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会がした議決に係る事項が、新法第十一条各号に掲げる事項に該当する場合には、当該議決は、同条に規定する日本銀行の理事会が同条の規定によりした議決とみなす。

(役員任命及び任期の特例)

第七条 施行日以後最初に任命される日本銀行の副総裁の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができ

ないときは、新法第十五条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 この法律の施行の際現に旧法第十六条に規定する総裁、副総裁、理事、監事又は参与である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により総裁、副総裁、理事、監事又は参与として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第十六条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第十六条第五項の規定による総裁、副総裁、理事、監事又は参与としてのそれぞれ

3 前項の規定により理事又は監事として任命されたものとみなされる者の総数がそれぞれ新法第十三条に規定する理事又は監事の定員を超える場合には、これらの者の退任又は任期の満了により理事又は監事の総数がそれぞれ同条の規定にかかわらず、理事又は監事の総数を理事又は監事の定員とみなす。

(役員身分保障に係る経過措置)

第八条 新法第十七条第一項第一号の規定の適用については、この法律の施行前に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けていた者(この法律の施行の際現に当該禁治産若しくは準禁治産の宣告が取り消され、又は復権している者を除く。)は、施行日に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたものとみなす。

2 新法第十七条第一項第二号の規定の適用については、附則第三十三條の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用により処罰された者は、新法の規定により処罰されたものとみなす。

3 新法第十七条第一項第三号の規定の適用については、この法律の施行前に禁錮以上の刑に処せられた者(この法律の施行前にその刑の執行が終了し、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)は、施行日に禁錮以上の刑に処せられたものとみなす。

(代理人に係る経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の規定により日本銀行の総裁から選任されている代理人である者(施行日において日本銀行の理事又は職員である者に限る。)は、施行日に新法第十九条の規定により代理人として選任されたものとみなす。

(給与等の支給の基準及び服務に関する準則に係る経過措置)

第十条 日本銀行は、施行日前に、新法第二十三条第一項に規定する給与等の支給の基準(日本銀行の職員に係るものを除く。次項及び第四項において同じ。)及び新法第二十四条に規定する服務に関する準則で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 前項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則の作成については、旧法第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による大蔵大臣への届出は、新法第二十三条第一項又は第二十四条の規定の適用については、これらの規定による金融委員会への届出とみなす。

4 第一項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則については、施行日以後遅滞なく、日本銀行の理事会の議決を経なければならない。

5 日本銀行の職員に係る新法第二十三条第一項に規定する給与等については、同条第一項の規定は、平成十一年四月一日以後に支給されるものについて適用する。

(秘密保持義務に係る経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧法第十三条ノ四第三項に規定する日本銀行の任命委員であった者又は旧法第十九条に規定する日本銀行の職員であった者については、これを施行日に新法第十三条又は第二十条に規定する日本銀行の役員又は職員の職を退いた者とみなして、新法第二十一条及び第五十四条の規定を適用する。

(信用秩序の維持のための業務に係る経過措置)

第十二条 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五条の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第二十九条第一項の規定により行うことができることとされる業務に該当するものがある場合には、当該業務については、同条第二項の規定による届出は、することを要しない。

2 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五条の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第三十条第一項に規定する信用秩序の維持のために必要と認められる業務(新法第二十五条第一項に規定する業務を除く。)に該当するものがある場合には、当該業務については、施行日に新法第三十条第一項の規定による金融委員会の要請があったものとみなす。

(国際金融業務等に係る経過措置)

第十三条 前条に規定するもののほか、日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十四条第二十五條又は第二十七條の規定による主務大臣の認可を受けている業務又は取引のうち、新法第三十一条、第三十二条第三項、第三十四条又は第三十五条の規定による金融委員会又は大蔵大臣の認可又は承認が必要とされる業務又は取引に該当するものがある場合には、これらの業務又は取引は、それぞれその種類に応じこれらの規定による金融委員会又は大蔵大臣の認可又は承認を受けたものとみなす。

(業務方法書に係る経過措置)

第十四条 日本銀行は、施行日前に、新法第三十七条第一項に規定する業務方法書で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による大蔵大臣への届出は、新法第三十七條第一項の規定の適用については、同項の規定による金融委員会への届出とみなす。

3 附則第十條第二項及び第四項の規定は、第一項の業務方法書について準用する。

(日本銀行券に係る経過措置)

第十五条 旧法第二十九条第一項の規定により発行された銀行券は、新法第三十八条第一項の規定により発行された日本銀行券とみなす。

2 旧法第三十三条第一項及び第二項の規定により主務大臣が定め、及び公示した銀行券の様式は、新法第三十九条第二項の規定により金融委員会が定め、及び公示した日本銀行券の様式とみなす。

(発行税の廃止に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に旧法第三十一条ノ二の規定により課した、又は課すべきであった発行税については、なお従前の例による。

(日本銀行券の製造及び消却の手續に係る経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に日本銀行が旧法第三十六条の規定により定め、主務大臣の認可を受けている銀行券の製造及び消却の手續は、新法第四十一条の規定により日本銀行が定め、金融委員会の承認を受けた日本銀行券の製造及び消却の手續とみなす。

(経費の予算等に係る経過措置)

第十八条 新法第四十三条から第四十六条までの規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経費の予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び業務概況書の公表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び事業の概況の公告については、旧法第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「金融委員会」とする。

(準備金に係る経過措置)

第十九条 旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金(前条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金を含む)は、新法第四十五条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金とみなす。

備金とみなす。

(旧法による認可等の効力)

第二十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧法の規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為は、新法に相当規定がある場合には、それぞれ新法の相当規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為とみなす。

(特別準備金に係る経過措置及び解散の場合の国庫帰属の特例)

第二十一条 日本銀行法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第四十六号)附則第五項及び第六項の規定により積み立てられた特別準備金の取扱については、なお従前の例による。

2 日本銀行が解散した場合において、前項に規定する特別準備金の残高があるときは、新法第五十一条第二項の規定にかかわらず、払込資本金額及び当該特別準備金の金額の合計額を超える部分の額に相当する残余財産に限り、国庫に帰属するものとする。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第二十二条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「別表乙号」を「別表」に改め、同条を第一条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第一項及前条」を「前二条」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第一項及第三条」を「第一条及第二条」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「若ハ第二条」及び「営団、金庫、」を削り、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

第八条中「第二条第一項、第三条及第六条」を「第一条、第二条及第五条」に改め、同条を第七条とする。

別表甲号を削る。

別表乙号を次のように改める。

別表(第一条関係)

一 国際電信電話株式会社

二 電源開発株式会社

三 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合連合会、貸家組合及貸家組合連合会

四 商工組合中央金庫

五 市町村農業会、道府県農業会(東京都農業会ヲ含む)及全国農業会

(臨時金利調整法の一部改正)

第二十三条 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第三号を次のように改める。

三 日本銀行総裁が指名する日本銀行の理事一人

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二十四条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合における当該事務の一部については、日本銀行法(平成九年法律第九号)第三十五条の規定は、適用しない。

号)第三十五条の規定は、適用しない。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二十五条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(日本銀行による基金貸付債権の譲受け等)」に改め、同条第一項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二

十七号」を「日本銀行法(平成九年法律第九号)第三十五号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十四条中「第二十七号」を「第三十五号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条の見出しを「(日本銀行による特別引出権の譲受け等)」に改め、同条第一項中「第二十七号」を「第三十五号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第二十六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号の二中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、「同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるものについては、」を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第二十八条 国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十六条第一項第六号を削る。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の一部改正)

第三十条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十九号第一項」を「日本銀行

行法(平成九年法律第 号)第三十八條第一項に改める。

(國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第三十一條 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七條(業務)」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第三十五條(他業の禁止)」に改める。

一 國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)第三條

二 國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第五十三号)第五條

三 アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第三十八号)第四條

四 アフリカ開發基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和四十八年法律第三十八号)第四條

五 米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第四十号)第四條

六 國際農業開發基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十二年法律第二十八号)第四條

七 アフリカ開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十六年法律第四十一号)第四條

八 一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十六年法律第四十二号)第四條

九 多數國間投資保証機關への加盟に伴う措置に関する法律(昭和六十二年法律第三十六号)第四條

十 歐洲復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(平成三年法律第二十二号)第四條

十一 中東・北アフリカ經濟協力開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(平成九年法律第三十五号)第四條

十二 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七條」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第三十五條」に改める。

銀行法(平成九年法律第 号)第三十五條に改める。

一 預金保險法第四十二條第二項

二 農水産業協同組合貯金保險法(昭和四十八年法律第五十三号)第四十二條第二項

三 特定住宅金融専門会社の債權債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第二十五條第一項

(大藏省設置法の一部改正)

第三十二條 大藏省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十八号を次のように改める。

九十八 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十三條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十四條 附則第二條から第二十一條まで及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

金融委員会設置法により、通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務が金融委員会の所掌事務となることに伴い、日本銀行政策委員会を廃止し、日本銀行は金融委員会の決定に基づき通貨及び金融の調節を行うこととする。日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、日本銀行の技術的な改革を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融委員会設置法案

金融委員会設置法

目次

第一章 総則(第一條)

第二章 金融委員会

第一節 通則(第二條―第二十二條)

第二節 証券取引等監視委員会(第二十三條―第三十四條)

第三章 職員(第三十五條)

第四章 罰則(第三十六條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、金融委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融委員会

第一節 通則

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融委員会を設置する。

(任務)

第三條 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項を決定するとともに、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護し、並びに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

(通貨及び金融の調節の理念)

第四條 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する事項を決定するに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもち、その理念とする。

(通貨及び金融の調節に関する意思決定の透明性の確保)

第五條 金融委員会は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(所掌事務及び権限)

第六條 金融委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従ってなされなければならない。

一 日本銀行法(平成九年法律第 号)第二十五條第一項第一号の割引率に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件を決定し又は変更すること。

二 日本銀行法第二十五條第一項第二号の貸付に係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付に係る担保の種類、条件及び価額を決定し又は変更すること。

三 準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三十五号)第四條第一項に規定する準備率及び基準日等を設定し、変更し又は廃止すること。

四 日本銀行法第二十五條第一項第三号に規定する手形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節(金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節(公開市場操作を含む。))をいう。の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項を決定し又は変更すること。

五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針を決定し又は変更すること。

六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する金融委員会としての見解を決定し又は変更すること。

七 金融機関の金利を規制すること。

八 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。

九 日本銀行券の発行を監督すること。

十 日本銀行を監督すること。

十一 銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。

十二 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

十三 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を監督すること。

十四 生命保険業及び損害保険業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。

十五 保険契約者保護基金（保険業法（平成七年法律第五号）に規定する保険契約者保護基金をいう。）の指定及び監督に関すること。

十六 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十七 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の免許及び検査その他の監督に関すること。

十八 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

十九 証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。

二十 証券投資信託協会の監督に関すること。

二十一 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）に規定する投資顧問業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に関すること。

二十三 金融先物取引業（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）に規定する金融先物取引業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

二十四 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

二十五 金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。

二十六 貸金業（貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）に規定する貸金業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十七 抵当証券業（抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）に規定する抵当証券業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十八 抵当証券保管機構の指定及び検査その他の監督に関すること。

二十九 抵当証券業協会の検査その他の監督に関すること。

三十 商品投資販売業（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）に規定する商品投資販売業をいう。）、特定債権等譲渡業及び小口債権販売業（特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）に規定する特定債権等譲渡業及び小口債権販売業をいう。）並びに不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

三十一 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の適用を受ける前払式証券の規制に関すること。

三十二 預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に規定する預り金をいう。）となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。

三十三 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に関すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法

律に基づく命令を含む。）に基づき金融委員会に属させられた事務

（職権の行使）

第七条 金融委員会の議長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第八条 金融委員会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、任命委員六人のほか、日本銀行の總裁及び副總裁二人をもつてこれに充てる。

3 金融委員会に議長を置き、議長は、委員のうちから互選した者について、内閣総理大臣が任命する。

4 議長の任免は、天皇がこれを認証する。

5 議長は、会務を総理し、金融委員会を代表する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（任命委員の任命）

第九条 任命委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 任命委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、任命委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその任命委員を罷免しなければならない。

（任命委員の任期）

第十条 任命委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任命委員は、再任されることができる。

（任命委員の身分保障）

第十一条 任命委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 金融委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他任命委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（任命委員の罷免）

第十二条 内閣総理大臣は、任命委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その任命委員を罷免しなければならない。

（任命委員の職務）

第十三条 任命委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 任命委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 任命委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（給与）

第十四条 議長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（会議）

第十五条 金融委員会は、議長が招集する。

2 金融委員会は、議長が出席し、かつ、現在に任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 金融委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

4 金融委員会が第十一条第三号の規定による認

定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 議長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第八条第六項に規定する委員は、議長とみなす。

(大蔵大臣又は経済企画庁長官の出席等)

第十六条 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じ、第六条第一号から第七号までに掲げる事項以下「金融調節事項」という。)を議事とする会議に出席して意見を述べ、又は大蔵政務次官若しくは経済企画政務次官を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。

2 金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣又は大蔵政務次官及び経済企画庁長官又は経済企画政務次官は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての金融委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。

3 前項の規定による議決の延期の求めがあったときは、金融委員会は、議事の議決の例により、その求めについての採否を決定しなければならない。

(規則の制定)

第十七条 金融委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融委員会規則を制定することができる。

(国会への報告)

第十八条 金融委員会は、おおむね三月に一回、内閣総理大臣を経由して、その決定に係る金融調節事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を国会に報告しなければならない。

(公表)

第十九条 金融委員会は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

なければならぬ。

2 金融委員会は、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、金融委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

3 金融委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(関係行政機関との協力)

第二十条 金融委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融委員会及び金融関連業者(金融委員会の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

(大蔵大臣との連携)

第二十一条 金融委員会は、その任務を達成するため必要があると認めるときは、大蔵大臣に対して、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができる。

2 前項に規定するもののほか、金融委員会及び大蔵大臣は、金融委員会及び大蔵省の所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(事務局)

第二十二条 金融委員会の事務を処理させるため、金融委員会に事務局を置く。

第二節 証券取引等監視委員会

(設置及び所掌事務)

第二十三条 金融委員会に、証券取引等監視委員会を置く。

2 証券取引等監視委員会は、第六条第十七号から第十九号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる事務に係る法律に基づき命令を含む。)に基づきその権限に属せられた事項に係る事務並びに同条第三十三号に掲げる事務をつかさどる。

項に係る事務並びに同条第三十三号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)

第二十四条 証券取引等監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二十五条 証券取引等監視委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、証券取引等監視委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第二十六条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十七条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(準用)

第二十八条 第十一条から第十四条までの規定は、委員長及び委員について準用する。

(会議)

第二十九条 証券取引等監視委員会は、委員長が招集する。

2 証券取引等監視委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(事務局)

第三十条 証券取引等監視委員会の事務を処理させるため、証券取引等監視委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第三十一条 証券取引等監視委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融委員会又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 金融委員会及び大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、第一項の勧告をした金融委員会又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第三十二条 証券取引等監視委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について金融委員会又は大蔵大臣に建議することができる。

(金融委員会が行う検査についての報告の義務等)

第三十三条 金融委員会は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査

(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について証券取引等監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 金融機関等は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を証券取引等監視委員会に報告しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について金融委員会に建議することができる。

(公表)
第三十四条 証券取引等監視委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三章 職員

(職員)
第三十五条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第四章 罰則

(罰則)
第三十六条 第十三条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(任命委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)
第二条 第九条第一項の規定による金融委員会の任命委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前において

も、行うことができる。

(最初に任命される任命委員の任期)

第三条 この法律の施行後最初に任命される金融委員会の任命委員の任期は、第十条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人は三年、二人は四年、二人は五年とする。

(金融委員会の議決に係る経過措置)

第四条 日本銀行法(平成九年法律第 号)による改正前の日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号。次条において「旧日本銀行法」という。)第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会がした議決に係る事項が、第六条第一号から第七号までに掲げる事項に該当する場合に、当該議決は、金融委員会がした議決とみなす。

(基準となるべき割引率等に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧日本銀行法第二十一条の規定により公告されている基準となるべき割引歩合又は基準となるべき貸付利率歩合は、金融委員会が議決した第六条第一号に規定する基準となるべき割引率又は同条第二号に規定する基準となるべき貸付利率とみなす。

(証券取引等監視委員会等に関する経過措置)

第六条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員会は、金融委員会の証券取引等監視委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日、第二十六条第一項の規定により、金融委員会の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。(その他の経過措置等)

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、別に法律で定める。

2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由

通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務を行わせるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融委員会を設置する必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。

金融監督庁設置法案に対する修正案

金融監督庁設置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法

目次中「金融監督庁」を「金融庁」に、「第六条」を「第十三条」に、「第二節 証券取引等監視委員会(第七條―第二十一條)」を「第二節 証券取引等監視委員会(第十四條―第二十七條)」に、「第二十二條」を「第三十條」に改める。

第一条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二章 金融監督庁を「第二章 金融庁」に改める。

第二条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第三条の見出しを「(任務)」に改め、同条第一項中「定めるところにより」の下に、「金融制度

及び証券取引制度について調査、企画及び立案をすることと」を加え、同条第二項を削る。

第四条各号列記以外の部分中「金融監督庁」を「金融庁」に、「第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号」を「第二号から第七号まで、第十号から第十九号まで、第十四号、第十九号、第二十二号、第二十六号及び第三十号」に改め、同条第二十六号中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同条を同条第三十八号とし、同条第二十五号中「第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号」を「第二号から第七号まで、第十号から第十九号まで、第十四号、第十九号、第二十二号、第二十六号及び第三十号」に改め、同条を同条第三十七号とし、同条第二十五号とし、同条第二十二号を第二十九号とし、同条の次に次の五号を加える。

三十 日本銀行に関すること。

三十一 準備預金制度に関すること。

三十二 金融機関の金利を調整すること。

三十三 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。

三十四 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

第四條中第二十一號を第二十八號とし、第十四號から第二十號までを七號ずつ繰り下げ、第十三號を第十五號とし、同號の次に次の五號を加える。

十六 有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分にすること。

十七 企業会計の基準の設定に関すること。

十八 企業資本その他企業の財務に関すること。

十九 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。

二十 社債等の登録に関すること。

第四十条中第二号を第十四号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 証券取引制度の調査、企画及び立案をする

こと。

第四十条第六号を削り、同条第五号の次に次の二

号を加える。

六 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法

律第百五号)に規定する保険契約者保護基金

をいう。)の監督に関すること。

七 地震再保険事業に関すること。

第四十条第三号及び第四号を削り、同条第二号中

「漁業信用基金協会」の下に、「農林漁業信用基

金、産業基盤整備基金及び通信、放送機構」を加

え、同条を同条第三号とし、同号の次に次の一号

を加える。

四 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保

險機構の監督に関すること。

第四十条第一号を第二号とし、同号の前に次の

一号を加える。

一 金融制度の調査、企画及び立案をするこ

と。

第二十二条中「金融監督庁」を「金融庁」に改

め、同条を第三十条とする。

第二章中第二十一条を第二十七条とし、同条の

次に次の一節を加える。

第三節 地方支分部局

(金融局)

第二十八条 金融庁に、その所掌事務の一部を分

掌させるため、地方支分部局として、金融局を

置く。

2 金融局の名称、位置及び管轄区域及び内部組

織は、政令で定める。

(金融支局)

第二十九条 金融局の所掌事務の一部を分掌させ

るため、所要の地に、金融支局を置く。

2 金融支局の名称、位置及び管轄区域は、政令

で定める。

第二十七号 行政改革に関する特別委員会議録第九号

平成九年五月二十六日

3 金融支局の内部組織は、総理府令で定める。

第二十条を第二十六条とし、第十七条から第十

九条までを六条ずつ繰り下げる。

第十五条及び第十六条を削り、第十四条を第二

十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第二十二条 第十条第一項から第三項まで及び第

五項の規定は、委員長及び委員について準用す

る。

第十三条を第二十条とする。

第十二条中「禁錮」を「禁固」に改め、同条を

第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十

二条を次のように改める。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、委員長及

び委員について準用する。

第十条第三項を削り、同条を第十七条とし、第

九条を第十六条とし、第八条を第十五条とする。

第七条第一項中「金融監督庁」を「金融庁」に

改め、同条第二項中「第八号」を「第十号」に、

「第十号」を「第十二号」に、「第十四号」を「第

二十一号」に、「第十六号」を「第二十三号」に、

「第二十四号」を「第三十六号」に改め、同条を

第十四条とする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「前項に規

定するもののほか、」を削り、「金融監督庁」を

「金融庁」に改め、第二章第一節中同項を第十二

条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の開示)

第十三条 長官は、その所掌事務を遂行するため

必要があると認める場合において、銀行業、保

険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者

等に対して協力を要請するときは、必要な情報

を開示するよう努めなければならない。

2 長官は、法令の規定に基づいて銀行業、保

険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等

に対してその業務の全部又は一部の停止の命令

その他の処分をした場合又は法令の規定に基づ

いて内閣総理大臣がこれらの民間事業者等に対

してした免許等の取消しその他の処分について

内閣総理大臣を補佐したときは、それらの処分

の対象となつた民間事業者等に対する検査その

他の監督の結果の概要その他の情報を開示する

よう努めなければならない。

第五条第一項中「金融監督庁長官(以下「長官」

という。)」を「長官」に、「金融監督庁」を

「金融庁」に改め、同条第二項中「金融監督庁」

を「金融庁」に改め、同条を第十一条とし、第四

条の次に次の六条を加える。

(長官)

第五条 金融庁の長は、金融庁長官とする。

(職権の行使)

第六条 金融庁長官(以下「長官」という。)は、

独立してその職権を行う。

(任命)

第七条 長官は、両議院の同意を得て、内閣総理

大臣が任命する。

2 長官の任期が満了し、又は欠員を生じた場合

において、国会の閉会又は衆議院の解散のため

に両議院の同意を得ることができないときは、

内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、長

官を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会に

おいて両議員の事後の承認を得なければならない

い。この場合において、両議院の事後の承認が

得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに長

官を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、長官と

なることができない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた

者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(任期)

第八条 長官の任期は、三年とする。

2 長官は、再任されることができ。

(罷免)

第九条 内閣総理大臣は、長官が、第七条第四項

各号の一に該当するに至つたときは、これを罷

免しなければならない。

2 内閣総理大臣は、長官が心身の故障のため職

務の執行ができなかつと認めるとき又は長官に職

務上の義務違反その他長官たるに適しない非行

があると認めるときは、両議院の同意を得て、

これを罷免することができる。

(職務等)

第十条 長官は、職務上知ることのできた秘密を

漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

2 長官は、在任中、政党その他の団体の役員と

なり、又は積極的に政治運動をしてはならな

い。

3 長官は、在任中、内閣総理大臣の許可のある

場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事

し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益

を目的とする業務を行つてはならない。

4 長官は、離職後二年間は、営利を目的とする

私企業の地位で金融庁の業務と密接な関係にあ

るものに就くことを承諾し、又は就いてはなら

ない。ただし、総理府令で定めるところによ

り、内閣総理大臣の承認を得た場合は、この限

りでない。

5 長官の給与は、別に法律で定める。

附則第二条第一項中「金融監督庁」を「金融

庁」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を

「第十七条第一項」に、「金融監督庁」を「金融

庁」に、「第十一条第一項」を「第十八条第一項」

に改め、同条第三項中「金融監督庁設置法」を

「金融庁設置法」に、「金融監督庁」を「金融庁

」に改める。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の

整備に関する法律案に対する修正案

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「金融監督庁設置法」を「金融庁設置

法」に改める。

第一条のうち別表第一総理府の項の改正規定中

「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二号中第十八条の改正規定の前に次のように加える。

第四条第二号の二の次に次の一号を加える。
二の三 当面する金融制度及び証券取引制度全般に係る重要な事項の調査、企画及び立

金融庁

金融庁設置法(平成九年法律第 号)

第三条中第七条第二項の改正規定の前に次のように加える。

第七条第一項第二号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

金融局

第三条のうち第七条第二項の改正規定中「金融監督庁の」を「金融庁の」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四条のうち第三条の改正規定中「及び第五号」を削り、「金融監督庁」を「金融庁」に、「加える」を「加え、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする」に改める。

第四条中第四号第七十九号の改正規定、同条中第七十九号の二及び第八十号の二を削る改正規定並びに同条第八十六号の改正規定を次のように改める。

第四条第七十七号から第八十八号までを次のように改める。

七十七から八十八まで 削除

第四条第九十号を次のように改める。

九十 削除

第四条中第四号第九十二号及び第九十三号の改正規定、同条第九十五号の改正規定、同条第九十六号の改正規定、同条第九十七号から第九十七号の四までを削り、第九十七号の五を第九十七号とし、第九十七号の六から第九十七号の十二までを削る改正規定、同条第九十号の改正規定並びに同条第九十四号の改正規定を次のように改める。

第四条第九十二号から第九十四号までを次のよ

案に関する事。

第二条のうち第十八条の改正規定中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二条のうち第十九条の表国土庁の項の次に金融監督庁の項を加える改正規定中同項を次のように改める。

うに改める。

九十二から百四まで 削除

第四条中第五号第三十一号の改正規定を次のように改める。

第五号第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十及び三十一 削除

第四条中第五号第三十五号及び第三十五号の二を削る改正規定、第三十五号の三を第三十五号とし、第三十五号の四から第三十五号の九までを削る改正規定、同条第三十六号の改正規定並びに同条第四十五号の改正規定を次のように改める。

第五条第三十三号から第三十八号までの規定を次のように改める。

三十三から三十八まで 削除

第五条第四十四号から第四十八号までの規定を次のように改める。

四十四から四十八まで 削除

第四条のうち第五号第四十五号の二及び第四十八号の二を削る改正規定中「第五号第四十五号の二及び」を「第五号」に改める。

第四条中第二十七号第一項の改正規定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第二十八号第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定を削る。

第五十八号を削る。

第五十七号のうち第十号に一項を加える改正規定

定を削る。

第五十七号のうち第二十六号に一項を加える改正規定のうち第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第五十七号を第六十七号とし、同条の次に次の二条を加える。

(日本銀行法の一部改正)

第六十八号 日本銀行法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

本則(第十五条第二項第三号、第十九条第一項及び第二項、第四十号第三項、第四十二号、第四十七号第二項、第四十八号並びに第四十九号第一項を除く)中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「大蔵省の」及び「経済企画庁の」を削る。

第六十六号を第六十七号とし、第六十三号から第六十五号までを一条ずつ繰り下げ、第九章中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第六十二号 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第六十九号 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の次に次の一号を加える。
十四の二 金融庁長官

別表第一中「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員長」に改める。

正取引委員会委員長 金融庁長官

第五十六号中第二号第五項の改正規定を次のように改める。

第二条第五項第一号及び第二号中「大蔵大

臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第三号中「大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六号のうち第六十一号第一項の次に一項を加える改正規定のうち第二項中「労働金庫については、内閣総理大臣及び労働大臣。第七十八号第二項において同じ。」を削り、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改める。

第五十六号のうち第五章の次に一章を加える改正規定のうち第九十四号の二(見出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第五十六号を第六十六号とする。

第五十五号中第二号第一項の改正規定を削る。

第五十五号のうち第十五号第二項の改正規定中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、第五十五号を第六十五号とする。

第五十四号のうち本則(第十六号第二項、第二百九十九号第十一項、第二百二十三号第十二項、第二百五十九号から第二百六十一号まで、第二百六十三号から第二百六十五号まで、第二百六十九号第二項、第二百七十号、第二百九十一号第十二項、第二百九十号第一項、第二百九十二号及び第二百九十三号を除く)の改正規定中「第二百六十一号」及び「第二百五十九号から第二百六十五号まで、第二百六十九号第二項、第二百七十号」を削り、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第五十四号中第十六号第二項の改正規定及び第二百九十九号の改正規定を削る。

第五十四号のうち第九十号第十一項及び第二百二十三号第十二項の改正規定中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第五十四号中第二百六十七号に一項を加える改正規定並びに第二百六十九号第二項及び第二百七

十条第三項の改正規定を削る。

第五十四条のうち第二百七十八條第一項及び第二百八十八條第一項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第五十四条のうち第二百九十一条第十二項の改正規定中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第五十四条中第三百十條第一項の改正規定を削る。

第五十四条のうち第三百十一條の次に三條を加える改正規定のうち「三條を」を「一條を」に改め、第三百十一條の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条第一項中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改め、第三百十一條の三及び第三百十一條の四を削る。

第五十四条のうち第三百十三條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」に、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「第二百三十七條(同条第二号に係る部分に限る。)」の下に「第二百五十九條第二項」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十九條第一項の規定による指定第五十四条中第三百三十六條第三号の改正規定を削る。

第五十四条のうち附則第三十八條第三項の改正規定、附則第七十五條第二項の改正規定、附則第七十九條の改正規定並びに附則第九十九條第三項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第五十四条を第六十四條とする。

第五十三條のうち第四十九條第二項の改正規定

中「総理府令・大蔵省令・建設省令」を「総理府令・建設省令」に改め、同条第三項の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第二項の次に一項を加える改正規定のうち第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第五十三條中第四十九條の次に一條を加える改正規定を削り、第五十三條を第六十三條とする。

第五十二條のうち第四十五條の二(見出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第五十二條を第六十二條とする。

第五十一條のうち附則第十九條及び第二十七條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第五十一條を第六十一條とする。

第五十條のうち第七十二條第一項の改正規定中「第七十二條第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第二項の次に一項を加える改正規定のうち第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第五十條中第七十二條の次に一條を加える改正規定を削り、第五十條を第六十條とする。

第四十九條のうち第五條第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第四十九條を第五十九條とし、第四十八條を第五十八條とする。

第四十七條のうち第四十九條第一項の改正規定中「第四十九條第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第二項の次に一項を加える改正規定のうち第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十七條中第五十條の次に一條を加える改正規定

規定を削り、第四十七條を第五十七條とする。

第四十六條のうち本則第十三條第八項及び第二十八條を除く。の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十六條のうち第十三條第八項の改正規定中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第四十六條中第二十三條第二項の改正規定及び第二十七條の次に一條を加える改正規定を削る。

第四十六條のうち第二十八條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」に、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十六條のうち附則第七條第三項第二号の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第四十六條を第五十六條とする。

第四十五條中本則第三十七條第二項及び第四十三條第一項を除く。の改正規定を次のように改める。

本則(第四十八條第二項、第五十二條の二、第七十七條の二、第九十條の二及び第九十二條第一項を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十五條中第十三條第一項及び第十四條の改正規定を削る。

第四十五條のうち第十七條第一項の改正規定中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定のうち「同条第四項」を「同条第三項」に、「次の二項」を「次の一項」に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。

第四十五條中第十七條に一項を加える改正規定、第二十七條第三項、第三十條第二項及び第三十三條の改正規定、第三十八條に一項を加える改正規定、第三十九條に一項を加える改正規定、第

四十三條第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに第四十五條の改正規定を削る。

第四十五條のうち第四十八條第二項の改正規定のうち第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十五條中第四十九條第二項及び第三項の改正規定、第五十二條第一項の改正規定、同条第三項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに第五十三條及び第五十四條の改正規定を削る。

第四十五條のうち第五十五條の改正規定中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条に二項を二項を加える改正規定のうち「二項」を「一項」に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。

第四十五條中第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十三條、第六十四條第一項及び第六十六條の改正規定、第七十七條第一項及び第七十六條の改正規定、第七十七條第二項及び第七十八條、第七十九條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十三條の二、第八十八條の二及び第八十九條(見出しを含む)の改正規定、第九十條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、第九十一條の改正規定並びに第九十一條の三の次に一項を加える改正規定を削る。

第四十五條のうち第九十二條の改正規定のうち同条第一項及び第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項を削る。

第四十五條のうち第九十二條の二の改正規定中「同条第四項」の下に「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に「を」加

える。

第四十五条中第九十五条第三号の改正規定を削る。

第四十五条中第一百一条第二号の改正規定及び第百四号の改正規定を次のように改める。

第一百一条第二号及び第百四号第二号の二中「第十七条第二項前段」を「第十七条第三項前段」に改める。

第四十五条中第百二十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とする改正規定、同条第一項の改正規定及び同項を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定を次のように改める。

第百二十条第四項中「財務局等職員」を「金融局等職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により金融局長又は金融支局長が」に、「財務局等職員」を「金融局等職員」に、「所屬する金融局又は財務支局」を「所屬する金融局又は金融支局」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融局長又は金融支局長は、委員会の承認を得て、金融局又は金融支局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

第百二十一条中「財務局等職員」を「金融局等職員」に、「財務局又は財務支局」を「金融局又は金融支局」に改める。

第百二十三条中「財務局長若しくは財務支局

長又は財務局等職員」を「金融局長若しくは金融支局長又は金融局等職員」に改める。

第四十五条を第五十五条とする。

第四十四条のうち本則(第四十五条を除く)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十四条中第三十八条第二項の改正規定及び第四十四条の次に一條を加える改正規定を削る。

第四十四条のうち第四十五条の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」に、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第四十四条を第五十四条とする。

第四十三条のうち本則(第十條第十一項及び第五十一條を除く)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十三条のうち第十條第十一項の改正規定中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第四十三条のうち第五十一條の改正規定を削る。

第四十三条のうち第五十一條の次に一條を加える改正規定のうち「次の次に一條を加える」を「次のように改める」に改め、第五十一條の二第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十三條を第五十一條とし、同條の次に次の二條を加える。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第五十九條の二」に改める。

第三章及び第三章の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四章中第五十九條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第五十九條の二 内閣総理大臣は、前二章の規定による権限(第二十四條の規定による認可を除く)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長又は金融支局長に委任することができる。

第六十三條第一号及び第五号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(農林漁業信用基金法の一部改正)

第五十三條 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限(第十二條の規定による権限を除く)を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長又は金融支局長に委任することができる。

第四十二條のうち附則第九條第一号の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第四十二條を第五十條とする。

第四十一條のうち本則(第四十五條を除く)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十一條中第四十四條の次に一條を加える改正規定を削る。

正規定を削る。

第四十一條のうち第四十五條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十一條のうち附則第九條に後段を加える改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十一條中附則第九條に二項を加える改正規定を削り、第四十一條を第四十九條とする。

第四十條のうち本則(第四十四條の二及び第五十九條を除く)の改正規定中「第四十四條の二及び」を削り、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四十條中第四十四條の二の改正規定を削る。

第四十條のうち第五十七條の次に三條を加える改正規定のうち「三條」を「一條」に改め、第五十七條の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなればならない」を「協力を求めるものとする」に改め、第五十七條の三及び第五十七條の四を削る。

第四十條のうち第五十九條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」に、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第四號を削る。

第四十條のうち附則第五條第二項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第四十條を第四十八條とする。

第三十九條中第五十七條に一項を加える改正規定の前に次のように加える。

目次中「第四十六條」を「第四十六條の二」に改める。

二に改める。
第二章第七節中第四十六條の次に次の一條を加える。

(農林水産大臣への協議等)

第四十六條の二 内閣総理大臣は、機構に対し第四十五條の規定による命令(政令で定めるものに限る)をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、機構又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第三十九條のうち第五十七條に一項を加える改正規定のうち第四項中「大蔵大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十九條中第五十八條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定、第五十九條第二項の改正規定、同條第五項の改正規定、第六十五條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定、第六十八條の二中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定、第六十八條の三第五項の改正規定、第七十條の見出しの改正規定及び同條にただし書を加える改正規定を削る。

第三十九條のうち第七十條に二項を加える改正規定のうち「第七十條」の下に「の見出しを(主務大臣等)」に改め、同條中「農林水産大臣及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條「を」を加え、第二項中「金融監督庁長官」を「金融融合庁長官」に改め、第三項中「農林水産省令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十九條のうち第七十二條第一項第二号の改正規定、附則第八條第三項の改正規定及び附則第十二條を附則第十三條とし、附則第十一條の次に一條を加える改正規定を削り、第三十九條を第四十六條とし、同條の次に次の一條を加える。
(通信・放送機構法の一部改正)

第二類第七号

行政改革に関する特別委員會議録第九号 平成九年五月二十六日

第四十七條 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四十三條」を「第四十三條の二」に改める。

本則中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第七章中第四十三條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第四十三條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融融合庁長官に委任する。

2 金融融合庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長及び金融支局長に委任することができる。

附則第四條の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十八條のうち第十三條の改正規定中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及び大蔵大臣」に改め、同條に一項を加える改正規定のうち第二項中「金融監督庁長官」を「金融融合庁長官」に改め、第三十八條を第四十五條とする。

第三十七條中第二十一條第三項の改正規定、第五十五條第二項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定、第五十六條第一項第一号及び第四項の改正規定、同項を同條第五項とする改正規定、同條第三項第一号の改正規定及び同項を同條第四項とし、同條第二項の次に一項を加える改正規定、第五十七條第一項第二号、第二項及び第五項の改正規定、第五十九條第三項の改正規定及び同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に一項を加える改正規定、第六十條第一項及び第二項の改正規定並びに同條に一項を加える改正規定、第六十一條第一項及び第三項から第六項までの改正規定並びに同條に一項を加える改正規定、第六十二條第一項及び第三項並びに第四項の改正規定、第六十三條第二項、第三項並びに第四項及び第六項の改正規定、第六十四條第三項の改正規定

定、第六十五條の改正規定並びに第六十六條第一項及び第三項の改正規定並びに同條に一項を加える改正規定を次のように改める。

本則第五十五條第二項、第五十六條第四項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項及び第三項から第六項まで、第六十四條第三項、第六十五條、第六十六條第一項及び第三項、第八十一條の三第三項並びに第八十三條を除く。中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第五十五條第二項中「大蔵大臣、労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六條第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、当該決定が労働金庫に関するものである場合には大蔵大臣及び労働大臣を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第五十九條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第六十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては大蔵大臣及び労働大臣を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第六十一條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「協議し、労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない」を「協議しなければならない」に改め、同條第五項及び第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十四條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、当該決定が労働金庫に関するものである場合は、大蔵大臣及び労働大臣(労働金庫にあつては、大蔵大臣及び労働大臣、第六十八條、第六十九條第一項及び第六項、第七十條第一項、第七十三條第六項、第七十四條第四項並びに第七十九條第一項及び第三項において同じ)を「内閣総理大臣」に改める。

第六十六條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四條第十一項において同じ)を「内閣総理大臣及び都道府県知事とする」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

合には大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣及び都道府県知事」に改める。

第六十五條中「大蔵大臣(労働金庫にあつては、大蔵大臣及び労働大臣、第六十八條、第六十九條第一項及び第六項、第七十條第一項、第七十三條第六項、第七十四條第四項並びに第七十九條第一項及び第三項において同じ)」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十六條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四條第十一項において同じ)を「内閣総理大臣及び都道府県知事とする」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七條のうち第三章第四節第一款中第六十七條の次に一條を加える改正規定のうち第六十七條の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同條中「ときは、あらかじめ」を「場合において、必要を」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改める。

第三十七條のうち第八十一條の三第三項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定中「改め、同條に次の一項を加える」を「改める」に改め、第四項を削る。

第三十七條中第八十一條の四第五項の改正規定を削る。

第三十七條のうち第八十三條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融融合庁長官」に、「行わせる」を「を」を「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同條に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融融合庁長官」に改める。

第三十七條中第八十七條第二号の改正規定及び第九十一條に一号を加える改正規定を削る。
第三十七條中附則第八條第一項第一号及び第六

号の改正規定、附則第十六条の改正規定並びに附則第十七条第三項の改正規定を削る。

第三十七條のうち附則第二十二條第一項の改正規定中「附則第二十二條第一項」を「附則第八條第一項第一号及び第六号、第十六條第一項、第二項及び第四項並びに第二十二條第一項」に改め、第三十七條を第四十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第四十四條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九條に次の一項を加える。

2 この法律に定める内閣総理大臣の権限は、政令で定めるところにより、金融庁長官に委任する。

第三十六條のうち目次の改正規定中「第三十六條の五」を「第三十六條の三」に改める。

第三十六條のうち本則(第八條第十項、第二十一條の二、第二十四條第一項及び第三十二條を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十六條のうち第八條第十項の改正規定中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

第三十六條のうち第二十四條第一項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十六條のうち第三十二條の改正規定のうち同條の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同條中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改める。

第三十六條のうち第三十二條の改正規定中「同條第四項」に「の下に」、「財務局長又は財務

支局長」を「金融局長又は金融支局長」に「を加え、第四章中同條を第三十二條の五とする改正規定中「第三十二條の五」を「第三十二條の三」に改める。

第三十六條のうち第三十二條の次に三條を加える改正規定のうち「三條を」を「一條を」に改め、第三十二條の二及び第三十二條の三を削り、第三十二條の四第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第三号を削り、同條第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同條第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同條第四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同條を第三十二條の二とする。

第三十六條を第四十二條とする。
第三十五條のうち本則(第三十條を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第三十五條中第六條に一項を加える改正規定を削る。
第三十五條のうち第三十條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「行わせる」を「を」、「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同條に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第三十五條を第四十一條とし、第三十四條を第四十條とする。

第三十三條中第二條第一項の改正規定を次のように改める。
第二條第一項、第四條の二第一項、第六條第一項及び第二項、第七條第二項並びに第九條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第三十三條のうち第九條の次に三條を加える改正規定のうち「三條を」を「一條を」に改め、第九條の二及び第九條の三を削り、第九條の四見

出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、「第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三十一條の二第一項第二号に掲げる処分に係るものを除く。」を削り、同條を第九條の二とし、同條の次に次のように加える。
第十條中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第三十三條を第三十九條とする。
第三十二條のうち目次の改正規定中「第七十二條」を「第五十八條」に、「第七十二條・第七十二條の二」を「第五十八條の二」に改め、第七十二條の見出しの改正規定の前に次のように加える。

第二章第七節中第五十八條の次に次の一條を加える。
(農林水産大臣への協議等)
第五十八條の二 内閣総理大臣は、基金協会に對し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 第二十六條の規定による設立の認可
二 第五十七條第一項の規定による業務の停止の命令
三 第五十七條第二項の規定による解散の命令

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、基金協会又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。
第三十二條のうち第七十二條の見出し及び同條第一項の改正規定中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及び大蔵大臣」に、「次のように改める」を「削る」に改め、ただし書を削る。

第三十二條のうち第七十二條第二項の改正規定中「農林水産大臣の権限及び」を削り、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に三項を加える改正規定のうち「同條第五項」を「同條第四項」に、

「三項」を「一項」に改め、第二項を削り、第三項中「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、同項を第二項とし、第四項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項を第三項とする。
第三十二條中第四項中第七十二條の次に一條を加える改正規定を削り、第三十二條を第三十八條とする。

第三十一條のうち第六十七條の九第一項の表第一号及び第二号並びに第五号並びに同條第二項の表第一号及び第二号並びに第五号の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第三十一條を第三十七條とし、第三十條を第三十六條とする。
第二十九條のうち本則(第二十八條の二第二項、第四項及び第六項、第二十八條の三第五項、第二十九條の二第三項並びに第三十二條を除く。)の改正規定中「第二十八條の二第二項、第四項及び第六項、第二十八條の三第五項、第二十九條の二第三項並びに第三十二條を除く。」を削る。

第二十九條のうち第二十六條第二項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第二十九條のうち第二十八條の二第二項の改正規定中「改め、運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加え、「改める」に改め、同條第四項及び第六項の改正規定を削る。
第二十九條中第二十八條の三第五項の改正規定を削る。

第二十九條のうち第二十九條の二第一項及び第三項の改正規定中「第二十九條の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に「を削る」。

第二十九條のうち第三十一條の改正規定中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。
第二十九條中第三十二條の改正規定を削る。
第二十九條のうち第三十九條の改正規定中「総

理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十九条のうち第八十四条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第二十九条を第三十五条とする。

第二十八条のうち本則(第十六条を除く。)の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十八条のうち第十六条の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、「行わせる」を「を」を「財務局長又は財務支局長に行わせる」を「金融局長又は金融支局長に」に改め、同条に第二項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第二号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第四号を削る。

第二十八条のうち附則第五項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第二十八条を第三十四条とする。

第二十七条のうち本則(第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号及び第九十条及び第九十八条を除く。)の改正規定中「第九十条」の下に「第九十五条第一項、第九十七条」を、「大蔵大臣」の下に「及び労働大臣」を加え、「総理府令・大蔵省令・労働省令」を「総理府令」に改める。

第二十七条中第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号及び第九十条の改正規定並びに第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定を次のように改める。

第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第九十二条第二項及び第三項並びに第九十三条第二項中「大蔵大臣又は労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十四条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、並びに第五十六条第一号」を「第五十六条第一号」に改め、「告示」の下に

「並びに第五十七条の二(大蔵大臣への協力要請)」を加え、同条第二項中「銀行法の規定中「大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣及び労働大臣」と、同法」を「銀行法」に改める。

第九十五条第一項中「大蔵大臣若しくは労働大臣」及び「大蔵大臣及び労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条中第九十六條の二の次に一條を加える改正規定を削る。

第二十七条中第九十七條の改正規定を次のように改める。

第九十七條を次のように改める。

(労働大臣への協議等)
第九十七條 内閣総理大臣は、労働金庫に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

一 第六條(事業免許)の規定による免許
二 第九十五條第一項(業務の停止等)の規定又は銀行法第二十六條第一項(業務の停止等)の規定による命令
三 第九十五條(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、労働金庫に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を労働大臣に通知するものとする。

第二十七條のうち第九十八條の改正規定のうち同条第一項中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に改め、「及びこの法律の規定による労働大臣の権限」を削り、「地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)」を「金融局長若しくは金融支局長」に改め、第二十七條を第三十三條とする。

第二十六條のうち目次の改正規定中「目次中」の下に「第三十六條」を「第三十六條の二」

に、」を加える。

第二十六條中目次の改正規定の次に次のように加える。
第六章中第三十六條の次に次の一條を加える。

(通商産業大臣への協議等)
第三十六條の二 内閣総理大臣は、協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第六條第一項の規定による設立の認可
二 第三十六條の規定による業務の停止
三 第三十六條第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、協会に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

第二十六條中第三十八條及び第三十九條の改正規定並びに第七章中第三十九條の次に一條を加える改正規定を次のように改める。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。
(主務大臣等)
第三十八條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、総理府令とする。

(権限の委任)
第三十九條 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

一 第六條第一項の規定による設立の認可
二 第三十六條第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を金融局長若しくは金融支局長

又は地方公共団体の長に委任することができる。
第二十六條を第三十二條とする。

第二十五條中目次の改正規定を次のように改める。
目次中「第六十八條」を「第六十八條の二」に改める。

第二十五條中目次の改正規定の次に次のように加える。
第二章第六節中第六十八條の次に次の一條を加える。

(農林水産大臣への協議等)
第六十八條の二 内閣総理大臣は、協会に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 第五十條の規定による設立の認可
二 第六十七條第一項の規定による事業の停止の命令
三 第六十七條の規定による解散の命令

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、協会又は受託者に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第二十五條のうち第八十四條第二項の改正規定中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及び大蔵大臣」に、「次のように改める」を「削る」に改め、ただし書を削る。

第二十五條のうち第八十四條第二項の改正規定中「農林水産大臣の権限及び」を削り、「金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「金融庁長官に委任された権限」に改め、「の下に」を「(金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)」を加え、「を」を「金融局長若しくは金融支局長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に三項を加える改正規定のうち「同条第五項」を「同条第四項」に、「三項」を「二項」に改め、第二項を削り、

中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六項の改正規定中「農林水産大臣」及び「及び大蔵大臣」を削る。

第十六条のうち第百二十七条第六項を第七項とし、同項の次に一項を加える改正規定のうち第八項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第一号中「第三号」を「第三号及び」に改め、「及び第百二十七条の三第六号」を削り、同項第二号中「第百二十七条の三第二号」において同じを削り、同項第五号を削る。

第十六条のうち第百二十七条第三項の次に一項を加える改正規定中「農林水産大臣」及び「及び大蔵大臣」を削る。

第十六条のうち第八章中第百二十七条の次に三項を加える改正規定のうち「三項」を「二項」に改め、第百二十七条の二の見出し中「協議」を「協力要請」に改め、同条中「農林水産大臣及び」を削り、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改め、第百二十七条の三を次のように改める。

(農林水産大臣への協議等)

第百二十七条の三 内閣総理大臣は、組合に対し次に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 第六十四条(第九十二条第四項、第九十六條第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可
二 第百二十三条の二第二項又は第百二十四条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三 第百二十四条の二の規定による解散の命令

2 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、組合又は連合会の子会社に対しこの法律

第二類第七号

行政改革に関する特別委員会議録第九号 平成九年五月二十六日

の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第十五条のうち本則第三項第五項を除く。の改正規定中「(第三項第五項を除く。)」を削り、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第十五条中第三項第五項の改正規定及び第十二条第一号の改正規定を削る。

第十五条のうち第二十五條の次に二項を加える改正規定のうち「二項」を「一」に改め、第二十五條の二を削り、第二十五條の三の見出しを含む。中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第二十五條の二とし、第十五條を第二十條とする。

第十四条のうち第二項第九項及び第十七項の改正規定を次のように改める。

本則第四十九條 第五十六條、第六十六條、第七十九條の十五、第八十五條の二第一項及び第二項、第百五十四條の二、第百五十六條、第百八十条から第百八十五條まで並びに第百九十四條の三を除く。中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十四条中第三章(第四十九條、第五十六條及び第六十六條を除く。)の改正規定を削る。
第十四条のうち第六十二條第一項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第十四条のうち第六十五條の二第三項の改正規定中「(第百七条の二第一項の下に、第百九十四條の五第二項)を加え」を削る。

第十四条中第四章(第七十四條第三項、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第七十九條の四及び第七十九條の十五を除く。)の改正規定を削る。

第十四条のうち第六十九條第二項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。
第十四条中第七十四條第三項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第七十六條に一項を加

える改正規定、第七十七條に一項を加える改正規定、第七十八條の改正規定、第七十九條に一項を加える改正規定、第七十九條の四に一項を加える改正規定、第七十九條の十四に一項を加える改正規定、第五章(第八十五條の二、第百九條から第百十三條まで、第百十七條、第百十九條、第百二十三條、第百三十二條、第百五十四條の二及び第百五十六條を除く。)の改正規定及び第八十二條第二項の改正規定を削る。

第十四条のうち第八十五條の二第一項の改正規定のうち同項中「大蔵大臣及び」を削る。
第十四条のうち第八十五條の二第一項の次に二項を加える改正規定のうち「二項」を「一」に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。

第十四条のうち第八十五條の二に一項を加える改正規定、第百九條に一項を加える改正規定、第百十條の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第百十一條に一項を加える改正規定、第百十二條に一項を加える改正規定、第百十三條に一項を加える改正規定、第百十七條に一項を加える改正規定、第百十九條に一項を加える改正規定、第百二十三條に一項を加える改正規定並びに第百五十四條に一項を加える改正規定を削る。

第十四条のうち第百五十六條の改正規定中「大蔵大臣及び」を削り、同条に二項を加える改正規定のうち「二項」を「一」に改め、第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第三項を削る。

第十四条中第五章の二の改正規定を削る。
第十四条のうち第百五十六條の三第三項の改正規定中「(大蔵省令)を「総理府令・大蔵省令」に削る。

第十四条中第百五十六條の五の改正規定、第百五十六條の七に一項を加える改正規定及び第百五十六條の八に一項を加える改正規定を削る。
第十四条のうち第百五十六條の十三の改正規定及び同条に一項を加える改正規定中「改め、同条に次の一項を加える」を「改める」に改め、第二

項を削る。

第十四条のうち第百六十一條の次に一項を加える改正規定のうち第百六十一條の二第一項中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十四条中第七章の改正規定、第百八十六條第一項、第二項及び第四項の改正規定、第百八十七條の改正規定、第百八十八條の改正規定、第百九十条第一項から第三項までの規定の改正規定、第百九十条第一項の改正規定、第百九十一條の改正規定並びに第百九十二條第一項の改正規定を削る。

第十四条のうち第百九十四條の三の改正規定のうち同条中「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該」に、「協議しなければならぬ」を「協力を求めるものとする」に改める。

第十四条のうち第百九十四條の四を第百九十四條の七とする改正規定中「(第百九十四條の七)を「第百九十四條の五」に改め、第百九十四條の三の次に三項を加える改正規定のうち「三項」を「二」に改め、第百九十四條の四及び第百九十四條の五を削り、第百九十四條の六第一項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第九號を削り、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第四項及び第五項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第六號を削り、同条を第百九十四條の四とする。

第十四条中第百九十七條第四號及び第七號並びに第百九十九條第一號の五の改正規定並びに第二百五號第五號の改正規定を削る。

第十四条中第二百六條第一號の改正規定、同条第二號の改正規定、同条第四號の改正規定、同条

第五号の改正規定、同条第六号の改正規定、同条第七号の改正規定及び同条第八号の改正規定を次のように改める。

第二百六条第一号中「第八十五条の二第一項」を「第八十五条の二第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「第八十五条の二第二項前段」を「第八十五条の二第三項前段」に改める。

第十四条のうち第二百八条第二号の改正規定及び同条第七号の改正規定中「第九百九条、第九百七条」を削り、「第八十五条の二第四項後段」を「第八十五条の二第三項後段」に改め、「第九百九条第一項、第九百七条第一項」に改め、同条第七号中「第七十九條の四若しくは第九百二十三條」を「第七十九條の四第一項若しくは第九百二十三條第一項」を削る。

第十四条中第二百二十四条第一項の改正規定及び同条に第一項として一項を加える改正規定を次のように改める。

第二百二十四条第四項中「財務局等職員」を「金融局等職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「財務局長又は財務支局長のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により金融局長又は金融支局長が」に、「財務局等職員」を「金融局等職員」に、「所屬する財務局又は財務支局」を「所屬する金融局又は金融支局」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融局長又は金融支局長は、委員会の承認を得て、金融局又は金融支局の職員のうち、

犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

第二百二十五条中「財務局等職員」を「金融局等職員」に、「財務局又は財務支局」を「金融局又は金融支局」に改める。

第二百二十七条中「財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員」を「金融局長若しくは金融支局長又は金融局等職員」に改める。

第十四条を第十九条とし、同条の次に次の一項を加える。

(公認会計士法の一部改正)

第十九条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七章中第四十九條の三の次に次の一項を加える。

(権限の委任)

第四十九條の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融庁長官に委任する。

一 第三十四條の八の規定による認可

二 第三十四條の二十一の規定による第三十四條の八の認可の取消し

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を金融局長又は金融支局長に委任することができる。

第十三条のうち第九十八條第二項の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又は財務支局長」を「金融局長又は金融支局長」に改め、同条第一項の次に次の五項を加える改正規定のうち第四項中「農林水産大臣」及び「及び大蔵大臣」を削り、第五項中「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、第六項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項第五号を削る。

第十三条のうち第五章中第九十八條の次に三条を加える改正規定のうち「三条」を「二条」に改

め、第九十八條の二中「農林水産大臣及び」を削り、「ときは、あらかじめ」を「場合において」に、「必要な」を「公的資金の導入その他の大蔵大臣の所掌に属する措置を必要と認めるときは、当該に、協議しなければならない」を「協力を求めるものとする」に改め、第九十八條の四を削り、第九十八條の三を次のように改める。

第九十八條の三 内閣総理大臣は、組合若しくは農事組合法人又は中央会に対しに掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 第六十條の規定による設立の認可

二 第九十四條の二第二項又は第九十五条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三 第九十五條の二の規定による解散の命令

前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、組合若しくは農事組合法人又は中央会に対しこの法律の規定による検査その他の監督をしたときは、速やかに、その旨及びその結果の概要を農林水産大臣に通知するものとする。

第十三条を第十七條とする。

第十二條のうち第十一條第三項の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第十二條を第十六條とする。

第十一條のうち第一條第一項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十一條のうち第五條ノ三第一項及び第八條の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定中「改め、同条の次に一條を加える」を「改める」に改め、第八條ノ二を削る。

第十一條のうち第九條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十一條のうち第九條ノ二の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「を」に、「財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「金融局長又ハ金融支局長ニ委任スル」に改め、同条に第一項として一項を加える改正規定のうち第一項中「金融監督庁

長官」を「金融庁長官」に改め、第十一條を第十五條とする。

第十條のうち第七條第一項の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、同条に一項を加える改正規定のうち第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第十條を第十四條とする。

第九條のうち第十條第二号及び第三号の改正規定、第十七條の改正規定、第十八條ノ二の改正規定並びに第二十條の改正規定中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第九條のうち第四十二條の改正規定中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「財務局長又ハ財務支局長」を「金融局長又ハ金融支局長」に改め、同条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定のうち第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第九條中第四十三條の改正規定を削り、第九條を第十二條とし、同条の次に一條を加える。

(社債等登録法の一部改正)

第十三條 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十條の次に一條を加える。

第十條ノ二 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

第八條のうち第二十五條第二項の改正規定及び同項にたし書を加える改正規定中「大蔵大臣」を「農林水産大臣及大蔵大臣」に、「改め、同項に次のたし書を加える」を「改める」に改め、たし書を削る。

第八條のうち第二十五條に一項を加える改正規定のうち第三項中「左ニ掲グルモノ」を「第三十二條ノ規定ニ依ル解散ノ命令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同項各号を削る。

第八條のうち第六章中第三十二條の次に三条を加える改正規定のうち「三条」を「二条」に改

め、第三十二条ノ二中「トキハ予メ」を「場合ニ於テ」に、「必要ナル」を「公的資金ノ導入其ノ他ノ大蔵大臣ノ所掌ニ属スル措置ヲ必要ト認ムルトキハ当該」に「協議スベシ」を「協力ヲ求ムルモノトス」に改め、第三十二条ノ四を削り、第三十二条ノ三を次のように改める。

第三十二条ノ三 主務大臣第三十一条第一項又ハ第三十二条ノ規定ニ依ル業務ノ全部又ハ一部ノ停止ノ命令ヲ為サントスルトキハ予メ農林水産大臣ニ協議スベシ

前項ニ定ムル場合ノ外主務大臣農林中央金庫又ハ其ノ子会社ニ対シ本法ノ規定ニ依ル検査其ノ他ノ監督ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨及其ノ結果ノ概要ヲ農林水産大臣ニ通知スルモノトス

第八条中第三十五条第一項第十八号の改正規定を削り、第八条を第十一条とする。

第七条のうち第五号第二項、第七号及び第九号の改正規定中「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第七条のうち第十九条の次に二条を加える改正規定のうち「二条」を「一条」に改め、第十九条ノ二第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第十九条ノ三を削る。

第七条のうち第二十二号及び第五号の改正規定中「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改め、第七号を第十号とする。

第六条のうち第四号第二項の改正規定中「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第六条のうち第百十九条ノ二の次に二条を加える改正規定のうち「二条」を「一条」に改め、第百十九条ノ三第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、第百十九条ノ四を削り、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第八条 労働省設置法(昭和二十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 削除
第四条第十七号中「前三号」を「第十四号及び第十五号」に改める。

第五条第十三号を次のように改める。
十三 削除
第四条の次に次の二条を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「金融制度の企画及び」を削り、同条第六号中「農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務(これに関連する業務を含む。以下この号において同じ)を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務」を「及びその行う金融業務(これに関連する業務を含む。)」に改め、同条第六号の二を削り、同条第十三号中「農水産業協同組合貯金保険機構」を削り、同条第百二十九号中「漁業信用基金協会」を削る。

第五条第十号中「農林中央金庫」を削る。
第二十九号及び第三十八条中「第六号の二」を削る。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第六条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四を削り、同項第四号の三の三を同項第四号の四とし、同項第八号中「中小企業に対する金融制度その他」を削り、同条第三項中「金融又は」を削る。

平成九年五月三十日印刷

平成九年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局